

後十數年を経、文武天皇の慶雲三年二月に入ると、國史に次の記事が見える。

一八六

是日庚子、二十六日、甲斐信濃越中但馬土左等國一十九社始入祈年幣帛例、其神名具神祇官記、

是れ即ち大化以後久しからぬ間に始められた官社の數に定額を増加して、是等五國に於ける新しい神社を列格されたことを教ふるもの。而して此の十九社の中に、本國では必ずや本社が採擇されてゐたに相違ないと解する者もあるが、そこまで主張せうとするには、なほ多少の説明を必要とする。それは本書に一切社名を録してないのと、十九所以外の社に就いて何とも記してないからである。即ち是より以前、その恩典に預つた若干のもの、あるを妨げないと同時に、若しさうとすれば、先に勅祭に預つた程の須波や水内神が之に漏らさるべき筈もないが、假にそのことなく、本國では此時が最初であるとしても、同様の理由により撰外に置かるべき道理がないので、此の理由の許に本社に於ける祈年頒幣の起源を少くも此際に置くのは正に至當の推測であらねばならぬ。而して是亦全國的には頗る早い時代の取扱にかゝるのである。かやうにして、大化改新以後久しからぬ間に、漸く舊套を脱して中央政局との連絡を通じ、必ずしも曩日の地方的雰圍氣内に甘んずるものでない氣配を見せたのである。

さて遷都か行宮の設置か、何れにもせよ、信濃への臨幸は自然に沙汰止みとなり、千載一遇の好機を永久に逸してしまつたのは、諷訪は固より地方名社のためにも、眞に口惜しき限りであつた。さり乍らその事の發表されてから、此に至る二十餘年の稍久しい間は、地方と、もに一社の上に最も光明の輝いた時期で、中央政界との交渉も此に始めて起り、他日の雄飛を期すべき基礎もや

う／＼に固められて、今や正に幽谷を出で、喬木に遷らうとする過度の期に際會したのである。之に引續いて元明天皇の和銅五年に撰上された古事記には、神代記事の一節として、祭神の事蹟を採録し、それが立派に國史の一部となるまでに價値づけられたのである。前章に述べた通り、そこには史實として容受し難い節々を含むといへ、之によつて我が大神の名を著し、暗々裡に一社の由來を紹介した效はいかに多大であつたか。數多い諸國大小神社の中、紀記にその記事を留めるもの、極めて稀な事實から推しても、吾人は記に載せられたことそれ自身……内容はいかにもあれ……を以て極めて貴重な收穫と思惟し、此に前々から涵養し來つた勢威の程をも認めようとするのである。

次いで養老五年六月には、信濃國を割いて初めて諷方國を置き、八月には諷方飛驒兩國を以て美濃按察使に隸せしめられた。國郡の建置は、奈良朝に入つてからも屢々で、殊に和銅天平の間にかけて分合のことが頻りに行はれたが、そこには令制の後を承けた政治上の必要が確かに潜んでゐたのである。而して此の場合、人口の増殖や産業の發展等、内容の充實よりも南北に分立する自然の地形に導かれ、殊には此の方面を経て甲斐武藏に入る街道筋が重要な度を加ふる等、新たな時勢の要求がその主因でなかつたかと察せらるゝ。それにしても之が中心勢力たる諷訪神の神威の發達を度外視しては、到底之を解決し得ないので、此點に於て諷方の分國丈は他の一般の例に異なる意義を含むと解したい。但し之を細かに論ずる時は、その疆域に就いて學者の説が一致しないので、政治的にはどれ程の價値を認めらるべきか、かなり疑問の節を見出

さるゝといへ、神社の信仰に立脚して考察した場合、少くも問題の半ばまでは容易に解決し得らるゝのである。此に於て神の國たる諏訪は、同時に人の國としての存在をも確實にしたのである。但し一旦はかやうに獨立の地位に昇つたものゝ、まだそれ丈の内實を具するに至らなかつたのか、この後九年を經、聖武帝の天平三年三月再び信濃本國に併合さるゝの餘儀なきに至つた。併し此際は全般に互る政府の整理的方針がその動因となつたので、相尋いで同様の運命に際した所も尠くなかつたのである。國としての諏方は廢せられて舊態に復歸したといへ、之により必ずしも中央との連絡に蹉跌を來すに至つたとは限るまい。而して國史の記事は此後諏訪に關して傳ふるところなく、姑し緘黙の間を辿り行くことゝなる。さり乍ら前後の事情を照合すると、さきに和銅二年三月には本國の兵を派して蝦夷を征伐し、此の後延暦九年閏三月には、蝦夷を征する爲め革甲若干を造らしめらるゝ等、當時繼續して行はれつゝ、あつた東征の業に關し、附近の國々と、もに一部の仕事を擔當して、土地柄に相當した役目の遂行を懈らなかつた。而してそれにつけても思出されたのが即ち諏訪の神威である。

そも、東夷の平定に關し、從軍の將士どもが人力を傾注した餘り、神威佛力に倚賴して、豫期の目的を貫徹せうとした熱心振りは、國史の記事が之を立證して餘りあるが、わけても關係地方に於ける名神社の數々は、いつも彼等の腦裡に強い力を以て活躍せられ、折に觸れて威靈を發揚された度も尠くなかつたのである。今その大體をいふならば、東の方太平洋沿ひの方面は、鹿島香取の二神を根本として神威遠く陸奥の境に及び、西の方日本海沿岸の地方にあつては、出羽

の大物忌、月山、小物忌の三神が宗たる位置を占め、此三神自上古時方有征戰殊標奇驗といはれたのである。此間にあつて、我が諏訪神に就いては、正史の表にその跡を留めないが、かの畫詞縁起中の傳によると、延暦廿年二月東夷安部高丸追討のため、坂上田村麻呂が山道を経て奥州へ下向した際、心中に祈願を籠めて、神驗を庶幾した一場の昔語を載せてゐる。即ちその模様を述べて傳聞ク諏方大明神ハ東關第一ノ軍サ神ミ也、梟夷追討ノ爲ニ風詔ヲカフリテ素境ニ向フ、神力ニアラスハ賊衆ヲ誅シカタシ、神鑿ヲタレテ所願ヲ成就シ給ヘト祈誓シテ、信州ニ至リ給シ時、伊那郡ト諏訪群トノ堺ニ大田切ト云所ニテ、先一騎ノ兵客參會ス、穀ノ葉ノ藍摺ノ水旱ヲキテ、鷹羽ノ篋矢ヲ負ヒ、葦毛ナル馬ニノリタリ、將軍誰人ソト問給フ、當國住人也、殊ニ官仕ノ志シアリテ參向スト、兵客答フ、只人ニアラスト、將軍思玉テ、即先陣トシテハルノ、奥州へ趣キ給フ、其間山川所々ニテ眷屬多ク化現ス、官軍ミナ奇異ノ思ヲナシテイサミアヒケリ、といひ、引きつゞき靈威の發揮された顛末を詳かにしてゐる。東征の業に關し、田村麻呂の功績が最も顯著であつた丈に事實以上に誇張さるゝと共に、就中中心的位置を占むるに至つた由來は頗る遠いが、その表れの一として、東北地方に於ける社寺の緣起を彼の手にかける風習も可なり、古代にまで溯源し得らるゝので、かの吾妻鏡文治五年の條に見える陸奥の鎮守府八幡宮や田谷窟のその如きは、蓋し之が先驅をなす事例といはれよう。之に次ぐのがこの畫詞の記事で、その殆ど全部を傳説化し、史實の範圍よりいたくかけ隔つてゐるのは、一見して之を會得さるゝのである。田村麻呂は此にいふ延暦廿年二月を以て征夷大將軍として節刀を受けて戰地に臨

み、尋いで同年十月凱旋して之を返納し、恩賞に預つたが、引きつゞき翌廿一年正月に入ると、膽澤城を造築のために差遣され、七月に至り歸京した。此際に當つては、我が信濃の浪人等も駿河以下九國の同勢合して四千人の一部として城邊に配置された。蓋し守備のためであらう。

以上社傳にいふところは、その年代に於て、國史の記載と矛盾を見ない。尤も東下の道筋に關しては、史に何ともいつてゐないが、本書にいふ、山道ヲヘテ奥州ニ下向する道程は、東海道に並ぶ幹線の一として、普通の順路であつたから、之に依つたとして、少しも不都合がない。然りとすれば、必ずや信濃を經、郡境大田切の邊を過つた筈で、さうすれば、本國第一の男神として所願成就の祈請を籠める位のことは、あり得たに相違ない。殊に畫詞の記事に於て注意を惹かるゝのは、田村麻呂が往還ともに近境にまで足を入れ乍ら、そのまゝに通過したとあつて、親しく禮拜を遂げたとはいはない點にある。世の常に於ける縁起の習ひとしては、事實を曲げてまでも高貴の人々の社參に託して一社の光華を輝かせうとするに拘はらず、少しもその氣配を見せないのは、大いに味ふべきところであるまいか。次に神躬ら從軍して奇驗を示し給うたといふのは、同様の場合に共通する思想の表れに係るが、その間途中の山川所々に於て、眷族多く化現して不思議の思をなさしめたとあるは、御子神信仰に起つて、かの鹿島や香取の苗裔神の分布と揆を一にする現象とも解せらるゝので、吾人は寧ろ此にこの物語の眞價を認めたいと思ふ。但しその結果として、郡の田島山野各千町と毎年の作稻八萬四千束とを神事要脚に寄せられ、しかもそれが宣旨に出たといふに至つては、固より月並の傳會説に係り、事實として云々すべき限りでないのである。

さり乍ら傳説にもせよ、一社の語草として、かく言傳へたのは偶然のことでないで、今先づこれを前々から本國信濃の地方が東征の業に關して占めた輕からぬ地位に鑑みると、人から延いて神に及んで、國內諸神にも加護を促し、聲援を請ふに至るべき素地を具し、その準備にも缺けなかつたといひたい。而してかやうな地方的背景に圍周せられた一社に特殊の事象として看過すべからざるは、上社の祭神が勳位を帶せられた事實である。即ちこの後承和九年五月となり、無位勳八等南方刀美神を從五位下に敘せらるゝとあつて、少くも承和以前に於て、勳八等を受けられる程度の神績が公に認められたのである。八等は階級こそ低いが、本國では以外に之を受けた神なく、之を他に比較すると、廣田生田、安房出雲大社宗像等の錚々たる神も、國史に所載の勳位は、之に同等であつた。此の帶勳の事實からすると、外ならぬ街道筋に於ける名神の一として蝦夷の追討に關する祈願を受け、延いて神驗の現れた場合があつたとしても、強ち無稽の臆測とはいはれまい。之を史に參するに、戦局たる陸奥出羽の方面では、鎮守府將軍や國司の奏請によつて新たに幣社に列し、封戸を進め、神階勳位を奉つて神功に酬ひられた例が尠くないが、その中で勳位と封戸とを以てされたのは、延暦元年に於ける鹿島神で、國史にその事由を述べて、討撥凶賊神驗非虛とある。延いて比隣の國々では、武藏の奈良神の如く、本國の軍士が神靈を奉戴して夷虜の攻撃に從つた際、いたく神驗を著されたやうな例もある。仍つて推測するに、我が諏訪神にあつても、いつの頃にか鹿島や奈良神に類似の靈驗が現れた、め、勳位の奉授となつたのであるまいか。尙ほ之を三代實錄貞觀十二年八月二十八日の條に

とある記事に参照するに、此の須波神⁽¹¹⁾を以て先人の説いたやうに我が諏訪神の謂とする時は、是より先、いづれの代にか日本海沿岸にも勢威を及ぼして、所謂御子神の社即ち分社の發生を促した場合があつたのであらねばならぬ。固よりその數に於ては纔か一所に過ぎないので、鹿島香取の苗裔神に比しては及びもつかないといへ、大物忌等三神の信仰圏内として、後々までもその威力を欽仰された出羽地方に、全く系統を異にする他神の勸請を見たのは、頗る興味をそゝる事柄とするに足り、之によつて前段の臆見にも一層の強味が加へらるゝのである。

吾人は思ふ、信濃が蝦夷に入る門戸に位したにつけ、延いて本社⁽¹²⁾の威靈も勳八等を授けらるゝまでに發現されたので、正確なる記録をこそ留めざれ、鹿島香取や出羽の三神に次ぎ、神驗の顯著にましゝたのが我が諏訪神で、王代に入り一社勃興の動機となつた原因の一は此にあるといひたい。而して授勳の時期が、その制度の創まつた奈良朝末期より下るべきは勿論で、假に上記田村麻呂の傳説にある程度までの史實を含むとする時は、之を以て此際にかけるのが最も穩當であるまいか。後のもの乍ら、延文の縁起は蝦夷に關する詳細なる古文獻として、學者の間に珍重され、又時々發現された神驗の上にも陸奥に關するその數々を残す等、一社に東北關係の色彩を比較的濃厚に取入れたのも、その由來頗る遠いので、之が出發點は奈良朝のそのかみに於ける上記の經過に存し、爾後代々を経て資料の保存されたによるのであらう。

さて桓武の朝に於ける田村麻呂の事業が、いつまでも人口に膾炙して、常に後人の記憶に新た

であつた如く、之に關與したといふ本社祠官の間にあつても、永世の語草として、此に一社の發達上、前後の時代に區別すべき重要性を見出すに至つたのであらう。かの畫詞の文面には、さきの莫大な社領の寄進の外、年中七十餘度の神事も、此時より退轉なく、造營に關し一國に貢税を課する制も此の御代に始まるといつて、社運の革新期を當代にかける思想を頗る高調してゐる。思ふに時代を経て、追遠的傾向が次第に著しきを加へた結果として、東征に關する神驗が誇張せられ、延いて此に至つたのはいふを俟たないので、此の傾向を具象化して表示したのが即ち上記畫詞の記事に外ならぬといひたい。畫詞より一步を進めると、大祝家の家傳となり、同家の祖有員を延暦仁和年間の人として、家の嚴重な掟にも反した東征の軍に隨從説を傳會し、一轉してその出自を桓武天皇の皇胤にかけるまでに進んで、かの宗像大宮司家の始祖を宇多帝の皇子と稱する傳承と揆を一にするに至つたのである。是等の顛末は此に直接の必要を伴はないから、たゞ大要を擧ぐるに止めるが、察するに、前田本系圖や大祝職次第書の如く、一家の出自を有員にかけ、以前の系を立てないのが家系の古い姿で、此にも時代を背景とする大きい事由が横たはる。

此に於て轉じて此間に於ける地方の氏族的状态に顧みると、古代のある期間を通じ、本國の首長として權勢を振つた國造家の裔といはるゝ者に、金刺⁽¹³⁾舍人及び他田⁽¹⁴⁾舍人の二流がある。前者は欽明天皇磯城島金刺宮に、後者は敏達天皇譯語田幸宮に奉仕した御名代部としての名を取つたものといひ、奈良朝から平安初期にかけ、前者は駿河の駿河益頭から本國の伊那、諏訪水内埴科等各郡に、後者は駿河の有度から本國の伊那、小縣郡に相參差して、氏人を留め、その中には

駿河國某郡主政无位金刺舍人祖父萬侶(天平十年駿河國正稅帳) 駿河國益頭郡人金刺舍人麻自
 (續紀天平寶字元年八月十八日) 信濃國牧主當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八麻呂續紀
 天平神護元年正月七日類聚三代格一八弘仁三年十二月八日太政官符) 信濃國水内郡人女孺外從五位
 下金刺舍人若嶋續紀寶龜三年正月二十四日同八年正月十日) 駿河國駿河郡大領正六位上金刺舍人
 廣名續紀延曆十年四月十八日) 信濃國埴科郡大領外從七位上金刺舍人正長三代實錄貞觀四年三月
 二十日) 信濃國諫訪郡人右近衛將監正六位上金刺舍人貞長三代實錄貞觀五年九月五日……

以上金刺舍人

駿河國使有度郡散事他田舍人廣庭(天平十年駿河國正稅帳) 國造少縣郡他田舍人大嶋(萬葉集二〇
 天平勝寶七歳ノ和歌) 信濃國伊那郡人他田舍人千世實續紀神護景雲二年六月二十三日) 信濃國小
 縣郡跡目里人他田舍人蝦夷(日本靈異記) 信濃國小縣郡權少領外正八位下他田舍人藤雄三代
 實錄貞觀四年三月二十日) 他田眞樹承平八年二月少懸郡國分(將門記)…… 以上他田舍人
 等の人々を史に散見せしめてゐる。固より金刺他田の何れにしても、御名代の名に負ふ以上、姓
 氏と系統とは分離して考ふるを一應の順序とするといへ、かく駿信の間に繼續して集團的に分
 布し、職業や地位の上にも共通的傾向の認めらるゝ以上、是等の者を以て同一系統の範疇に入れ、
 就中何れかに之が中心點を求めても、強ちに不當の臆測といひ難からう。而してその中で我が
 諫訪郡に於ける貞長の家が、早く貞觀の頃に於て、神八井耳命の後と稱したのは國史の明記する
 ところで、之によつて是等すべてを同系の出とすれば、自然に國造の裔といふに導かるゝのであ

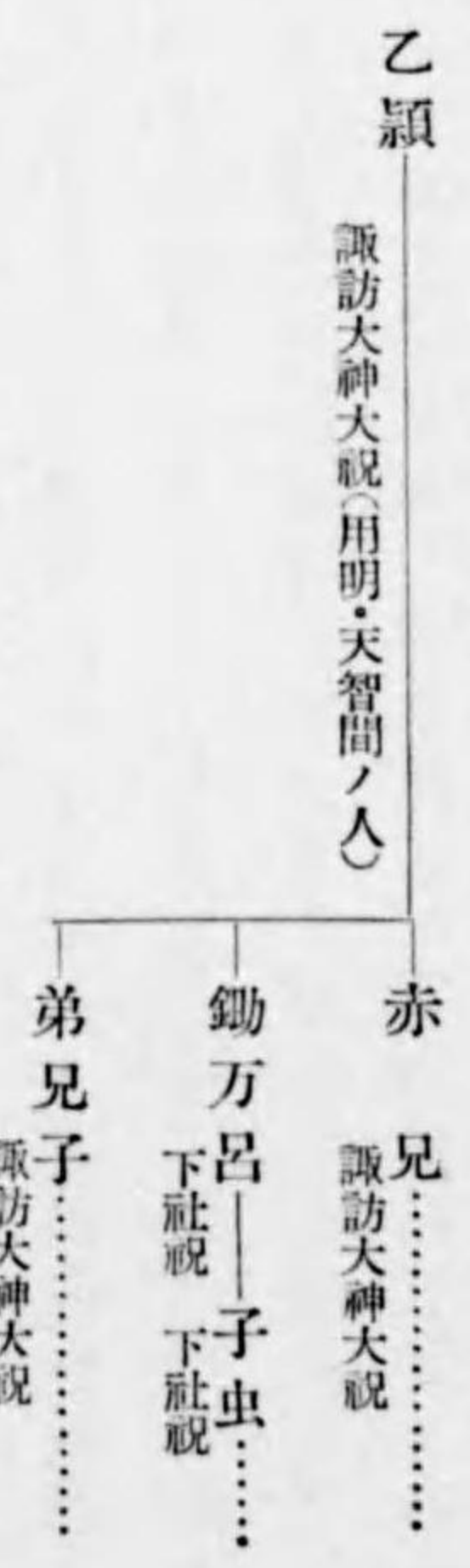
る。而してなほ國史の表では、貞長と同日に右京人散位外從五位下多臣自然麻呂に宿禰の姓を
 賜ひ、並是神八井耳命之苗裔也と録してゐて、後世樂官の家として世に著はれた自然麻呂の流と
 も出自を一にすることを明記してゐる。然ればかく同日にかけて發表されたのも決して偶然
 でないが、之によつても諫訪に於ける金刺氏の流が地方に於ける同族中の錚々たる地位にあつ
 たのを察するに足る。さればこそ貞長自身も京官を帶し、敍位の典にも預るを得たのであらう。
 然りとする時は、他田氏の本宗が、恐らくは國造家の嫡流として、永く舊地に留まり舊稱を持續し
 たに對し、金刺氏の系は、少くも平安初期の頃に於て諫訪を根據地として、北は埴科から南は伊那
 の方面に擴がり、地方に於ける政治系統の要樞を占めた著族とするに足るのである。加ふるに
 さきの八麻呂の身柄に信濃國牧主當伊那郡大領とあるによれば、是等人々の職業的地位と地方
 的勢力との程をも自然に推測らるゝものがある。

簡單乍ら以上國史の記載からすると、兩氏ともに土豪として根據を固めた由來頗る久しく、ど
 うしても奈良や平安期に入つてからの俄分際者と思へない節々を留めるので、仍つて想像を加
 へると、その出自は、更に國造期を溯つた古代に入り、或はかの安曇系の血を分けた古族であつた
 かとも推量さるゝので、假に栗岩氏の説かれたやうに、金刺の語を以て文身の義と解すれば、相互
 の間に風俗上の契合を認められ、如上の假定説に一根據を加ふることゝなる。併し此點に就い
 ては、なほ他日の攷究に俟たなければならぬ。

此に一言觸れておきたいのは、諫訪家譜(系譜部類下所收及び修補諫訪氏系圖(正篇)に收むる神氏

系圖の傳で、本書には此家の出自が頗る明白にされてゐる。就中此に必要な大意は

- 一、建御名方神の御子伊豆早雄命第十二世の孫建大臣命が、景行天皇の朝、洲羽國造に定められてから子孫代々その職を世襲し來つた。
- 二、神八井耳命第六世の孫健五百武命は、崇神天皇の朝に科野國造に定められ、爾來子孫その職を家にし來つた。此家は前項洲羽國造家とも姻戚の間にあつて、第四世武諸日命以來その子孫は洲羽家の流に入ることゝなつた。
- 三、武諸日命第七世の孫乙穎の時に初めて神子として諏訪大神の大祝となつた。時は用明天皇の御宇で、その略系は左の如くである。



といふにあつて、上代以來上下社ともに、神奇たる洲羽國造家に入つた科野國造家の系統によつて奉仕され來つたといふを主眼とする。何れにもあれ、確實性の保し難きは系圖や家傳の常とするところで、殊にかやうな古代の史實に關する場合に於てをやである。之に對して嚴密なる史的批判を下すは、今日の場合、時機尙早の感あるを免れないから、たゞ一應の紹介に止め、別種の見地から管見の一端を披瀝したいと思ふ。國造家の人々が大領、少領等郡司の職を帶するは、出

雲を始めその例に乏しくないので、是等職分からその家の源流や往代に於ける格式等を探り得らるゝ事例も亦尠しとしない。此點に於て奈良朝以來郡司の要職にあつた金刺氏の出自を國造の系に歸する古來の傳承は、一應然るべきことゝして首肯せらるゝ。さり乍ら他の一面に於て、之と反對に他方の豪族が出自を皇胤又は著族に繋げて門地を顯貴にせうとする風習も、その事例に乏しくない。即ち金刺氏に就いても、既述の如く、南北信に互る舊族として、一國の主權者たる國造家に近づき、之と混一體になつたか、若しくは之を冒稱して皇別の分流たるを誇として、上代も末つ方に及んでは、或は所在に郡司の職を家にし、或は豊富なる牧馬の權を手にする等、切りに地方に勢威を張つて、頗る世に著るゝに至つたといふ見解にも、一通りの事由を認めらるゝ。かくてその末貞觀の頃となり、特に著姓を授かつた一派が諏訪郡にあつたのは、何れにしても此の方面に本居を固めた由來の存外に古くして且つ堅いことを偲ばしめる一端とするに足るのである。郡内に於ける一族の貫住地は、續いていふ下社との關係よりせば、下諏訪町の附近にあつて、今もあたりの曠野に横たはる大小の無名墳には、そのかみ地方に羽振り⁽²⁰⁾を聞かせた氏人の銚々たる人達が永久の安らかな眠を貪りつゝ、あるのであるまいか。中にもかの秋宮の社頭の近い青塚古墳の如き、假に一部學者のいふ如く、金刺家に屬する何人かのそれとする時は、その規模からして、少くも奈良朝以前に於ける繁榮の一斑をも推測せらるゝのである。それと同じ場合が多いので、此點に立脚する時は、此に至る間相互に或る程度までの繋がりが結ばれてゐ

たのでなからうかとも察せらるゝ。之を王朝以來の史實に顧みるに、源平時代にかけて下宮金刺盛澄といふ者のあるによつても、その頃金刺家が長官たる祝職にゐたことを否定すべくもない。然るに上社の大祝家は、一時その出自を皇胤にかけた場合もあるといへ、後々までも神氏の稱を棄てないで、少くもその本流に於ては、金刺の系を混へた形蹟を留めない。即ち金刺對神社關係は、下社に於て成立し持續されたのである。さり乍ら鎌倉以前の時代に分入る時は、纔かに系圖の表を頼りにする許りで、先の貞觀年中の記文に至るまで何等の手懸りをも残さないから、之をいかやうにも解釋せらるゝといへ、吾人は一般の趨勢から察して、金刺氏が下社に關するに至つた時代を大化以降國造家が政權に離れて從前の優越的地位から却き、その後を承けたといふ金刺氏の流が繁衍して諫訪に入込んだ頃に降り、恐らくは奈良朝から平安初期に至る間の出來事でなかつたかと思ふのである。而してそこに至つた事情としては、前々から涵養し來つた此の一家の地方的勢力に思を致し、かやうな背景が樹立してゐた結果として、いつしか一社の主權をも手にし得たものと考へたい。それは丁度近く下總の香取神宮に於て、奈良朝の末、大中臣の氏が古來の神主家たる所謂神家の流に代り、神主を改めて宮司となつたと傳へるのと符節を合する現象である。従つて往代からの安曇關係の族は、漸くその影を薄くし、此に勢力の新陳代謝を來したものであらねばならぬ。而して之に對して上社の内部が依然として舊のまゝであつたとすれば、太田亮氏の新説に指摘されたやうに、此に前々からの地祇族即ち上社を取巻く神氏の族の勢力を抑へようとする一般的政策が潛み、下社に於ける新舊氏族の交代は、自然の推移に

出たのであるまいといふ假定説にも、一應の可能性を認めらるゝことゝなる。固より此までの推測に出るには、なほ考慮を要する點が横たはるので、輕々には斷言し難いといへ、神社と、もに年久しきを經て此に至つた神氏の勢力が、今や他の舊族を凌いで侮るべからざる内實を具すると、もに、諫訪上伊那一圓にかけた羽翼の地に展びて、地方的に頗る重きをなすに至つた形勢は、彷彿として之を想定するに足るのである。然るに此に安曇方面を根據とする下社に於て、當に諫訪だけでなく、廣く本國に盤踞する有勢の名流を戴いて首長と仰ぎ、今後の發達をその手に委ねようとしたのは、何れにしても頗る注意すべき現象に屬し、少くもその結果として、從前に於ける兩社對立の狀勢を一層助長するに至らしめたのは、蓋し疑を容れないのである。

引きつゞき平安朝に入つてからの出來事は、桓武天皇の御代延暦十七年九月、祈年班幣の制を更め、新たに國幣を創めて從前の官幣に代らしめられた時、本社も亦他の多くの官社と、もに、その列に入つたかと思はるゝことである。之も別に確たる證左を残さないが、早く祈年の班幣を受けた本社が、此後延喜の制に至つて國幣の列にゐるのを見ると、その間何れかの時に官幣を更められたものであらねばならぬ。その時期に關しても明文を存しないが、かやうな總體的改正の行はれた此際に之をかけるのは、就中可能性に富む考方であるまいか。次にいふべきは平城天皇大同元年の頃、建御名方富命神として七戸の神封を受けてゐられたことである。新抄格勅符に擧ぐる同年の牒によると、當年に於ける有封の神社、全國を通じて一百六十九所、畿内は別と、諸國では主なる大社を網羅してゐるので、之を以て直ちに一社の規模となし難く、加ふるにそ

の額のさのみ多くない點に於ては、確かに考慮を要するのである。即ち前後の時代に於けるそれは姑く之を擱き、本書に記載の數字だけに就いていつても、之が大體の性質は、今日の官國幣社國庫供進金に類するといふを適當とするので、何れの社にも通ずる經濟資源の全部ではなかつたのである。従つて一社財用の全部か、若しくは重要な部分を占める巨額を之に仰いだのは、就中少數の特殊階級に限り、諸國に存する多數のそれに至つては、朝廷御崇敬の意の表示として之を受けたに止まり、必ずしも額の多少に拘はるものでなかつたらしく思はるゝ。即ち之が統計に徴すると

神封百	戸以上ノ神社	八	所
同	五十戸以上ノ神社	十四	所
同	三十戸以上ノ神社	八	所
同	十戸以上ノ神社	三十二	所
同	七戸以上ノ神社	五	所
同	七戸ノ神社	四	所
同	七戸以下ノ神社	九十七	所
不明	ノ神社	一	所

となり、本社は就中中位に居る。而して之を實例に徴するに、伊勢と八幡とを別とし、鹿島の百五戸、香取の七十戸は、ともに當代無二の權勢家たる藤氏一門を氏人とする關係に基づき一般の例

となし難いもの、之を附近の國々に限定する時は、美濃及び三河以東の國々には、七戸以上に及ぶ社なく、本國では墨坂及び越知神が並び一戸かの出羽の月山神も纔かに二戸を帶するに止まつたのである。是等の點からすると、他社に比しこれ程に劣つた取扱でもなく、當代に占めた本社の地位には蓋し相當してゐたといはれよう。因みにいふ、神封七戸の負擔は、十四斛の租、正丁二百九十七日の備並に絹繩二十五丈餘の調となるので、その所産額に於ても、固より多いといひ得ないのである。

大同以降三十有餘年の間は事なくして過ぎ、平城から嵯峨・淳和の二代を経て、仁明天皇の承和九年となる⁽²⁷⁾、五月十四日を以て無位勳八等南方刀美神に従五位下を、次いで同年十月二日を以て無位前八坂刀賣神に同じく従五位下を授けられた。これ即ち祭神に位階を奉られた最初である。而して後の女神の場合は、同日に受階した六神中、三神までが前たる女神で、その中で安房神の第一后神天比理刀咩命は男神に並び之に預り、筑波女神は既に従五位下にあつた男神に次ぎ同階に進んだのである。之によつてもその趣旨が同一の社に於ける男神に次ぎ、女神を優遇せらるゝにあつたのは、いはずとも明かであらう。神階の制は奈良朝中期に起り、平安朝に入り、廣く諸國の大小社に及んで更にその惠澤を洽被せしめらるゝに至つたが、中でも承和より貞觀にかけて二十數年の間を以て、最も盛に流行した時とする。而して本社の祭神がその典に浴せられた承和の末年は、總體的には比較的早い時代に屬するといへ、之を他の大社の例に顧みる時は、是より先承和三年鹿島は香取と共に正二位に、同五年大物忌は正五位下に、同七年阿蘇の健磐

龍神も從四位上に敍せられたので、往時勅祭に預つた程の本社としては、寧ろ遅きに失したといつて過言であるまい。尋いで文徳天皇の嘉祥三年十月十五日並び從五位上を加へられたが、同四年正月に於ける諸神同時の昇敍に際しては、規定の通り一階を増して、それらもに史に一切明文を缺くので、之をせられたのであらう。此事に就いては、他の多くの神々と、もに史に一切明文を缺くので、之を後年に於ける昇階の進度から推すの外ないのである。然るに爾後十ヶ月を経ない仁壽元年十月二十七日に至り、並び從三位に進められた。當時の本位は明かでないが、正五の下階からとしても、三階を越えた非常の優遇となるのである。思ふに此歳には是より先、九月十六日殊に擢でて出雲の熊野杵築の兩大神を無位より並び從三位に敍する等破格の沙汰を見たので、これ亦類似の典として、是等諸大社との權衡に顧慮された結果ではなからうか。當時三位若しくは以上の高位にあつた東海、東山、北陸、三道の諸神は、熱田、鹿島、香取、氣比、氣多等屈指の少數に止まつたのである。尋いで同三年八月となると國史に

庚辰(三十二日)從三位建御名方富命神前八坂刀賣命神祝預於把笏

と見える。六國史本によると、本文中富以下四字は諸本に之を脱し、刀賣の二字はもと前富とあつたのを、貞觀元年正月二十七日紀によつて補足又は訂正したとある。之による時は、正しく女神の祝ばかりを意味し、男神のそれを含まないこととなる。従つて上社の祝は、下社に對する關係上、既に恩典に沿つてゐたのを、史にその記事を脱落したのであらうといふことも出來、又強ひて説を立つるならば、男女神それらの祝が同時に蒙つた御沙汰で、官庫の史料にはかく明記さ

れてゐたのを、國史の編輯が若しくは書寫の際に一方を誤脱したのであらうとも解せらるゝ、何れにしてもなほ攷究の餘地を存するが、姑く六國史本の修正に従つて置く。

把笏の制は、是より先、一部範圍を擴張して文武官より諸大社の祠職に及ぼし、早く天平神護二年内宮の禰宜に之を聽されたのを嚆矢とし、爾後此時に至るまでに選に入つたのは、外宮賀茂住吉、鹿島、氣多、氣比、香取、阿蘇、平岡、松尾等十社の職員であつた。即ちその結果よりする時は、當時にあつては極めて寥々たる特殊階級に止まつて、神階は勿論、神封の寄進よりも餘程限定的性質を持つたのである。松尾に次ぐのが我が諏訪神で、高瀬、二上の二神更に之に次ぎ、尋いで文徳帝の齊衡三年四月から、廣く三位以上名神に通じ、神主及び禰宜祝等に並び之を聽された。之によると、本社沙汰は神宮以下主なる大社を盡した後、祭神が三位に敍せられてから四年餘を隔て、齊衡の發令に先立つこと二年餘以前に起つて、全體から見れば、餘程後れた例に入る。その趣旨は、勿論三位の神として之に相當の禮遇を奉ずるにあつたのであらう。かやうにして文徳の朝仁壽齊衡年間になると、鹿島、香取、氣比、氣多等には一步を譲り乍らも、天下第一流の班に入り、東山道では京師に近い日吉に亞ぎ、月山や大物忌神よりも上位に進まれたのである。

次いで清和天皇の貞觀元年正月二十七日、即位の恩典として京畿七道の諸神二百六十七所に神階を昇敍せらるゝや、正三位勳八等建御名方富命神を從二位に、從三位前八坂刀賣命神を正三位に進められた。従前に於ける兩神の地位に顧みても、當度の如き總階の例に入るべきは寧ろ當然に過ぎるといつて不可なからう。但し此に男神の本位を正三位とあるによれば、先に仁壽

元年十月女神と、もに從三位に昇つた後、單獨に一階を経られたものと見えるが、國史にはその記事を脱してゐる。然るにその後幾か十數日を隔てた二月十一日に至り、更に一階を進め、建御名方富命神を正二位、前八坂刀賣命神を從二位に昇せられた。さきに正月二十七日の恩命に浴した神で、間なく更に昇階したのは、二月一日神祇官の四神と、大和の從一位勳二等大神大物主命とを並び正一位に進められた例がある。その中でも大神は、是より先、正月に於ける授階が高鴨高市御縣等神裔の神々と同等で、古來の特殊的地位に副はなかつたため、訂正の意味を以て此事を行はれ、諏訪神に至つては、本位が是等神裔の神々にさへ及ばなかつたから、此に根本神たる大神の進階を機として、再度の優遇を以てせられたのではあるまいか。然りとする時は、かの古事記にいふ出雲神の御子神信仰が重きをなし、此の思想が引續き本社を世に著す動因の一となつたかとも思はるゝ。而して本社と同日に本國の生島足島及び守宅神も昇階して、國司の盡力に俟つた形蹟を鮮かにしてゐるが、その背後に社家方の強い希望が煌いたのは勿論であらう。

此後八年を經、貞觀九年三月十一日建御名方富命神を從一位に、前八坂刀目命神を正二位に昇せられた。同時に本國に於ける馬背梓水須々岐水の三神もその慶を共にしたが、就中本社に就いては、特に何等かの事由が存したのであらう。

王代に於ける神祇崇敬の盛時として、頻りに諸神に神階を進められた貞觀年中に入り、遂に本社祭神は從一位の高位に昇進せらるゝことゝなつた。今貞觀九年以前に於ける從一位以上の諸神を求めると、次の如くである。

神産日神	神祇官
高御産日神	
玉積産日神	
生産日神	
足産日神	
松尾神社	山城國葛野郡 上
平野祭神四社	同
賀茂別雷神社	同 愛宕郡 上
賀茂御祖神社	同
春日祭神春日神社	大和國添上郡
葛木御歳神社	同 葛上郡 上
高鴨阿治須岐詫彦根命神社	同 吉野郡 上
大名持神社	同 城上郡
大神大物主神社	同 高市郡
高市御縣坐鴨事代主神社	同 山邊郡
大和坐大國魂神社	同
石上坐布留御魂神社	同 上

牧岡神社	河内國河内郡
住吉坐神社	攝津國住吉郡
香取神宮	下總國香取郡
鹿島神宮	常陸國鹿島郡
氣比神社	越前國敦賀郡
氣多神社	能登國羽咋郡

即ち神祇官に於ける神産日神以下五神及び五畿内を除くと、下總常陸越前能登の四國に於て、四所を數ふるに過ぎないのである。尙ほ此間貞觀七年七月三日には、諏訪郡の水田二段を以て建御名方富命神の社田とされた。之も事由の詳かでない上に、神田は神戸と違つて極めて實例に乏しいので、廣く他社との對照を試み難いのを憾とするが、一社の榮達に伴ふ朝遇の一たるは論なく、恐らくは後に貞觀十七年平野社に行はれたやうに、乘田を以てせられ、又神主等の糧料に當つるためでもあつたらうか。二段の水田からは年に五斛の收穫を取得する割合となるが、これがどの程度にまで一社の財政に貢獻し得たかは、固より疑問とする。

貞觀より五十年を経て醍醐天皇の延長年間に入る。此時撰上された延喜式によると、本社は神名帳の下信濃國諏方郡の條に

南方刀美神社二座 名神大

とあつて、本國四十八座中、大七座の一を占め、又臨時祭式によると、名神祭に預る全國二百八十五

座の一とされてゐる。即ち本國では穗高生島足島の二社と同格に、朝廷から國幣の取扱を受けただのである。按ずるに式の制畿内に限つて大小社を悉く官幣に列し、諸道では大社でも大部分を國幣に委ねたので、依然として官幣の典を持續したのは、就中極めて少數の一部分にしか過ぎなかつた。即ち東海道では伊勢を除き、三島氷川安房香取鹿島等の五社が之に屬したが、東山道になると近江北陸道に入ると若狹に之を見る丈で、以東の國々には一切之を缺いた。此に至り我が諏訪社の如きもその一として、國家祭祀の方法に於て、鹿島や香取と異なる所以を明かにされたのである。それに就いては、皇室や權門の崇敬等従前に於ける由緒の傾向と、もに、文化の進度や交通關係等地方的事情にも大いに考慮を要するので、即ち地の利を得た海道筋に東國の果まで行互らしめたに反し、比較的不便な山道の方面を閑却した之が分布状態にも思を致さなくてはならないのである。

國幣の著社として祈年の頒幣に預つたに因みいふべきは、南北朝頃の例ながら、上社に於ける年中の大祭たる三月と九月との寅日神事に國司の使が冠帶して祭使と號し、淨衣や水干姿の在應官人等を引率して參向し、神前で奉幣の儀を行つたこと、使以下の一行は、上社を終つてから下社に到る例であつた。此の行事に就いての論評は後編に譲ること、するが、それは恐らく王朝の盛時國司が親しく幣を奉つたのを起源とし、國司に固有の所役であつたのであらう。即ち本社に於ては、官社として官幣に代る待遇と、國內第一の宗社として國司の最も重い崇敬とを併せ受けたのである。之も多分諸國の大社に通ずる風習かと思はる、が、その習慣が後々にまで

も持續された所には、⁽⁴⁰⁾二月上午日に國司參向の式を擧ぐる熱田や、三月初午の御幸祭に國司代として在廳官人の官幣を捧ぐる香取や、十二月の御齋神事に勅使代の一行を迎ふる長門の一・二宮の如き例もある。而して祈年祭には一般の例に従ひ、祠職の輩が幣帛を受くべく國衙に出頭したに反し、國司祭には一國の長官若しくはその使節が直々に參向して、國司の祭祀たる形式を以て奉仕したので、事實上に於ては却つて後者に重きを懸けてゐたかと思はしめる。是亦本社に限らず、前記諸大社に通有の傾向にかゝつたのである。

次に上下兩社を合はせて一社とするの明文は、此の神名帳の記載を以て嚆矢とするが、本書に登載された社名は、上社の祭神名を採つて下社を包含せしめ、座敷によつてその意味を表す方法によつてゐる。按ずるに神名帳には、筑波山の男女神を祀つて筑波山神社、田心姫等三神を合祀して宗像神社といふ如く、何れにも偏しない社名に従ふ例の尠くない傍らで、男女神を合はせて若狭比古神社とする如く、本社と取扱方を一にした例もある。此の若狭比古や又本社の場合は、男女神の何れを表に立てたかを察せしめる手懸りの一とするに足るものであるが、殊に本社にあつては、近く承和以降の事實によつても、毎に女神を前として從屬的地位に置き、相互の間に明白な等差を附してゐたので、此に至るまでの準備は既に出來上つてゐたといはなければならぬ。従つて國司の奉幣に上を先、下を後としたのも、亦當然の歸趨であらねばならぬ。

以上形式的發達の跡に顧みると、奈良朝以降延喜延長年中に至る二百十數年の經過は、すべて順潮に棹さし、漸次向上の途に就きつゝ、あつたので、京畿並に諸道の大社と相伍して、國家の重要

なる宗祀たるに耻かしからぬ公的資格と之に相當する内實とは、此間に於て之を具備したのである。但し之を委しくいふ時は、先に奈良朝に於て、一時的にもせよ、異數の躍進を見たに比し、平安朝に入つてからの活動振りが聊か立遅れ氣味で、前代の收得を平凡化した嫌を残さないでもないが、既述の如く交通關係に於て頗る不利な位置に居り、加ふるに鹿島や香取の如く、京師に於ける有力なる後盾を持たない等、幾らか損な立場にあつて、勢ひ止むを得なかつた事情は之を察しなければなるまい。それにしても此の程度にまで達し得たのは、年久しく涵養し來つた潛勢力に加へて、近く國家の重大事たる東夷の平定に關し、時勢の要求する適切なる神驗の發揮されたのを直接の原因とするかと思はれるので、後世に至り頻りに顯揚された軍神としての信仰の如きも、此間に於て形づくり助長されたところが頗る多いのであらう。

註(1)大化四年記に、「是歲……治磐舟櫓以備蝦夷、遂遷越與信濃之民始置櫓戸」とあつて、蝦夷の防備のためににされた越後の磐舟櫓の築造に當り、越と共に信濃の住民を徵發された事を記してゐる。

(2)東間温湯の所在が筑摩郡内にあるべきは勿論であるが、後拾遺集(雜四)所載源重之の和歌の詞書に「修理大夫惟正信濃守に侍りける時、ともにまかり下りてつかまの湯をみ侍りて」とあるによると、郡内でも國府の所在に近かつたらしく見える。従つて信濃地名考(中)にいふ如く、湯原の湯即ち山邊温泉を以て之に擬するは、決して不當でないと思ふ。尙ほ東筑摩郡誌に之に關する傳承を擧げてゐる。併し何れにしても確證を見ないから、姑く疑問を存して置く。

(3)栗岩氏は、諏訪と、ともに水内神を風雨神らしいといふ前提の許に、郡内の名祠戸隠の九頭龍權現に

擬する説を諏訪研究に述べてゐらるゝ。此外之を水内郡の式内小社伊豆毛神社に當てた學者もある。

(4) 諏方一宮御鎮坐秘傳記・諏方舊跡志。この外甲斐・越中等他の國々に於ても、それ〴〵その國の古社を此際の十九社中に入れて説明せうとする試みがあつて、必ずしも本國のみに限る傾向でないのである。

(5) 續日本紀第一章參照。今井登志喜氏は、諏方國設置の事由を以て天然の地形に基づくもので、維新後の長野縣と筑摩縣との分方に相當するとし、又之が廢合の事由を説明するに、聖武帝の勅願にかかる國分寺建立の大事業を拉し來り、新設の貧弱國として、之が費用の負擔に堪へなかつたからであらうとし、之に加へて國府の移轉といふ事情をも考慮しなければならぬが、その初め上田にあつた國府は、陽成天皇の御代には既に松本に移つて、一國の中心が諏訪に近く移動したゝめ、遂に諏方國を復活するに及ばなかつたのであらうといひ、従前の研究に比し一步を進めた新説を發表されてゐる。委しくは昭和四年八月上諏訪町に開催の諏訪史談會に於ける同氏の講演筆記・史學研究に見える。

(6) 神祇史(一三四……一三七)・神祇史の研究(四四……四六)

(7) 三代實錄元慶二年八月四日の條に引用する右中辨兼出羽權守藤原保則の奏狀の一節に見える。

(8) 吾妻鏡文治五年九月二十一日・同書同年九月二十八日。前者によると、賴朝が奥羽平定後、陸奥の伊澤郡鎮守府を過り、八幡宮に奉幣したことを記す條下に、是田村鷹將軍爲征東夷下向時、所奉勸請崇敬之靈廟也、彼卿所帶弓箭并鞭等納置之、于今在寶藏云々とあつて、その由來を述べ、仍殊欽仰給、於向後者神事悉以爲御願、願可執行給之由被仰云々と附記してゐる。之によつても田村鷹勸請の傳が、い

かに有效であつたかを察するに難くないが、此種の傳説は信州の各地に散布するので、その大體は各郡誌を繕いても之を知るに難くない。

(9) 畫詞(緣起中)前文の續き。

(10) 續日本後記。

(11) 續日本記延暦元年五月二十日。

(12) 文德實錄嘉祥三年五月十九日。

(13) 諏方舊跡志・大日本史(二五八卷)等は何れも諏訪神と解してゐる。その所在に就いては出羽風土記(首卷)に「西村山郡朝日山鎮坐、同郡上北山村元遙拜所ナラン」といひ、山形縣史亦この説を承け、須波神とは朝日嶽の事なり」と記してゐるが、これより先、鈴鹿連胤の神社要録(下)は所在不詳といひ、吉田博士の地名辭書にもその明徴がないとしてある。

(14) 神氏系圖(修補諏訪氏系圖正篇所收)・諏訪家譜(系圖部類下所收)

(15) 宗像大宮司家系圖。

(16) 新撰姓氏錄考證(一)・國誌資料叢書信濃參照。

(17) 三代實錄貞觀五年九月五日の條に「右京人散位外從五位下多臣自然麻呂賜姓宿禰、信濃國諏方郡人右近衛將監正六位上金刺舍人貞長賜姓大朝臣、並是神八井耳命之苗裔也」とある。

(18) 諏訪研究。

(19) 神氏系圖に神裔の流を表に立て乍ら、傍らに國造家の系を敘して、兩者の合體した上に、祠職相承の次第を置く立方を取つてゐるのは、かの香取大宮司家の系譜等と照合して頗る意味深長に考へらるゝのである。なほ此外、長地村山田太郎氏の所藏せらるゝ神氏系圖は、伊豆速雄命とその弟八

重隈根神との二神より系を引いて、前者と違つた次第を立てゝゐる。之によつても他に異説の存したことを知らるゝので、是亦神氏系圖の由來を考へる上に於て参考に資すべき點と思はるゝ。而して神氏の古代系圖は、中田憲信氏が諏訪家譜に收めたのが本で、飯田好太郎氏は之によつて修補諏訪氏系圖の古代の部分に編次したものといふ。然るに本文の系圖中鍋萬呂の系は、家譜に見えないので、その出所につき頗る疑問の點を残す。

(20) 諏訪史(一) 青塚は聚落の間に位し、且つ郡内でも宏大な古墳に屬するため、早くから學者の注意を惹き、初めは祭神の陵墓であらうといはれたが、後に金刺家の人の墳墓と推定さるゝに至つた。蓋し上社に程遠からぬ永明村の大塚湖南村の双子塚古墳等と、ともに、恐らくは一社に奉祀者の勢威を表象する記念物といふべきものであらう。

(21) 第五章二節参照。諏方拾塵錄に、伊勢の度會荒木田氏、賀茂下上の賀茂縣主、鴨縣主、春日の藤原氏、石清水の紀氏等の例を挙げ、信濃國、諏方神官者以、金刺氏、爲定氏云々、依尋、氏人、而錄之とある。氏人を以て直ちに神官といひ難いのは勿論で、正鶴を得た見解とは思はれないが、掲げて参考の一助に供する。

(22) 香取大宮司系圖。

(23) 神道講座(二)太田亮氏、氏神の發達

(24) 類聚國史(一〇)

(25) 新抄格勅符。

(26) 延喜式(二)民部上食封の條によると、凡封戸以正丁四人、中男一人爲一戸、率租每戸以四十束爲限とある。之れによつて七戸の神戸から出す租庸調を換算すると、先づ租は二百八十束となるが、之を

同集解田令の條に「謂段地獲稻五十束、東稻春得米五升也……釋云、獲段得稻五十束、春東得米五升、然則獲十段地、得稻五百束、成米廿五斛」とあるのに參酌すると、上米十四斛となる。次に調は同じく集解賦役令に「正丁一人絹八尺五寸」とあり、又「中男四人同一正丁」とあるから、神封七戸の正丁はその數二十九人七五となる。然るに正丁一人の調は絹八尺五寸であるから二十九人七五の調は合計二十五丈二尺八寸七分五厘となる。次に備に就いて見るに、同賦役令に「正丁一人歲役十日」とあるから、正丁二十九人七五とは二百九十七日半となるわけである。

(27) 續日本後記。

(28) 續日本後記。

(29) 文德實錄。

(30) 神祇史の研究所收、諸神同時の昇敍につきて

(31) 類聚國史。

(32) 文德實錄。此の一條は諸本に文字の異同なく、現存諸本は何れも最初から誤脱のあつたやうに思はれる。而して六國史本の試みた修正は、早く寛政八年の校訂本にも見え、信友の比古婆衣(三)に於ても同様の意見が立てられてゐる。而してかく本文を更めた上で、信友は男女二神説を、飯田武郷は前一神説を主張し、又岩本尙賢は諏訪神社考に「此文錯亂ありて、二神とも一神とも定め難し」といひ、學者間の見解も一樣ではない。今按ずるに此の一條は、本社としては他に類例を缺く把笏に關する記事で、神階の奉授と性質とを異にするから、後者に關する貞觀元年正月二十七日記を以て修正の準據とするは、聊か見當はづれの感を催さしめる。さり乍ら本文に就いて考ふるに、冒頭に「修る從三位の位階は、男女神の何れにかけても誤でないが、若し男神のみにかゝるとすれば、その下に

勳八等の三字を加ふるを普通の例とし、又兩神を意味するとせば、預の上に並の一字のあるべきを至當とする。是等の點からすると、他に異本の發見せられない限り、寛政八年本及び六國史本の訂正に從つて、前神だけに關する記事と解するを穩當とする。

(33) 三代實錄。

(34) 三代實錄。

(35) 三代實錄。

(36) 三代實錄。

(37) 三代實錄 仁和元年二月八日。

(38) 令集解(一)田令の規定によると、謂段地獲稻五十束、東稻春得米五升也……釋云、獲段得稻五十束、春東得米五升、然則獲十段地得稻五百束、成米廿五斛とあつて、一段は五十束に、二段は百束に當る。而して五百束から米廿五斛を出すから、百束からは五斛を得られるわけである。

(39) 畫詞(祭二祭六)後編第四章參照。

(40) 熱田神宮祭典故實考、香取文書纂(四)大禰宜家文書、永祿十一年三月御神事草案、長門住吉神社文書、文
明十三年六月長門國一宮御神事年中記錄事註進、長門國一宮略記、向忌宮神社文書、二宮年中祭祀之
行事

第五章 平安盛世期に於ける諏訪神社

第一節 内外に向つた勢威の振暢 上

延喜延長の後稍暫しを経て、かの承平天慶の大亂を起し、東西の兩方面に時ならぬ波瀾を生せしめて、久しく泰平の惰眠を貪りつゝ、あつた天下の耳目を震駭せしめた。中にも東海の表に突發した將門の謀叛に際しては、武藏から上野常陸にかけて戦局に接近の地帯として、我が信濃國の受けた影響は勿論一通りでなかつたのであらう。國史によると、征討軍の進發に先立つ天慶二年五月十五日に當り、伊勢以下の諸大社に並び、東海東山兩道の明神に臨時幣帛使を發遣し、東西の悖亂を祈請されたとある。此にいふ明神は即ち名神の謂である。従つて本社及び彦神別社は、關係地方に於ける名社の一として、勿論その中に數へられたのであらう。次いで翌三年正月に入るや、朝廷に於ても愈々事態の重大なるに打驚かれ、廣く五畿七道の名神に位一階を昇敍して冥護を請はるゝことゝなつた。本社が之に加はり給うたのは、固よりいふまでもないので、即ち貞和二年に於ける神祇大副卜部兼豐の神位記に關する注進に、寛平九年十二月十三日及び天慶三年八月兩度の諸神總階に際し、一階を授かつたことをいひ、畫詞緣起上にも承和ノ明時爵一級ヲ奉ハリ給シヨリ寛平天慶ニ至リテ既ニ極位ヲ授ケラレマシキ、

とある。但し此際は種々の事情から一般に位記の頒行を遅滞するに至り、本社には八年を経た天曆二年三月を以て之を發せられた。即ち神階記(六)に

村上天皇天曆二年三月有神位事、諫方神授正一位、

諸社根元記(中)に

一 諫方

位記 天曆諸神一階正一位、

とある。蓋しその典據は、ともに吉田家に藏する然るべき資料に存したのであらう。而して之を注進によつて天慶三年八月とすれば、諸大社との權衡上餘りに早きに失することゝなるが、察するに本書は之を發令の期にかけていふ意志の許に、正月を八月と取違へたのであるまいか。時期の遅速は何れとするも、當度の加階は天下諸神の一としての待遇で、殊更に寵賞を蒙つたものでもなく、畫詞にも何等この點に觸れてゐない。

因みにいふ、是より先、宇多天皇寛平度の總階にも預つたといふ注進及び畫詞の説も、別にその證左をこそ留めざれ、無下に排斥し難いので、即ち同九年十二月三日前代同様天祥恩賞の趣旨を以て神階を昇敍された天下の大社三百四十所中に於ける存在を考定するのも、決して不合理な試みとはいはれまい。併し此の假定の許に神位を勘へると、さきに貞觀九年從一位に進まれた男神は次の寛平度に極位、此際正二位に止まつた女神は寛平度に從一位、天慶度に極位に昇り給うたことゝなり、諸社根元記や神階記にいふ天曆度極位の記事に合はなくなる。仍つて寛平度

を省くと、天慶度に男神が正一位を極め給うたことゝなり、兩書の記載に一致して、一應の解釋が立つのである。尙ほ畫詞には、後段(縁起中)に

凡仁明天皇御宇承和九年、始テ五品ノ爵ヲサツケラレテ後、文德清和兩朝、嘉祥貞觀ノ聖曆ニハ、別勅ヲ當社ニ下レテ、二品三品ノ崇班ニ敍シ、朱雀白川御宇、天慶永保ノ明時ニハ、又諭言ヲ天下

ニ下サレテ一階ヲ諸神ニ授ケラレシ當初正一位ニ敍セラル、此條々國史ノ所見分明也、

とあつて、前の寛平度を省いて、後の永保度を採り、此外文和五年八月本社縁起の再興に關し、諫方圓忠の注進した篇目の次第によると

康平天皇後冷泉天皇鎮白波凶徒之日、仰神威進一品之爵、

といふ。此の一條の趣旨は前九年役に於ける神驗の發揮を表すにあるが、早く兼豐の注進に不審を立てた如く、史實としての根據を缺くことの明白なるため、有識者の忠告を容れて、實行の際に之を省いたのであらう。現在の畫詞にはその影を見せない。かくの如き前後記事の矛盾によつても、之が史料としての價値の奈邊に潛むかを察せらるゝのである。思ふに此(六)にいふ天慶の事變による天曆二年度の沙汰は、上社の神が極位に昇られた時、次いで行はれた白河天皇永保元年二月十日に於ける辛酉御祈のための總階は、後を追つて下社の神が同階に進まれた場合と解するのが最も無難で、恐らくは真相に適つた考方であるまいか。然りとすれば昇進の年次に於ても、餘の諸大社に比し、別に變りないことを明かにさるゝのである。

引續いていふべきは一代一度の大奉幣を受くる社の一として、王朝の中期以降繼續してその

典に浴し來つた事實の連鎖である。

今その沿革に顧みるに、貞觀元年之を始められた際は天下諸社とあるもの、その範圍は極めて狭く、本社はまだその中に包含さるゝに至らなかつた。次いで醍醐天皇の昌泰元年度に及び「伊勢大神宮並五畿七道諸名神」の明文が見え、朱雀天皇の承平及び村上天皇の天慶度に各五十所三條天皇の長和元年度に伊勢以下五十一社とその數を限定し、後一條天皇の寛仁元年度の記文に逐次その社名を列擧してゐる。是等神社や宣命の數に關しては、なほ攷究の餘地を存するが、その中で東山道丈に就いていふと、北山抄(五)の頭書に、承平天慶度の例を擧げて山道七所とある數は、左經記にいふ寛仁の例に

東山道近江國日吉美乃不破信乃須波上野貫前
下野二荒陸奥鹽竈出羽大物忌

とあるに吻合し、少くも承平以來動きのなかつた定額と察せられる。なほ溯れば昌泰度にあつても之に同様で、本社が五畿七道諸名神の一として奉幣を受け來つた淵源は、遠く此に求めらるべきであるまいか。

今之を他社との振合に照らすと、先づ東山道では飛驒が除かれただけで、他の國々では後に一宮となつた第一流の神社各一所を擧げ、次に東海道では多度熱田淺間三島香取鹿島の六社、北陸道では若狭彦氣比白山氣多の四社、その他にあつては、山陰道で熊野と杵築と、山陽道で伊和中山吉備津彦伊都岐島といふ風に、いづれにあつても一國の宗たる社一所に限り、それも一宮や總社の如くすべての國々に行互つてゐない。即ち世々の記文に五畿七道の名神とある如く、一宮の

選とは標準を異にし、諸道にあつては道そのものを本位として、之を代表するに足る更に高級の神社を採擇されたのである。さればこそ、一國一社の割合よりもいたく數の減少を來したのであらう。

かくの如き性質と由來とを持つ一代一度の大奉幣に、早くも昌泰元年即ち延喜式撰修の二十九年以前から預り來つたことは、當代に於ける一社の地方的位置を知るべき屈竟の資料とせらるゝので、之によるときは、少くもその頃から諸道に於ける屈指の名社たる地位を公に確保せられ、引續き之に相當する禮遇を受けつゝ、あつて、全國的に重きをなすに至つた由來久しいと共に、永くその實を保有し來つたものといはるゝので、此に及んでは、所在國たる信濃一國を對象とする一宮の稱の如きは、殆ど問題とする要もないのである。因みにいふ、一宮の稱は、顯昭の袖中抄(八)に「信濃國のすはの明神の一宮と申……とあるを初めとし、安居院の神道集(二〇)にも、抑信濃國、一宮ヲ諏訪上宮、申、本地普賢菩薩是也、……二宮、諏訪下宮、申、本地千手觀音也」といひ、早く王代末期からの微證を残すが、是等二書にいふところによれば、その初め一宮と崇めたのは上社一所に止まり、下社は之に次ぐ二宮の地位にあつたのである。

上述の如く王代の中期以降やう／＼に奉幣の制の紊れようとした時代に入つても、國家的禮遇に於て變化なく、相並び諸社に冠絶する特殊的地位と之に伴ふ内實とを全くし來つたが、此に時運の變化に際會するに及び、漸く舊套を脱して、久しきに互り涵養し來つた實力を發揮すべき時期に入り、信仰系統經濟系統、延いては是等を綜合した上に立つ社家方の活動等、各種の方面に

於て、著しい進歩の跡を示すに至つた。此に於てか、公的に伴ふ私的方面に於ける發達の狀勢に於て、殊更なる注意を拂ふべき必要を生じたのである。次に各項に互り、順次説明を加へることとする。

先づ信仰系統から始め、時代の傾向を表象する佛教との關係を主眼として進んでみよう。そも、諷訪の地に佛教の流入したのは何時の頃にあるか、その年次を詳かにすべくもないが、廣く諸國の名神社に度僧や讀經等佛的行事の移されたのは、國史にある如く、王朝の初期に溯るから、固より本社にあつても、かやうな風潮の外に超然たり得なかつたのは勿論であらう。試みに畫詞(緣起上中)を繙くと

一、桓武天皇ノ御子ニ開成皇子ト申人ヲワシマシキ、忽ニ世事ヲナケステ、偏ニ井ヲ願ヒ給、天平神護元年正月、紫雲ノタナヒク所ヲタツネテ、攝州勝尾寺ニヨチ登テ、本願善仲善算字出生行兩儀見本傳上人ニ隨テ出家受戒ヲトケ給ヒテ開成ト號ス、登山ノ最初、二聖禮盤ヲクタリテ皇子蜜語流涕ス、舊識ニ遇フカコトシ、皇子ハ本有五智ヲ證シ、法雷ヲ五種ニ振給ヘシト印證ス、又二聖兼テ金字大般若經書寫ノ願有テ啓白ノ日、雲雨俄ニ起テ霹靂忽ニクタル、則其地ヲエラヒ給、最勝峯是也、又夢中ニ大黃牛常行道スト見所ニ紙麻ヲ植テ四壁ノ上ニ網ヲハリ禽獸ニフマセス、年月ツモリテ紺昏終ニナル、開成ニ授テ神護慶雲二三年ニ、兩聖肉身ヲアラタメス、草座ニ乘テ西天ニ飛行ス、不思議ナリシ事也。

繪 在 之

皇子先師ノ願ヲ果サントテ、金泥淨水ヲ求給シニ、七日祈誓ノ功ニ答ヘテ五更ニ靈夢ノ告アリ、容儀並ヒナク衣冠タ、シキ貴人來テ石壇ニ坐シテ、金丸長七寸ヲ青錦ニ裹テ獻ス、拜領シテ其號ヲ問給ヘハ、偶願アリ、得道來不動法性、示八正道垂權迹、皆得解脫苦衆生、故號八幡大井ト云々、其後又夢中ニ、カタチ夜又ノ如クシテ、北方ヨリ飛來テ小陶器ノ水ヲ獻ストテ、吾ハ信濃國諫方南宮也、八幡大井ノ嚴詔ニヨリテ、白鷺池ノ水ヲ汲テ來也ト稱ス、彼水池ハ十六會ノ其一也、大井ノ教勅モ故ヘアルヲヤ、夢サメテ傍ヲヨミレハ、金丸ハ机ノ上ニアリ、硯水ハ陶器ニミツ、金水祈得テ、彼桂ノ木ノ洞ニコモリ居テ、寶龜元年正月八日ニ筆ヲ立、同六年七月ニ書功終畢ス、六ヶ年ノ間ニ一部六百卷書寫シ給シニ、金水共ニ無盡無餘ナリ、冥衆ノ感應權者ノ奇特筆モ及ヒカタシ。

繪 在 之

皇子寫經中ニ魔障ノ靈夢アリ、八面八臂ノ惡鬼、數千ノ眷屬ヲ引卒シテ、手コトニ紺昏ヲモチテ山林ニ引キテラスト也、荒神ノシワサ也ト知リテ祭ラントスルニ才覺ナシ、樹上鳥ニ來テ口ヨリ書ヲ、トス、披見スレハ、祭文、祭記等ナリ、兩通ノ指南ヲ以テ、八種ノ禮贊ヲ備テ、如在ノ祭禮ヲイタサル、荒神供ト云事、此時ハシマレリ、修善ノ魔障ハ權化ノ人モ犯ノカレス、末代ノ凡夫能々慎ヘシ、退屈スヘカラサルニヤ、サレトモ靈神ノ加護アレハ、皇子御願成就ス、終ニ寫經六百軸ニ佛舍利並佛并十六羅漢、十六善神法誦常誦梵天四王等像、及鈴杵闍伽ノ具ヲ相副ヘテ六角ノ淨場ニ奉納供養ヲトケ、深ク是ヲ埋ミテ慈尊ノ出世ヲ期ス、仍彌勒寺ト號ス、其砌ニ惣社ヲ建立シ

テ八幡大井地主權現藏王諫方南宮等ヲ勸請シテ護法神ト定ム、今ニ三所權現ト號ス、寶龜九年八月十一日、皇子手ツカラ祭リ始メ給シヨリ此方、正月八月ノ祭禮未斷絶セス、凡彼皇子一生修行ノ次第、天應入滅奇特等三善ノ爲康拾遺往生傳ニ具サ也、其後數代ヲヘテ水尾ノ天皇臨幸ノ時、勝尾寺ト改號スト同傳ニ見タリ、般若ノ法味ヲ神明納受シ給事古今如此、

二、傳教大師弘仁六年ノ秋、本願ニモヨサレテ、東國ニ向イ、功德ヲ修シ給シニ、二千部ノ法花經ヲ寫テ、上野淨土院下野大悲院兩國ニ塔ヲ建テ、各八千卷ヲ納テ長日ノ長講ヲ始ラル、又當國ノ大德服膺シテ師資ノ儀ヲナシテ法花ヲ弘メラレシ時、信濃國大山寺ノ正智禪師、上野國ノ千部經ノ知識ニ預リテ、二百部ヲ助寫シテ送ラントスル刻、一槽ニ七馬アリテ物クワス動カス、家嘿トシテ眠カ如也、カクテ信宿ヲフル所ニ、諫方大明神託宣シテ、我コノ千部經ノ知識ニ預ランタメニ此惟ヲ示スト云々、則明神千部經ノ知識ニ預給テ後、七馬本ノ如シテ羸羸疲セストミエタリ、此事傳教大師傳並祖師行業記知證大ノ師略抄抄ノセラレタルヲヤ、尊神大師ノ值遇、法花結縁ニコトナリシ御事タリ、

とあつて、それよりも早く奈良朝末期に於ける開成皇子の奇縁を説き、本地佛の發現にまで導いてゐるが、一般思潮の動き工合からすると、聊か古きに失する嫌あるを免れない。さり乍ら之に引續く傳教大師の物語は、本書にいふ如く、古く仁忠の叡山大師傳に

六年弘仁秋八月、本願所催向於東國盛修功德、爲其事矣、寫二千部一萬六千卷法華大乘教、上野下野兩國各起一級寶塔、塔別安置八千卷、於其塔下每日長講法華經、一日不闕、兼長講金光明仁王等

大乘經、弘願所建後際豈息哉、所化之輩逾百千萬、見開道俗無不歎喜、……是時有信濃國大山寺正智禪師、預上野國千部知識列、助寫二百部法華經、臨欲送時、一槽七馬舉頭不食、亦不動轉、寂默如眠、忽經信宿、佗條不少、即陔防大神託宣云、我欲預千部知識而示此怪耳、我亦助送此經、即便誓以預知識已、七馬俱食、無有羸疲也、經裝束竟、奉送上野國千部法華院、荷擔列道、忽吹旋風、徐徐進前、衆人驚異、神爲神矣、大師東征之日、越信濃坂、其坂數十里也、……

とある。本書は傳教の示寂後問なしに出來たと思はるゝもので、史料としての價値は、更めていふまでもない。次いで本書によつて作られた圓珍の比叡山延曆寺元初祖師行業記にも

秋八月弘仁六年、緣和氣氏請赴大安寺塔中院講筵已畢、赴於東州、寫法華經二千部、一萬六千卷、上下二野各起一級塔、塔別安置八千卷、於其塔下長講不絕、今時上野綠野寺、下野大慈寺的是其地也、又信濃諫防明神託宣、預二千部法華經知識、

と之を要約して出してゐる。これ即ち今日までに知られた佛教關係記事の最初で、現に畫詞にも此の二書によつて傳を立てゝゐる。思ふに傳教大師の東國入りは、次いで起つた慈覺大師の巡錫と、もに、台宗の流通は勿論、文化の開發上に寄與したところ頗る大に、早くその當時に於て、世人の注目を惹いた大事業であつたに相違なからう。而して傳教は目的地たる上野に入るに當り、往代からの要路たる信濃坂即ち神の御坂を越えたところあるから、伊那筋を經、諫訪の西境に沿つて北の方に當時の官道を進んだので、その間沿道の人々、中にも間近くに數多の經卷と共に一世の大徳の通過するを聞知、若しくは望見した諫訪人の中には、無關心に打過ごし兼ねて、或は驚

きの耳を敬て、或は不知不識の間に信を起した輩がなかつたとは限るまい。現にかの大山寺の正智禪師の如く、助寫の功を寄せんと志願した篤志者をも出したのである。此にいふ大山寺は一切他の文獻に所見を缺き、その所在や由來を確かめるに由ないが、恐らくは諏訪の郡内若しくはその近邊にあつて、上下社に程遠くなく、本書にいふやうな繋がりを結ぶべき地利上の條件を具してゐたのであらう。

既にかく王朝の初期に於て、確實に佛教界との交渉が結ばれた以上、社内に種々の佛的施設を試み、佛教趣味を加ふるに至つた起源も、多分之と相如く頃にあつたとして不可ないであらう。時代はいたく懸隔るといへ、之が参考とせらるゝは、近く維新の際まで社僧の入院として専ら上社の奉仕に當つた如法院に關する傳説で、同寺寛保二年の起立書によると

星霜遙ニ押シ移テ創造ノ時代分明ナラズ、又開山モ何レノ人ト云コトヲ知ラズ、往古ノ境地ハ社内ニシテ藥師堂ノ下、如法堂ノ上ニアリシガ、天正年中兵革當社ヲ侵シ、火災ノ難ニ荒廢シ、宮殿樓閣一時ニ燒却シテ灰燼トナレリ、……其中ニ普賢堂計ハ殘レリト云ヘリ、爾後殿宇ヲ社外ニ曳移シ再ヒ營造スト、惜ヒカナ記録實物等ノ燒亡セシコト、舊記モナケレハ往事詳カニ知リカタシ、上代ハ天台宗ナリシヲ中古改メテ眞言祕密ノ道場トス、故ニ祕密山ト號ストカヤ、

とある。同時に提出された他の社僧のそれに比し何の彫琢をも加へないありの儘の描寫として頗る注意を惹くので、之によつて察すると、本社に於ける佛的設備は、他にも往々例を見るやうに、先づ境内の社頭に近いあたりに起り、漸く大をなすに及んで境外に移つて社頭に遠ざかり、之

に伴つて獨立の體裁を成すに至つたもので、之によつて之を観る時は、當時はなほ社内に於ける存在たるに止まり、外部に別立する神宮寺の創立に及ばなかつたといひたい。而して此に流入した佛教の系統は、上代ハ天台宗ナリシヲとある飾氣のない文句に頗る心ひかるゝので、恐らくは上下の兩社丈でなく、地方的にも天台の一派が眞言に先立つて勢力を占め、一般に感化を與へてゐたのであるまいか。是より先、弘仁年中に於ける傳教の巡錫が、その動機の一となつたのはいふまでもないが、之に應じて正智禪師も立ち、諏訪神も結縁せらるゝに至つたといふ物語にもその間の事情を潛め、加之東國一體に布いた天台流布の狀勢からしても、之を天台の流に歸するを頗る穩當とする。かくて一般の趨向に従ひ、次第に佛的感化の増進したのは固よりで、その間から常樂會花會放生會等の法會や、その他の佛式行事も數を添へ、堂塔伽藍も薨を並べて、内容形式ともに漸く具體化するに至り、延いて城外に於ける神宮寺の設立ともなつたのであらう。近代に於ける神宮寺は、上社では社頭の南方に接する地域にあつて、今に遺蹟を存し、下社では春秋兩所ともに境内の一隅に置かれてゐたが、畫詞の出來た南北朝に至るまでは、その存在を確かむべき一切の手懸りを缺如するので、いつの頃に發生したかは明示し難い。従つて假にその起源を王代の往昔にまで溯り得らるゝとしても、官寺の待遇に預つたといはれないので、此點に於て鹿島神宮寺等とは趣を異にしたのである。

次いで當代の後期に入つてからは、一社の發展と、もに専ら外に向ふ時代となり、佛法擁護の名聞普く天下に布いて、日々夜々の靈驗にも一層の光輝を添ふるに至つた。此に於て、再び畫詞

(縁起中)に顧みると、之に關する二種の傳説を録してゐる。

一、淳和天皇ノ御宇、天長十年ノ比、慈覺大師大蘇山ノ古風ヲ傳テ、楞嚴院ノ幽洞ニシテ、如法如説ノ儀則ヲト、ノヘテ三年ノ星曆ヲ送り、一乘ノ寫經ヲイタシ給シニ、山路往復ノ淨侶水紙ヲ迎送シ、樵夫禽獸ノ異類、禪窓ニ徘徊ノ外音信ナキ處ニ、諫方明神霧中ニ影向アリテ、此法ヲ守リ給キ、則良正阿闍梨カ勸請ノ三十番神ニ連ネ奉テ今世ニモ傳レリ、サレハ當社ニハ本地普賢大士ヲ安置シ、如法寫經ノ薰修最中不斷ノ勤行ニストナリ、

繪 在 之

二、大原ノ本願良忍上人ハ叡山ノ學侶顯密ノ碩德也、尙ヲ隱遁修禪ノ願アリテ、一千日間無動寺ニ參籠シ、廿三歳ニシテ終ニ三千ノ交衆ヲ辭シ、一字ノ草庵ヲ結テ大原ノ別所ニ籠居シテ、廿四ケ年カ間、常坐三昧ニ入り、晝夜ノ觀念ヲコタラス、サレバ他心通ナントモアリケルヤラン、不思議多カリケリ、崇徳院ノ御宇上人四十六歳ノ時、幻化ノ中ニ彌陀ノ示誨ヲ蒙テ始テ聚落ニ出ツ、天治元年^{甲辰}六月九日ヨリ融通念佛ノ勸進ヲ致ス、上一人ヨリ下モ萬民ニ至ルマテ、普ク此名帳ニ入ケリ、アル時青衣ノ僧庵室ノ前ニ化現シテ、自ラ名帳ヲ書、忽然トシテ形ヲカクス、披見ノ處ニ鞍馬寺ノ毘沙門天王ノ影向ト見ヘタリ、

繪 在 之

天承元年四月四日、上人彼寺エ詣シテ終夜念佛ス、寅ノ一點ニ天王又現シテ上人ニ謁シテ、玉ハク、先日名帳ニ入テ後、汝ヲ護ル事影ノ形ニ隨カ如シ、此名帳ヲ本帳ニ加ヘテ上人ノ前ヘニ差

シ置キ給ヘリ、心神夢ノ覺ムルカ如シテ、眼前ニ一卷ノ書アリ、披見スレバ梵釋四王ヲ初テ、日月星宿諸天善神龍王八部並本朝大小諸神ニ至マテ書連タリ、文字歴然タリ、其中四十番ニ當テ廣田西宮、諫方南宮、部類眷屬各百反ト載ラレタリ、正ニ毘沙門天王ノ授與良忠上人所得ノ事也ケリ、彼上人一生ノ行儀終焉ノ奇特、委ハ大原ノ傳記ニ見タリ、當社ハ佛法值遇ノ靈神芳類ヒナキヲヤ、

此中で第一の傳は、年代に於て餘りに古きに過ぎる。即ち三十番神の勸請は、慈覺よりも後延久五年に當り、楞嚴院長吏良正が如法堂守護のためにしたに起り、その列に入つた神々は、今に傳はるそれと渝りなく、その順位も亦今日通りであつたと考へらるゝのである。従つて我が諫訪明神が初二日、又鹿島明神が初六日の番を受持つて、遠く天台の本山に台宗擁護の驗を垂れ給うた起源は、此時にあつて、他の諸大社と相並び佛敎界に占め給うた地位も、亦之によつて一層の確實性を増したとしなければならぬ。三十番神を擇んだ標準は、第一に時代の大社及び靈驗神、第二に台宗本來の有縁神、第三に所在國たる近江の名社等、明かにそれと識別せらるゝ特色を存するが、中にも本社は第一の部類として、鹿島と、もに選に入つて、數少い東國の諸社を代表する地位に置かれたのである。而して此に至つた誘因としては、かの傳敎大師の東行と相結んだ物語によつても知らるゝ如く、是より以前の時代から台宗との間に一縷の繋がりをして、ある程度までの根柢の培はれてゐたことを、その一に數へねばなるまい。

次に大原の本願良忍即ち聖應大師が、融通念佛の勸進に當り、名帳を作つて一々の入信者を録

する新らしい方法を創め、いたく天下の人氣に投じたといふは、早くから一宗の正統的所傳とせらるゝところで、その末神祇の階級をも網羅せうとして、鞍馬の毘沙門天王を始め、一切の諸天神祇冥道を包擁し、是等神々のための名帳をも作るに至つたといふ傳承も、同様最も重きを置かれたところである。而して今に傳はる名帳の表によると、結衆の諸天善神、日本國中八百萬神中に、賀茂下上、伊勢内外宮以下三十六所の神名を列記し、就中第二十四位を以て諏訪神に當て、

阪波南宮部類眷屬 百遍

とある。即ち毘沙門天の勸進により、一切冥衆の一として、念佛百遍を請て、結縁に入り給うたとするの謂である。さて是等傳承の出所に就いては、古今著聞集二、釋教の記事を最古として、建長の頃より以前に溯り得ないが、その中でも名帳の形式と内容とに關しては、康永元年の奥書を持つ融通念佛縁起にまで降る。尤も至徳二年本融通念佛縁起に引く正和三年十一月の記文によると、良忍の根本帳と稱するものがあつて、之に結縁の衆を登載し、此の本帳は、良忍以降世々の上人に傳へられ、此時之を畫圖に描寫することゝしたとある。さり乍ら根本帳の傳はらぬ今日となつては、固より良忍當初の状態を究むべくもないので、縁起に見えるまゝを以て、直ちにそれと決し兼ねるのである。従つて現存の名帳によつて對神祇關係を云々せうとするは、寧ろ鎌倉時代に入つてからの仕事とするを適當とする。但し大小神祇の階級を含む名帳の編成が良忍若しくは良忍を去る遠からぬ間にあつて、諏訪神もその一に加はつたとするは、神佛習合の大勢からして、少しも之を怪しむに足りないので、此點に立脚して研究を進めるのも、或る程度までは可

能であらねばならないが、それとしてはなほ史料の不足を感ずるため、之を他日の業に委ねるの外ない。此に至り之を思想上より觀るに、前者は類例の頗る多い護佛、後者は……假に論及の範圍に入れることゝして……歸佛の信仰に起つて、前々からの繼續にかゝる思潮の流に棹さし、それ以上に進んだ何物をも寄與することなく、又ともに本社單獨の現象でないために、殊更台宗や念佛宗に深甚の因縁を持ち、又持たうとした表れの一ともなし難いので、これ丈では畫詞にいふやうに、佛法值遇の因縁類ひなく、法華の結縁他に異なる靈神とも定め兼ねるのである。

引續いていふべきは、さきの開成皇子の傳で、文獻上の徵證としては、畫詞や勝尾寺縁起よりも古く、保安四年に撰せられた三善爲康の拾遺往生傳の存することを忘れてはならぬ。尤も畫詞も之を參照して筆を執つたので、大體の構圖には渝りないが、古い丈に記事は一層簡單で、參考に資せらるゝ點も尠くない。即ち本書によると、沙門開成が攝津の叡勝峰即ち後の勝尾寺に於て金字大般若書寫の大願を發し、一七日間に金水を得んとして、三寶に祈請した際の奇瑞として

第七日曉夢見有一人、容儀無雙、正冠振衣來獻金丸之、皇子拜納問曰、公爲誰何、公以偈答曰、
得道來不動法性、自八正道垂權迹、

皆得解脫苦衆生、故號八幡大菩薩

夢覺見之、几案之上有其金丸、長輪三寸又其後日曉夢、形如夜叉者、從北方飛來曰、奉八幡大菩薩嚴詔、

汲白鷺池水來也、皇子問、其人答曰、信濃國諏訪南宮也、夢驚見之、清水一許合盛小陶器矣、皇子以之、

日夜書寫、漸送六年已終一部、然後其金其水無遺無餘、

とあつて、諏訪南宮神は、此際八幡大菩薩の使者として夜叉の如き形相をなし、小陶器に盛つた淨水を將來して寫經の用に供せられたといふ。夜叉形は驅馳の用務を辨する眷屬神の表象として、時代に普通の思想にかゝり、固より祭神に固有のそれでないで、此に至つては、我が諏訪神も俄かに諸大社に對立的位置から降つて、一眷屬神たる資格の許に、之に應はしい任務を負擔せらるゝことゝなつた。然らば何の故を以て、かく八幡神に隨從する軽い地位に就き、用具を運搬するが如き卑役に當られたのであらう。察するに、當時勝尾寺が眞言修行の道場として、一宗に因縁の最も深い八幡神の擁護を第一とし、外來神たる諏訪神をその許に包擁せしめたに因るといひ乍ら、そこに至らしめたのは、此後鎌倉時代に入つて世に表れた諏訪神の三韓役に出現説が此時既に發生してゐて、八幡神本位に諏訪神をも加へた擁護神の聯盟を説く説話の形式が、暗々裡に頗る強く働いてゐたからであるまいか。此點からすれば、此にいふ傳説そのまゝの内容は、王代末期に於ける思想の反映として頗る應はしく、古くも保安の頃よりさのみ溯るものでないといはねばならない。

此まで來ると、百尺竿頭更に一步を進め、本地佛の發現を催した最後の決末に及びたい。祭神の本地に關しては、聊か遅れて正和三年の奥書ある拾葉抄に收むる諏訪効驗に

されば(に)や當社明神は、遠く異朝の雲を(凌)のぎて、近く扶桑の塵に交、本地をは(遙)かに訪へば、普賢十願の誓約は、發露を無爲の都に打拂、あの千手千眼の願望は、圓滿無碍の巷に(滿)みつ、

といひ、次いで畫詞(祭二)に

爰ニ信州諏方大明神ハ本地ヲ訪ヘハ普賢大士ノ應作、垣順衆生ノ願除聖ニコヘ、懺悔滅罪ノ益諸凡ニ被ラシム、……下宮ハ大悲大悲ノ薩埵千手千眼ノ示現也、涅槃(ニ)ハ極苦ニハカリ、娑婆ニハ無畏ヲ施ス

とあるが、此外神道集の記事は上掲の通りである。かくの如く最古の徵證は鎌倉の中期に下り、固より王代のそのかみに溯源すべくもない。さり乍ら之を大神宮賀茂石清水以下諸大社が、王代の末期から本地佛を現し、中にも鹿島と香取とが、承安五年春日大明神本地御體注進狀に採録せられ、嚴島が長寛二年に於ける清盛の願文に記載せらるゝ等、京畿附近に止まらないで、廣く遠隔の地方にも及ぶに至つた大體の状態からすると、夙に佛教と親善なる交渉を繋ぎつゝあつた本社に於ては、南北朝に入るを俟つまでもなく、早くは王朝の末、遅くも鎌倉の初期頃までに、上記上下社の本地佛を定めたとして決して不都合でない許りか、寧ろそれが自然の成行であつたといひたいのである。

上來述べた通り、王朝初期以來の趨勢は、傳教の巡錫に會ひ、三十番神の一に入り、念佛の名帳に列する等、天台系の一貫すると同時に、傍ら眞言系の勝尾寺とも相結ぶ等、天台を主として眞言とも款を通じつゝあつたが、これ時代の習はしとして、將た土地柄として、最も適はしい現象とせねばならぬ。而して之を鎌倉以降の狀況から推しても、一社に浸潤した佛的勢力は、その質に於ても、將た量に於ても、他の諸大社に劣ることなく、時代の風潮、地方の傾向ともよく一致の歩調を執りつゝあつたといつて決して不可ないので、之を前々からの經過に顧みると、或は一步を先んじ

て頗る深い程度に進んでゐたかとも疑はるゝ。さり乍ら本社は世の常の神社と趣を異にして、古來の傳統的風習の根柢頗る堅く、今尙ほそのかみの遺風が儼守せらるゝ位に保守的傾向の力強く作用し、またしつゝある所である。然ればこゝに新勢力の流入に際し、固有のそれとの調節が奈邊に於て圖られたのであらう。之が解決は頗る興味ある問題であらねばならぬ。

今之を畫詞の記事に參酌するに、祭事の上に於て、神事は佛事に比し數も多く、重要な度に於ても遙かに勝り、佛事がどこまでも從屬的の軽い地位にあつたのは、固より動かすべくもない。奉仕の職員に至つても、神官を主、社僧を從とし、神官は法會にも臨んで、その地位頗る重いが、社僧は晴れの儀に出ること甚だ稀に、形式上では神主佛從の趣旨が明確にせられてゐる。加ふるに他に例の少い鳥獸の類を獻する風習を存し、觸穢に就いても一定の制限を動かさない等、一社に獨特の古風を堅く遵守して、佛的勢力の侵入し得ない部分をいつまでも儼として存致してゐる。大分年代を経た南北朝となつてさへ、かやうの状態に徘徊したとすれば、王代の模様は思遣らるるので、水と油とまでは行かなかつたとしても、まだ相互の間に融和し難い相當の隔たりを横たへて、ある範圍に於けるある程度までの對立的關係の持續を否定出來ないのである。それは丁度あれ程までも佛家の跳梁した宇佐八幡宮に於て、後々までも殿内に社僧の參入を聽さなかつたやうに。さり乍ら思想的領域に至つては、自ら別問題に屬し、年を重ねて不斷に浸潤しつゝあつたそれは、如何なる人力を以てしても到底防止すべくもなかつたから、大神宮に於けると同様、神官側に受けた影響は、可なりに著大で、後に鎌倉時代になつて表れる上下社祠官家の人々の崇佛に關する事蹟の如きは、勿論當代に源流を發して、立派な信仰の種子を培養しつゝ、あつたと考へたい。

後出的關係にある佛教との接近が上に述べた進度を示す傍らに於て、固有信仰の風習が如何なる状態にあつたかを顧みるのも、強ちに無益の業とすまい。今之を發生的見地からすると、既述奈良朝の初期以來國家神としての地位が固めらるゝと共に、時代の流行たる佛教との因縁が次第に深められつゝ、あつた間に當り、そのかみの自然神の遺風や、又地方神としての性格が、なほ傳統的信仰の重要な一部として、不斷の潛勢力を發揮しつゝ、あつたとするは、敢て不當の臆測といひ難いので、現に風祝の業が中央に聞えて、歌枕となつたことの如き、之が著しい表れのひとつとして、格段の注意を惹く。之に次いで紹介されたのが堀川院百首や袖中抄(八)に見える神渡の行事で、更に之に次ぐのが同じく袖中抄(二九)に出てゐる御射山御狩の神事である。歌枕に採用された數々の田舎振りの中で、是等のものは、いたく都振りからかけ隔つた特異の風習として、當に當世の歌人を悦ばせた丈でなく、現代の研究者たる吾人にとつても、獲易からざる資料とせらるゝので、之を後の諏訪効驗や畫詞の記載に參照するに、祭事に反映した傳統的勢力のいかに力強かつたかは、十分に窺知せらるゝのである。此外前者と、もに考慮を經べき二三を擧ぐるならば、先づいふべきに同じく環境の催した狩獵神や龍神の信仰がある。何れにしてもその起源は既述の如く原始信仰の領域に入るが、その後諏訪信仰に攝取せられて之が一部を形づくるといつたのは、蓋し鎮坐に引きつゞく古代にあつて、さきの風祝や神渡行事とも歩調を一にするとい

つて、決して誤らないのである。たゞ惜むらくは、文献上の微證がいたく遅れるため、相並び當代に於ける模様を説明し兼ねることである。さり乍ら明神を以て或は狩獵の神とし、或は水湖の主たる蛇體と考へる風習の如きは、もつと古い時代からの仕來りとして、王代といはず、武家の代といはず、各時代を一貫して今に渝らない思想の表れにかゝり、中にも前者は御射山神事と結んで所在の分社に行互り、後者は郡内は勿論、各地の分社に關係の傳説を留め、ともんゝに今に力強い感化を残してゐる。従つて因みを以て一言此に觸れるのは、決して徒事としないのである。次にいふべきは馬に關して起つた信仰である。

そも、信濃は、甲斐、武藏、上野等附近の國々と、もに、古くから馬匹を放養する風の盛な所で、ために所在に公設の牧場を設けて貢進の制を立て、その規程の大體を延喜式に載せてゐる。而して是等四國に於ける勅旨牧三十二所に及ぶ中で、半數は信濃に屬し、その中でも三所は諏訪郡に入つた。然らばかやうな状態がいかなる信仰的風習を發生せしめたのであらう。馬に關する祭祀の古い形式には、左右馬寮に於ける生馬保馬神があつて、之が飼育に關し守護神を崇めるのは、由來久しい慣習と思はるゝが、就中本國には元慶五年十月九日從五位下を授かつた御厩中央御玉神がましゝて、頗る限定された形式の許に、特殊の祭神を崇める域に達してゐたのである。是によつて思ふと、あたりに近く御牧の所々を控へ、殊には後にいふ如く、武事に關する靈驗を發揮された諏訪神として、牧馬に關する信仰をも包ね給うに至つたとして、必ずしも不可あるを見ないので、御厩中央御玉神や駒形神等專掌の神々の發生と、もに、本社如き地方の代表神

も、一般的祈願の一として之をうけ給うに至るべきは、頗る自然の經過であらねばならない。此點に於て栗岩氏が「神社亦馬に關する因縁を有し來つたと考へられたのは、極めて至當の推測であらう。殊に下社にあつては、春宮の傍ら砥川を隔てた臺地に續く高原の一部に、往代の牧場址かと推測せしむる地名を残す外、その西には、式にいふ岡屋牧の所在たる岡谷の地も横たはるの

で、馬に關する縁起は、或は上社よりも深かつたかと思はるゝ。是等の點に關し、纔かに片鱗を留

めるのは、大神宮側の所傳として、神名祕書に

(21) 客神社 一信濃國諏訪方明神是也、
一名號御馬屋神也、

とある記事である。客神社の來歴に就いては次にいふ。分註の表によると、諏訪明神を一に御馬屋即ち厩神といふとあつて、馬に因みの深い別名を載せてゐる。固よりその事由は明かでないといへ、或は此にいふ牧場の接近から起り、馬匹の守護神としての信仰に導かれたのもあらうか。その年代は弘安八年の撰進にかゝる本書に採録されてゐる事實によつても、略ぼ之を察するに足るのである。さり乍ら肝心の諏訪側では、資料の湮滅したによるか、明かにそれと知らるゝ痕跡を留めないのを頗る遺憾とする。

相並んで一言附加したいのは、鷹の守護神としての信仰である。放鷹の技の歴史は甚だ古く、早くから地方的に行互つた中でも、東國の地方に旺んであつた由來は頗る遠い。殊に本社に於ては、御射山御狩の神事に之を用ゐ、又御費に捧ぐる場合もあつて、祭儀の中に織込まれたと同時に、之に適應する環境にあつたからであらう。當代の末世上の流行に催されては、かの禰津神平

摩(廣) くにひろみね、さう三所(淡路) (岩屋) (在) 吉(西) (宮) のみや、

和田英松博士の解題によるに、本書に収録する歌謡は、平安朝に流行したものとあるが、上記二首の如きは、正しくその一として、少しも鎌倉になつてからの武家氣象を含んでゐないやうに見える。即ち王代の仕來りにより、逢坂關を中心として東西を分ち、地方に於ける軍神を列記したもので、その中には一向理由の明かでないものもあるといへ、打任せては、いつの代にか神驗の發揚された場合があつて、世俗の間に所謂「いくさ神」としての信仰の體得された神々にまします丈は確實であらねばならぬ。而して之が冒頭に當り、鹿島香取に併び諏訪を擧げたのは、正に然るべきところで、中でも是等三所は社柄としてその傾向最も顯著に、就中代表的神格とも考へられたのであらう。次に武神といふが如き特異の色彩から離れた一般的のそれとして、世の常に見る一場の靈驗譚も傳はるので、之を附載しておく。長門本平家物語七によると、治承三年十一月平清盛の惡みを受けて解官せられた三十九人の廷臣中、權大納言源資賢等一族三人は、都を追はれて丹波に停まり、後に信濃に入つたが、ある時諏訪の下宮に詣で、歌を謠つた折しも、神殿俄かに震動して、あつと感せさせ給ふ御聲あり、頗るその奇瑞に驚かされた。かくて神鑑空しからずして、資賢は京師に召還されたが、さきに參詣の際大明神に奉つた鼓は、今に残つてゐるとある。今に始めぬ地方の大社として、殊には街道筋に沿つた存在からしても、偶々下向した搢紳家の一人に法樂を捧げしめる位は少しも珍とするに足りないが、吾人は寧ろかやうな機會によつて一社の存在を京師の方面に紹介した効果を重視したいと思ふのである。

普遍的に瀰蔓した信仰の流布と表裏の深縁を繋いで、之が具象的方面を表すのは、末社分社もしくは同系神社の分布系統で、併せて此にも一瞥を拂ふところがなくてはならぬ。先づ社頭を繞る附近の地にあつては、前代からの引續きとして、所在に於ける諸社の信仰を吸收すると、も之を管下に移し、御子神又は攝末社の關係を結びつゝ、あつて、一社を中心とする集中的傾向は、他の諸般の現象と、もに次第に顯著に、かの伊勢の内外宮が早くから附近に於ける大小の古社を被管の列に收めたのと同様の現象は、多分此處にも之を見られたのであらう。本社祭祀が他に比して異彩を放つ一因は、慥かに此に存するので、尙ほ後編第四章に參看を要する。次に郡外に及んでは、既出貞觀年中に於ける出羽の須波神に次ぎ、式の神名帳に所載の神社として、左の三所に注目しなければならぬ。

一、遠江國磐田郡 須波若御子神社小

二、信濃國水内郡 健御名方富命彦神別神社名神大

三、阿波國名方郡 多祁御奈刀彌神社小

是等は何れも延喜以前の古社である。先づ第一の須波若御子神社は、確かにそれとその社を指示し難いが、南の方天龍を下り遠江の國府の位する磐田郡を所在として、太平洋沿岸の方面に位するもの、而して此の地方に關する傳説として、畫詞(77)祭七に左の一篇を録してゐる。

侍往事ヲ尋ルニ後三條院御宇延久年中、當所ニ一生不犯ノ行者アリケリ、時輩ノ諺ニハタフト房トシテシケル、發願シテ云ク、我受生以來アヘテ禁戒ヲ犯サス、酒肉五辛ヲ食セス、讀經誦呪ノ

勤行晝夜ヲコタル事ナシ、願ハ明神御渡ノ儀ヲ拜セント祈リテ、夜々湖水ヲ渡テ寒氷ニ臥ス事累日ナリ、或夜五更ニ及テ千萬ノ軍卒發向ノ勢アリ、其形ヲ見奉ラス、空ニ聲アリテ長手アリヤ目キタナキモノ取テ捨ヨト聞コユ、則人ノチカツクヨソヲヒアリテ、其時アラクスツナト仰スト聞テ、忽然トシテ熟睡ス、翌日ニ日出ノ程ニ眠サメテ、ヲキアカリテ左右ヲ見レハ我境非ス、慮外ノ路次也、行人ニ此在所ヲトフ、遠州サナキノ社ト答フ、諫方海ノ流レノ末、天龍川ノ砌也、由緒ナキニアラネトモ、行程又七ケ日許也、神變ノ不思議、且ハ恐怖シ且ハ隨喜ス、……

延久の年次はとにかくとし、諫方海の末天龍川の砌、即ち若御子社の鎮まるあたりは、此の傳説の示すが如く昔より一社にとつて有縁の地であつたので、此處に御子の名に負ふ本社の鎮まるのは、決して偶然でない。

第二の健御名方富命彦神別神社は、祭神につき建御名方富命と同神とすると、苗裔神とするとの兩説があるが、何れにしても系統神たるは論なく、又その所在は、畫詞(緣起四)に「是則當郡善光寺郷内ノ當社ナリ」とあつて、古くから東國無二の靈所たる善光寺の地域内に位したのである。察するに先人の考證にもある如く、もと／＼彦神別神の鎮坐した神地を占めて善光寺を創設し、その後寺内の一社とするに至つたのであらうか。善光寺平は、千曲岸兩川の合流點に發生した本國北部の一盆地として、政治的にも文化的にも輕からぬ意味を有するところ、而して之が中心に當り善光寺を起して宗教的に重きをなさしめた事情は、溯つて彦神別神の祭祀の場合にも應用の出來うるものであらねばならぬ。蓋し此の兩社は、諏訪を本位にして南北に互る交通路の起

點に位し、神威發展の自然の方向とある時代に於ける限界とを示し、之が道程に於ける重要な史蹟として價値づけらるゝのである。最後に多郡御奈刀彌神社は、獨り離れていたく遠隔の地に居るが、此國に於ては同じく式社の列に於て、名方郡に大御和神社、勝浦郡と阿波郡とに事代主神社等所々に同系の神々を祀り、殊に郡名の名方と神名のそれと一致する等、既に先人によつて指摘された數々の論據を見出さるゝ點に立脚する時は、社名の「タケミナトミ」を以て「タケミナカタトミ」の略として、諏訪と同一祭神とするのも容認せらるべき見解といはねばならぬ。蓋し早い時代に於ける派出所の一として、恐らくは出雲系氏族の移住により起つた社ではあるまいか。一部論者は、阿波を以て信濃の鎮坐に至るまでの經由地とし、此に發生の事由を求めようとするが、吾人の見解は之に異なる。而してかく交通路に由り、又は氏族の移住に基づいて神社の分布する現象は、何れの社にも通じてその由來頗る遠く、且つ後代までも繼承されたところである。此外神名帳には、山城の愛宕郡に須波神社、小越前の今立郡に須波阿須疑神社三座小を擧げてゐるが、此の二社に對しても分社説を立て得らるゝので、併せて一應の考察を經たいと思ふ。今先づ前者に就いていふと、社名の一致だけで、他に一切の傍證を缺くため、直ちに諏訪系統の神と定め難いが、之を信友の瀬見小河(四)の說に聽くと

また帳に愛宕郡に須波神社あり、此社今上、社の門の東南に存とぞ、これも由緒ある神なるべし、帳に丹波國何鹿郡に須波較部ノ神社あり、もしくは伊可古夜姫ノ命に因ある神にや、また三代實錄に貞觀十一年十二月八日授丹波國正六位上物部養掃ノ神從五位下、といつて賀茂に關係の社とし、神名帳考證(二)にその祭神を阿須波神としてゐる。今之をその所

在に徴し、又神名帳に記載の順位に參するに、寧ろ賀茂に有縁の社とするを穩當とし、信濃の本社に起源を託するは、聊か見當外れの感を起させる。従つて本來の意義からすると、此に分社の一として援引すべき限りでないといはねばならない。次に須波阿須疑神社は、須波と阿須疑社とを合祀した社であるが、是も須波神に就いては、確かに諏訪の分神とすべきや否や頗る疑問とせらるゝのである。

上述の如く既に延喜の盛時に於て、東は出羽のあなたから、西は阿波の遠くに至る頗る廣汎な地域にかけ、官社としての存在を確實にしたのは、必ずしも稀有の現象といひ難いが、他には多くの類例を見出し難いので、之を以てしても、本國信濃に於ける本社⁽²²⁾の地位の程を想像せしむるものがある。而して此の事實から推す時は、以外に官帳に列しない社も相當の數に上つて、その中には既に國帳に入つたのもあつたのであらう。併し現存の國帳が完備しないため、確かにそれと知らるゝ社を擧げられないのを憾とする。

次に轉じて寺院に關係の方面に及ぶと、攝津勝尾寺の鎮守社の如きは、就中顯著なる一である。即ち本寺流記に收むる元暦元年二月の記文によると、本堂講堂常行堂鐘樓等の堂宇に次ぎ

一、鎮守寶殿三字、檜皮葺、八幡金峯、諏訪明神、拜殿一字、五間一面、金口一口一尺八寸、錫杖一本、燈呂一

懸、大般若經二部長日讀誦之。

とあつて、傳説のまに、八幡と金峯とに次ぎ、諏訪明神を奉じてゐるが、その年代は、少くも元暦より以前、即ち出現説の發生と、もに王朝の末期に係けるを至當とする。社殿の體裁は、三字の

本殿を併立して就中諏訪社を下位に置き、前面に一字の拜殿を建て、三社に共通せしめたのであらう。後に三所權現と呼ばれてその地位頗る重く、現に講堂の西に位する。之に類似の事例は山城の廣隆寺にも見えるので、明應八年の由來記に

鎮守三十八所、醍醐天皇延喜中、大別當增命以三十七所護法神之繪像安置一社、永爲鎮守、鳥羽院

御宇、加秦太夫爲三十八所也、……奉勸請三十八所諸神、……諏訪男、正一位、信濃國

とあつて、三十八所中に東國では、香取女、正一位、下總國、鹿島、との二社を採つてゐる。本書は

作爲の年代に於ていたく遅れるといへ、記述の内容は王朝の昔に溯り、それも然るべき資料に基づいて筆を執つたかと思はれる。即ちその年代は王朝の末期に置いて不可なく、前者と、もに、

京畿の間に於ける鎮守神としての存在を教ふる資料の一とするに足るのである。

王朝の初期以來風をなして諸寺諸山に流行した鎮守社の設立は、之が一種として綜合的に諸神を合祀する總社の種類を起して、廣く有縁の諸神を網羅するに至り、此にいふ三十八所式の社を創めたが、それ等の多くは、廿二社や京畿の間に於ける名社を主眼とし、地方に至つて疎薄なるを常とした中で、さきの番神や名帳の撰と同じく、又之と略ぼ相如く頃⁽²³⁾に於て、此處でも鹿島香取と、もに諏訪明神が採擇されたのは、何としても東國方面を代表とする普聞神として、缺くべからざる地位にあつたからであるといひたい。

以上列擧するところは、數に於て敢て他に誇るに當らないといへ、種類は必ずしも一樣でないので、時代の新古に互り、新舊の思想を包ね、加ふるに政局の中心たる京師及び附近の地方にも進

出して、他の東國の大社に勝れた發展性の働振りを示してゐる。而して是等諸社が、とも／＼に所在に力を協せて神威の發興を助けつゝあつたのが、王朝中期以降の狀勢にかゝり、その結果はその後を承けた鎌倉から室町時代に入り表れて、中々に諸大社に譲らない盛觀を現出するに至つたのである。

尙ほ此に附けていふべき第一は、伊勢外宮の末社客神社で、今でこそ纔かにその舊址を宮域につゞく高神山の巔に存するに過ぎないが、曾ては伊勢津彦傳承と結んで、學者の注意を惹いた著名の社である。本社については、類聚神祇本源(二)外宮別宮篇に引く長徳三年八月の檢録に所屬の田社三十三所を擧げた中に

諏訪明神
客神社 宜前山、

とあつて、その祭神を諏訪明神とし、又之が王朝中期頃に於ける存在を語つてゐる。然るに此の記文を子細に檢すると、諏訪明神の四字は、長徳當時の文字とする證左を缺き何としても後人の傍書とするの外ない。従つて此にいふ客神社は、當初の祭神を必ずしも諏訪明神と定め難いので、當代に於ける分社の一として、は、根據極めて薄弱なるを免れないが、既述神名祕書の註記により、之を諏訪信仰に包擁するに至つた年代を、少くも弘安の頃に繰上げらるゝのは、何人にも異議のないところであらう。

第二にいふべきは、攝津の廣田社に隸屬し現に西宮の域内にある南宮社である。その名は初めて大治三年の南宮歌合に見え、此の當時から頗る上下の崇信を蒐めてゐたが、一方廣田本社で

も同じく南宮といふを勸請して、並立つ五所の本殿の第四におき、兩者を區別しては、前者を西宮の南宮又は、濱南宮といつた。⁽³³⁾かの長承元年の左辨官下文に引く本社神人等の解狀に、北南兩社とある南社が之に當り、此頃⁽³⁴⁾に於ける廣田社は、山脚に立つ本社と、海邊を占める南宮と兩所を合體した上に成立してゐた。さて本社の境内に於ける南宮の由來は明かでないが、五所の第四として⁽³⁵⁾の形式は、少くも鎌倉の初め元久の頃に出來上つてゐて、その起源に溯れば、上記本社に緣由の深い濱南宮を分けた勸請の社かと思はるゝ。而して濱南宮は舊祠職家の碩學たる吉井良秀氏の説に、神功皇后御所持の劔珠を主祭神とするといはれてゐるが、之に對して南宮の稱を附したの⁽³⁶⁾は、さきの官符にもある如く、廣田社より正しく南方に當るからで、その他に深い事由があつたとも思はれぬ。従つてその祭神といひ、その社名といひ、本質的には諏訪社との間に何の關係をも認められないのである。但し祭神に就いては、之を松尾同體とする諸神記の説があり、その他にもなほ攷究の餘地を見出さるゝので、今俄かに之を決定し難いといへ、何れにしても、盡詞(緣起上)にいふ諏訪神説が王朝のそのかみに上るべき本來の姿でない丈は、最も明白であらねばならないから、是亦此では問題としないでおく。

此に至つて考へさるゝのは、既出拾遺往生傳に見えた諏訪南宮の稱で、當時本社が南宮の別稱を以て呼ばれたのは、之によつても明瞭である。さり乍ら此の稱呼は、一個の基點からの方角をいふに起つて、普通名辭たる性質に屬するから、之が實例は獨り本社に限らないで、美濃の一宮金山彦神社、仲山から分けて配祀したといふ伊賀の一宮南宮大菩薩即ち敢國神社等にも慣用さ

れ又攝津の廣田にもその名に負ふ攝社の祀られたことは前に記載を経た通りである。而して是等の稱は、何れも發生の起源を王朝の末期頃に求めらるゝので、少くもその當初から、信濃の外、美濃伊賀攝津等の國々に互り、南宮と稱する名聲普聞の神々の鎮坐した事實は、之を承認しなければならぬ。かの梁塵秘抄(二)に

南宮(南宮)の本山は、信濃(信濃)のくにとぞうけたばる、さぞまうす、美濃(美濃)のくには、伊賀(伊賀)のくには、おさなきち(おさなきち)のみや、

とあるは、即ち此の状態に基づいて、本末の別を語るもので、なかのみやは仲山の謂、又「おさなきち」のごみやはその事由を詳かにしないが、多分敢國を指したのであらう。而して是等三社名は、それら、出發點を異にするにも拘はらず、之を同一典型内に收めて、その源流を本社に係けたのは、社名の偶然的一致からして、仲山や敢國等の社との間に、本支の關係を繋ぎ、就中本社を以て宗たる地位に置かうとする思想の擡頭しつゝ、あつたればこそである。更に之に一步を進めて、祭神の一致にまで漕着けたのが畫詞にいふ廣田の南宮社で、そこに至つた過程としては、三韓征伐の從軍と結んで神功皇后や應神天皇に關係した俗説の流行に考慮を用ゐなければなるまい。かくて畫詞(緣起上)に

就中毎年正月九日、村民門戸ヲ閉テ出入ヲヤメテ、諏訪社ノ御狩ト號シテ山林ニ望ミテ、狩獵ヲ致ス、猪鹿一ヲ得スレハ則殺生ヲヤメ、西宮ノ南宮ニ本地普賢并十羅刹等安置スタムケ奉ル、禮贊今ニ斷絶セス、一ケノ誦貢外宮ノ生贄本誓ニタカフス、八幡大井諏方住吉同體ノ由來アリト申此謂也、

とあるは、一見いかにも諏訪から移入した風習のやうに思はせるといへ、果してさうであるかは、更に考證を経なければならぬ。間接ながら之が傍證とするに足る一例は攝津住吉の年中行事に見出さるゝので、鎌倉時代末期の人津守國有の奥書ある年中神事次第によると、同社では正月九日廣田御狩と稱して、本殿四所に次ぎ濱南北山に御狩神事を催すとある。此にいふ濱南北山は、同社の末社たる西宮社及び廣田社を謂ふのである。之によると本來廣田社に固有の行事として、相並ぶ末社關係から西宮の南宮即ち濱南宮に移り、延いて住吉本社にも行はるゝに至つたもので、諏訪に於ける御狩神事とは、發生の起因を異にするといはねばならぬ。上來述べた通り、各種の方面から見た信仰状態にも、時代の趨勢に應じ常に生命を新たにしつつあつた跡を窺はるゝので、或は寺院の鎮守として、或は時代の流行神として所在に分祀され、或は佛教と結び、或は武家と提携して、神威は漸く普遍的に行互り、名聲は次第に天下に布くに至つたのである。

註 (1) 本朝世紀、日本紀略。

(2) 國太曆文和五年八月條所收同月七日神祇大副卜部兼豐請文。

(3) 日本紀略、神祇史の研究、諸神同時の昇敍につきて。

(4) 國太曆文和五年八月三日。

(5) 岩本尙賢の諏訪神社考にいふ意見も本文にいふところと同様である。

(6) 栗里先生雜著(二)「一代一度奉幣の社の考」考古學雜誌(第八・九卷)橋口長一氏「大神寶の史的研究」

(7) 大山寺の所在に就いては、數々所の候補地を擧げることが出来る。その一は南信有數の靈場といはるゝ東筑摩郡片丘村の牛伏寺、その二は今日の上伊那寺村に下寺があり、又伊那町を組織する一部落に山寺の舊名が残つてゐるから其跡だらうといふ諏訪研究の説、その三は諏訪郡豊平村南大鹽區山寺の廢寺址である。第一は經卷を負ふ牛の斃れたといふ本寺の縁起から起つた傳會説で、其の根據甚だ薄弱である。第二は木曾と伊那街道との會合點に接する伊那町の地字として、現に「山寺」ともに傍らに寺屋敷の稱を存するが、別に何の傳説をも残してゐない。之に關して飯田女學校教諭市村成人氏の意見によると、寧ろ伊那町の西北、西箕輪村羽廣の仲仙寺に當てたらばどうか、同寺は慈覺大師の開基と稱して天台宗を奉じ、鎌倉頃の佛體二軀を藏してゐると。第三は本郡北山浦に於ける古寺址として注目すべき場所、附近に山寺前・仁王堂・大坊等の地字を残す外、多少の遺物を存し、且つ距離の上からは神社に接近してゐる。併し是とて山寺の名に負ふ丈で、積極的の資料を提供するものでない。従つて今日のところでは、未だ確たる地點を指示する機に達しないが、牛山氏もいはれた如く、大體の見當は、國府附近か諏訪に程遠くない官道沿ひの地に置くべきであらう。尙ほ此項に關しては、委員牛山秀樹氏を始め、細川隼人・市村成人・北村勝雄・堀内千萬藏等諸氏及び上伊那郡伊那富小學校・本郡豊平小學校の調査を煩はした。

(8) 近世に於ける神宮寺は、上下社ともに開祖を弘法大師と稱し、眞言系に包擁さるゝに至つたが、その中で頗る異彩を放つのは、次にいはんとする一事である。即ち延寶七年差出しの下社境内圖によると、秋宮の入口、神宮寺境内の一角千手堂の傍らに山王社として、周垣の中に併立する二字の社殿を、その下に八幡宮として一字の社殿を描寫してゐる。ともに本寺の鎮守社にかゝる中でも、八幡

宮は眞言宗に普通に奉祀せらるゝ社として、別にその事由を説明するまでもないが、相並んで八幡宮よりも上位に、稍鄭重な形式を以て山王社の存在を見るは、その初め天台宗を奉じた時代の名残を纔かに保留するものといひたいのである。

(9) 畫詞(祭ノ條)參照。

(10) 鹿島神宮寺に關しては、類聚三代格(三)天安三年二月十六日の太政官符に引く常陸國解に承和四年定額寺に預るとある。

(11) 今昔物語(一)慈覺大師始建初嚴院語第廿七によると、三十番神の發端は、早く良正以前の時代にあつたらしく見えるが、之が形式の完備に至つては、叡岳要記(下)により、延久五年良正の創祀説を採るを正しいと思ふので、その事は先年發表した續神祇史上に述べておいた。而して番神の順位は、台記久安三年六月二十二日の條に、頼長が横川の如法堂に詣でた記事を載せ、覺諸神番板、予私見之、今日當稻荷神とあつて二十二日を以て稻荷神の結番日としてゐるが、その定めは後々までも台家に遵守されたそれに一致してゐる。して見ると三十日に配せられた結番の次第は、最初から動きなく、従つて諏訪神は本來初二日の番に當てられたものと思ふ。なほ三十番神に就いては、諸神記(下)等に禁關守護と如法經守護との種別を立てゝゐるが、台宗に採用されたのは前者の方であつた。而して之を禁關守護と命じたのは、後の考であらう。

(12) 畫詞に良忍が鞍馬寺に詣で、毘沙門天の奇瑞を感得した年次を天承元年四月四日とするは、恐らく二年の誤であらう。古今著聞集及び大念佛寺に載する正和三年の奥書ある融通念佛縁起は、二年四月四日のこととしてゐる。然るに縁起には別掲在之として神名帳の本文を出してゐない。次いで康永元年十二月の奥書ある縁起に至つて、天承二年を天治二年とし、神名帳の全文を加へ、正

和第三層中多上旬候記之といふ奥書が、治承第三層云々と改まつてゐる。此の年次を信ずる時は、鞍馬寺の參籠及び之に引きつゞく神名帳の出現に關する傳説を以て少くも王朝の末期治承の頃にまで溯らしめらるゝのである。さり乍ら此にいふ治承の二字に就いては、なほ攷究の餘地を残すので、今直ちに之を採用し兼ねる。按ずるに融通念佛緣起は、正和三年度の修補の後、康永開版の際に内容形體を整へ、それとゞもに神祇關係の事項も擴張された形蹟を残すので、大小神祇を含む名帳がいつ成立したかは、更に慎重なる考慮を要する。因みにいふ、本神名帳は護符の一種として廣く信者の間に頒布せられ、現に洛北鞍馬寺や平野の大念佛寺にその習慣を存するが、此には明德元年の板本により、その一部を縮寫して擧げることゝした。本項の調査に就いては大念佛寺住職山上戒全氏の好意により曾根研三氏の盡力を煩はした。

(13) 八幡宮本紀(四)宮司到津男爵報告。なほ到津氏の報告によると、社僧は如何なる場合でも内外陣に入る事がなかつたといふ。

(14) 第二章註二六參照。

(15) 第三章四節參照。尙ほ御射山御狩に關する和歌は袖中抄(一九)に、しなのなるはやのすゝきも風ふけばそよそよさこそいはまほしけれとある。

(16) 後編第四章參照。

(17) 延喜式(四八)左右馬寮本章二節參照。

(18) 神名祕書。

(19) 諏訪研究。

(20) 砥川右岸の高臺は、地勢高燥で、背面に山を負ひ、傍ら水に臨み、放牧に適した場所であるといふ。

こゝに記らるゝ駒形稻荷社は、もと駒形社と稱してゐたといふが、或は之が往古の牧場の守護神に當るのであらうか。而して此の高臺の一部に萩倉藥師と稱する小堂の存するにより、式の萩原牧に擬する今井眞樹氏の説がある。尙ほこの牧に關する記載は長地村史蹟踏査要項中にも見える。

(21) 神名祕書は、神宮文庫藏貞治二年の古寫本により必要の部分撮影して掲出する。なほ本書の記事に關しては、早く享保元年客神社の舊祝部度會清在の作つた客神社祭奠式に、「神名祕書建御名方神一號御馬屋神、其義未詳也、或人云、信州、土塞産良駒、世稱信濃駒也、今以此神主于彼國而爲馬屋鎮護神焉、余曰、其然豈見然乎、將如土佐駒何」といふ意見が見える。

(22) 贊鷹については吾妻鏡建曆二年八月十九日の條に、信濃國諏方大明神御贊鷹云々といひ、上社物忌令(上社本)に、御贊鷹ヲモツカイ御贊ヲカケラルベシとある。

(23) 第五章二節參照。

(24) 前田本神氏系圖。

(25) 齋藤朝倉兩家鷹書古今要覽稿(七三)所引吉田多左衛門家元鷹書。

(26) 梁塵秘抄(二)四句神歌百七十首の中、神分三十六首を通讀するに、何れも時代の信仰に生きた通俗的の神々を題材とし、その範圍は廣く全國に及んでゐる。而して就中、いくさがみなる題目を撰んだは、何れに事由をかけたものとも判断し兼ねるが、他に之と同種のそれを缺き、又かくの如く專掌的神々を一般に互つて記述した類例をも見ないのである。思ふに軍神とはその名に負ふ如く、軍事の守護神で、泰平の時代には神驗を發揚せらるべき機會を得るに由なく、従つて世人の記憶から遠ざかるを常とするが、此に平安末期の時代が産出した歌謠に、端なくもその名を留めてゐるのを見ると、往古からの傳統的信仰に加へて、保元以降に於ける新らしい時勢の變化が、之が出現に關し與

つて力あつたのでもあらうか。

(27) 後編第五章参照。

(28) 後編第五章参照。

(29) 神名帳考證(五五)神祇志料(一九)等には、奈の下に「方」一字を脱したのであらうといふ。或はさうかも考へらるゝが、現存神名帳は、九條家本以下何れも文字に異動がないので、最初から「方」の字はなかつたものと見るの外ないのである。

(30) 太田氏「諏訪神社誌」

(31) 式の須波社の繼續と考へらるゝ社は、現に諏訪社と稱し、上賀茂の境内樓門の傍らに鎮坐する。賀茂注進略記末社の條に諏訪社とあるが、即ちそれである。蓋し「スハ」の訓が同一であるため、世に有名な諏訪神に當て、仍つて社名をも更めたものであらう。而していつの頃文字を更めたかは明かでないが、室町中期頃と推定せらるゝ同社の古繪圖に諏訪の字を用ゐてゐるのを見ると、少くもこの當時までは測らるゝのである。而して此の事實は、移して京師方面に流入した諏訪信仰の痕跡を辿るべき一助とするに足るものであらう。

(32) 應頂山勝尾寺續縁起。現狀に就いては、勝尾寺の調査を煩はした。同寺の報告によるに、權現堂には八幡(中央)諏訪(左)熊野(藏王)右)の三所を祀り、その傍らには、是等三所の神々の影向石も存してゐるといふ。

(33) 本社は既出祭奠式によると、享保の頃までは高神社と相並び立派に存在してゐて、專屬の祝部も居れば、又年中四十五度の祭祀をも擧げてゐたのであるが、その後いつの頃にか退轉するに至つた。神都名勝志(三)にその舊址を擧げてゐる。尙ほ本社祭神に關しては、岡田守良の神宮典略(外宮神社

考)に説を立て、建御名方神説を附會といつてゐる。

(34) 所謂長徳檢録は、原本を亡失し、類聚神祇本源の引用文に據るの外ない。今本書によるに、本社の外、土御祖社と風社とは各、宮號「高神社」には、天日別命五世孫連日丹方命等の傍註を存する。その中で土御祖社が宮號を授けられたのは大治二年、風社がその恩典に浴したのは正應六年で、ともに長徳以後の事實にかゝり、是等の點からしても、長徳當初の註記と見ることが出来ない。而して現に神宮文庫に藏せらるゝ正平年間の古寫本によると、寫眞に示す如く、本文と同一筆を以て記されてゐるので、恐らくは是より先、元應二年本書の編せられた際か、若しくはそれ以前の加筆とすべきものであらう。寫眞の撮影については、神名祕書と共に阪本廣太郎氏の好意による。

(35) 畫詞諸社禁忌。

(36) 廣田社舊記所收。本書は室町頃の書寫と認めらるゝものである。

(37) 仲資王記元久元年十一月十七日並同日の條裏書諸神記(上)

(38) 吉井良秀氏武庫郡式社記、同氏「老の思ひ出(西宮昔噺)」尙ほ本社に關しては、民族と歴史(第三卷一號)喜田博士「夷三郎考(七)南宮は建御名方神なるべき事」長沼賢海氏「日本宗教史の研究」西宮えびす神等に參看を要する。

(39) 伯家文書「永萬記」に美濃國南宮社とある。本社は式の仲山金山彦神社で、後に國の一宮となつた社である。

(40) 同書に「伊賀國南宮社」とあり、源平盛衰記(三五)範頼義經京入事條に、「當國(伊賀)一宮南宮大菩薩ともある。而して本社は式の取國神社に當り、確實なる根據は見えないが、社傳に圓融天皇貞元二年造營の際、南宮明神を取國明神と同殿に遷祀したといふ。

(41) 兒宮は元來濱南宮に附屬する末社で、その位置は貞享三年の廣田西宮兩宮繪圖にも示され、現に本社の東側に位する。伊賀に於ける「ちごのみや」の稱は恐らく之に關聯して起つたのではあるまいか。

(42) 住吉社年中行事は前田家本による。西宮の南宮の御狩神事は、南北朝時代には畫詞にいふ通り、諏訪社の御狩と稱し、南宮社に行つてゐたのであらうが、その後、西宮社の勃興とも、西宮社に行はるゝに至つたと見え、高國記に「正月十日ハ西宮ノ神事ニテ御カリナリ、居籠トテ人音モセサル事ナルニ、高國神事ヲモハ、カラス合戦ヲ初メタマヘハ神罰ニテカク打負給フト沙汰シケル」といひ、元龜二年十一月吉日とある西宮殿年中御神事目録にも、正月九日の條に、「御狩御神事・同曉御神事」とある。然るにその後御狩のことは絶えて、たゞ忌籠の行事のみを繰返すに至り、今に同社の重儀として、繼續されてゐる。察するに御狩と居籠とはその起源を異にし、後に合體し、更に又分離したものであるまいか。元龜の年中行事の借覽に就いては、同社々掌吉井太郎氏の好意による。

第二節 内外に向つた勢威の振暢 下

次いで方面を更めて經濟系統に入り、社領に關する考察に移る。既述を經た神使巡行の地方は、即ち上社の勢力圏として、後々までも若干の經濟資源に當てられた所かと思はれるが、之を以て直ちに所有權を設定した社領の地とするは、聊か早計に失する。然らば本社に於ける社領の發生はいつの頃にかある。固より奈良朝以前に於ける状態は、之を見る人の想像に任すの外ないので、かつ、乍らも文獻の助力によつて跡づけらるゝは、平安朝に入るの後を期せなければならぬ。

先づ當代の初めに於て、上下社の立つ諏訪郡の地域が、行政上いかに取扱はれてゐたかを考へて見よう。和名抄によると、既述の通り郡内に土武以下七郷を擧げてゐるが、その間現在の諏訪郡の部分には、山鹿・鹽原・岡屋の三所、以外の上伊那郡の部分には、平井・豆宮處二所の御牧が介在してそれらに相當の面積を領してゐた。即ち

- 山鹿牧 諏訪郡 和名抄に、山鹿郷にあつて、吾妻鏡文治二年三月十日の條所載左馬寮領御牧中、大鹽牧とあるに當る。
- 鹽原牧 同 郡 吾妻鏡文治二年三月の條に、鹽原とある。
- 岡屋牧 同 郡 吾妻鏡治承四年九月十日の條に、岡仁谷郷、同書文治二年三月の條に、岡屋とあるに當る。
- 平井豆牧 上伊那郡 吾妻鏡治承四年九月の條に、平出とあるに當る。

宮處牧 同 郡 吾妻鏡治承四年九月、同文治二年三月の條に宮所ミヤトとあるに當る。

上記の所々に當り、その位置からいふと、山鹿は八ヶ嶽の西麓にあつて東に寄り、鹽原牧はその北に接して霧ヶ峰南麓の裾野に、岡屋牧は離れて湖水の西北に於ける平原に位し、又伊那に於ける平井且宮處の二所は、天龍の流を挾んで峽谷の中樞部を占めたのである。御牧は延喜式によつても知らるゝ如く、左右馬寮の所管として、國司の支配を受くるを定めとしたので、上記の五所は、いふまでもなく上下社領の外に立つて、一社の権限の及ばない所であつた。従つて社領の地は勢ひ散在公領を除く以外の地に求めなければならぬのである。

此に於て先づ問題とすべきは、上社の東方に立つ神野の地である。神野は、畫詞緣起四に「當郡ノ内、原御狩場也」又「彼在所ハ山岳也、原山ハ目前脚下也」とあつて、八ヶ嶽の麓宮川と柳川とに挾まれて扇狀形をなす高臺を指し、山鹿に屬した地域かと察せらるゝ。なほ畫詞(祭七)によると

中古ノ比ヨリ神事ノヒマト號シテ神官氏人竊ニ神野ヲ犯シ、狩獵ヲイタシテ禽獸ヲ見ル、嚴重ノ惟異ニヨリテ事顯ハレ、罪名ノ裁斷ニ及フ、近クハ則當郡桑原郷、甲州加世上郷等ノ地頭職ハ彼科ニヨリテ沒收セラレケリ、サレハ其比神野ヲオカス物ナカリケリ、一人ヲ禁、萬人ヲコラス、憲政タル由、時ノ人稱美ス、末代ニ至リテ如此嚴制モ行ハレ堅キニヤ、近代ハ狩奉行ノ知ナハ、甲冑ヲ帶シテ制止ヲ加フト云ヘトモ、法ヲ守ル物スクナシ、ツイニ神罰ヲ蒙トナム、尤恐ルヘキ事也、

とあつて、その地の頗る狩獵に適すること、神官氏人と雖も、之を犯し得ない掟の存することゝを

擧げてゐる。蓋しその名の示すが如く、神の占め給う所として、御狩の外には恐れて人の立入らない自然の禁獵區とせられ、かの年中四度の御狩神事の如きも、すべてこの域内に營まれたのであらう。従つてその起源は遠く太古の代に溯り、もと／＼原始狩獵神のために捧げられた場所であつたのを、引續き諏訪神の鎮坐と、もに、大神の稜威によつて、よく前代の舊習が保持せられたものであらねばならぬ。後世の出來事ながら、建武の大亂に際し、父祖一族が朝敵になつた連類として、時の大祝賴繼も、纔か七歳の身を以て、將さに失はれうとした際、神の御告により神野に隠れぬたが、測らずも山中で種々の不思議に際會して、隨喜の涙眼に浮び、奇特の思肝に銘じ、遂に命を全くして、再びその職に還ることが出來たといはるゝ。此の場合に於て賴繼の執つた處置並に之に附帶する神異の表れは、自ら神野の性質を説明する一端とするに足るので、最初かれは郡外に出ないといふ大祝家の重禁に身を縛られて、進退に窮した餘り、避難所を神野に求めて露命を繋ぐことゝしたやうに見えるが、そこに至らしめたのは、郡内に於ける安全地帯として、此處を最も恰好の場所と考へたに因り、それには前々からの禁野として、特殊の信念によつて固められ來つた關係が大いに重きをなしたといはざるを得ない。之に就いて曾て小池安右衛門氏が入會上に

このこともこの場合常人等と等しく唯身命を全うする爲めに人跡絶えたかゝる山奥に潛んで居たのだとのみ解することが出來ない。それには當時の諏訪神信仰から推究して、彼は神の嗣であるべき正系の大祝なるが故に、故に神の加護も加はつて「郡外には出でない」といふ神

の重禁を守つて、神聖の地としての神野に業々難を避けたのだと解する方が寧ろ至當のことである。

といはれたのは、至極最もの意見と考へらるゝ。なほ此外かの七不思議の一たる高野の鹿の耳裂き傳説の如きも、参考の一助とすることが出来る。此にいふ高野は即ち神野で、外ならぬ此地からかやうにタブーされた鹿を産出したといふのも、決して偶然でないのである。而してかやうな意味を持つ社領としての神野は、時代を遡るにつれて重要性を増し、王代のそのかみとなつては、なほ完全に禁野の實が擧げられた頃であつたのである。

次に考ふべきは、神野⁽³⁾の所在である。その名稱からすると、一社に隸屬する封戸の地として、朝廷より寄進された七畑の神封や二段の神田を包含した上に成立した區域にかゝつたのであらう。蓋し和名抄に載する神戸の郷名は、全國に互り四十有八所に達するが、此の場合は、その中でも確かに一社一郷と推定せらるゝ例に入る。而して一郷の戸數を五十とする令制の原則に照合すると、七戸位の少數を以てどうして一郷を成立せしめ得たかの疑問に逢着するが、それに就いて一案を立つれば、他にも例の尠くないやうに、朝廷の外諸家から寄進されたそれも加はつて、定額が若しくは之に近い數を具してゐたとも解せらるゝ。その所在は、天正の高帳に上神戸郷、慶長以降の郷帳に神戸村として登載せられ、今も上社の眞向うに立つ山麓にその名を残す四賀村神戸^{カト}の位置によつて説を立てると、此のあたりが往古の街道筋に沿つた一方の限界に相當し、その區域は之より南西の方に延びて、上社及び前宮の邊を包擁する湖南の野の中樞部を占め

てゐたと見ることが出来る。さうすると、社頭附近の存在をも立派に認め得られて、一般の例にもよく合致するのである。尤も之が限界に至つては、頗る根據に乏しく、従つて學者の間にも説の一致を見るに至らないが、大體に於て上記の見當内ならば、さのみ無理をしないで、十分に解釋づけらるゝと思ふ。なほ上社の東南方富士見村の大字に、御射山神戸^{カト}の名を残し、天正の高帳や元祿の郷帳にも載せられてゐるが、是れ恐らくは神戸郷以外の地に於て、御射山に隸屬した所であるかも知れぬ。此所は、御射山祭場に最も近い山麓に當り、甲州街道を挾んで發達した獨立の部落で、之が地理上の位置に就いてはいふまでもない。今に年中一度の御射山祭日に、此の部落に限つて檐並に薄の穂を飾る風習を存して、いかにも御射山と深縁あるを思はしめる。此外廣義の諏訪郡内では、現に上伊那郡伊那^{イナ}富村に神戸の小字を見るが、その由來を詳かにしない。

以上神野と神戸郷とは同じく社領に屬しながら、發生の起源の異なること、もに、その性質にも自然の區別を横たへたので、前者は御狩野として純然たる信仰の領域に入り、後者は名に示す如く、經濟資源としてその他の散在領とも内的價值を一にした。而して此の兩者の所在によつて、朦朧氣ながらも、當代に於ける疆域の大體を想定し得らるゝので、即ち東北方は、公領たる山鹿鹽原二所の御牧により神野以外の郊原の大部分を占有せられて、神使の巡行もその内に入るに及ばなかつたが、東南方は之と趣を異にし、他に之を阻止する原因を持たなかつたので、自由の手は主として此の方面に延びたかと思はるゝのである。

郡内に於ける社領に聯關して是非とも一瞥を経たいのは、後のもの乍ら傳嘉禎四年の物忌令

(上社本に)

一……罪科人ヲ誅スル南ハ鳴澤ヲコシ北ハコシキ原ヲコシテ可被誅也御頭ニアタリタラム人
モ其郷内ヲコシテ可被誅也

とあつて上社を挟む鳴澤と飯原との間を一種の神聖區域とした記事である。前者は宮川村西茅野のあたりに、後者は豊田村有賀小敷原に當る。東西の二點は明示されてゐないが、恐らくは山を限り、その間に於ける湖南の平野の殆ど全部を包擁したのであらう。而して此所に殺生を禁斷して、之が神聖を保持するに努めたのは、上社に對する直接の關係地帯たるに因り、恐らくは此間に四至の設定を経たのではあるまいか。本社⁽⁴⁾の四至に關しては、傳寶治三年信重申狀に

右信重曩祖爲信祝嫡子神太爲仲參伊豫前司殿奥州下向而上洛之時帶兩社文書於美濃州不慮之外死去之間令紛失畢云々依之爲信延久年中之比以新券上下立四至界讓與同四郎爲眞畢其時下宮祝大耳氏并神官等加判形出彼讓狀其狀云任本宮之御判之旨加判形畢云云

とあるを唯一の記文とする。記事の内容に頗る疑問の點を存し、直ちに首肯出來ないといへ、本書にいふ如く、少くも延久以前の時代から四至の界を立て、ゐたとするは、本社ほどの大社として至當の措置で、之を諸大社の例に徴しても、最もらしく思はれる。而して此に延久年中に至り、新券を以て之を定めたとあるは、後にいふ祇園社に於けると同様に、かの後三條天皇の新政が之を促し、本社に於てもある程度までの革新が行はれたことをいふものでなからうか。但し此際上社大祝の手が下社の分にも及んだとするは如何であらう。次に参考のため、四至に關する四

五の實例を援引して見よう。先づ時代の信仰を蒐めた祇園社⁽⁵⁾は、延久三年の太政官符に、東白河山・西堤南五條以北・北三條末以南を限るとあつて、東山と賀茂河との間を占め、内に幾多の田畠を含んでゐた。本社⁽⁶⁾の如く洛中に近い社にあつてさへ然り。稍離れた賀茂社になると、寛仁二年の符によつて東延曆寺の四至西大宮東大路の末南皇城の北大路の末・北郡界に至る間の八ヶ郷を接續地帯に於ける社領とし、大和の奥吉野郡の丹生川上社になると、寛平七年の官符に、東鹽臼西板波瀧南大山峰北猪鼻瀧に至るとあつて、東西一里三十二町南北一里十町に及ぶ山あり、川あり、野あり、谿ある自然境を勝示内とした。降つて地方的神社となつても、伊勢の稻生社式ノ小社伊奈富神社⁽⁷⁾の如く、嘉承二年の攝政右大臣家藤原忠實政所下文に、西國府東祓河南井手橋南畔東白子濱北奄藝川曲郡界を限るとあつて、北勢の一方魚鹽の利に併せて、水運の便に富む田園を包ねたものもあり、又近くは安曇の穂高社⁽⁸⁾の如く、文明以來代々の造營記の附言に、東千國大通南柏原新居ノ澤西猪鹿ノ牧ノ宮ノ窪の東北上は草深の北のはのさき、下は御神路を堺とするといひ、東西一里餘南北半里餘の耕地を含んで、その一隅に神社を置いたのもある。而して此中でも丹生川上社では、古來四至内の住民を氏子として、相互の間に特殊の慣例を保持し、穂高社では、今に四至に神立の行事を繰返し、その區域内の住民は、祭事中鳴物を慎しみ、死者あるも密葬に附する等、往古からの慣習を更めないが、此外にも四至の勝示によつて年中兩度の祓を修し、後それを佛式に更めた河内の譽田八幡宮のやうな例もある。

本社にあつては、いつの代にか服忌令にいふ特別の定めを廢絶に歸し、今に傳はる風習の何物

をも提供し得ないのは、いかにも遺憾に堪へないが、一面では神聖區域として信仰上の意義を、他の一面では資源地帯として經濟上のそれを包ねて、兩様の機能を綜合した特殊境たる性質に至つては、他に渝りなく、即ち一社に對し直接的關係に立ち、永く藩屏たるの任務を盡すべき重要な封疆とせらるゝのである。而して之を説の如く四至と定むる時は、勿論その全部が社領の範圍に入つて、社領の西北方は少くも湖邊にまで達し、又その區域には神戸郷の外、桑原郷の一部をも含んでゐたかと思はるゝ。後に足利末から戰國時代にかけて御頭役を奉仕した所謂十郷の範圍は、大體に於て之に合致するので、十郷の定めは、即ち中世に於ける一社の四至を基として起つたものであらう。

次に下社側では之に對比すべき史料を缺き、主として上社の例から推すの外ないが、北の方御射山の一帶が一社發祥の靈地として、上社に於ける御射山よりもより深い關係にあつたのは、今更いふまでもない。降つて湖北に於ける沃野の大部分を占め、この所を重要な資源としつゝ、あつたことも、上社に於けると異ならない。その境界東は鹽原牧に、西は横河川によつて岡屋牧に接し、面積に於ては、上社よりも遙かに狹隘であつたらしく見えるが、此間が多分四至によつて限られた區域であつたのであらう。

時代はいたく懸隔するが、参考のため、近代に於ける朱印領の高に照合すると、上社千石下社五百石で、下社領は上社領の半額に止まる。それは確かに基づくところがあるので、上下社領多寡の相違は、數字上では明示し得ないといへ、上に述べたところにより、既に王代の昔に決定してゐ

たといはれないであらうか。而して上社領は、社頭に近い神宮寺高部二村で半ば以上を占めて、もとの神戸郷の主要部を永く後々までも持傳へたに反し、下社領が下原窪武居等社頭廻りの村々に百石にも満たない少數を留めて、大部分を四至外に逸し去つたのは、そも／＼何の故に因るのであらう。

之を要するに、社領に關して考へ得らるゝところは、極めて大體に止まるので、頗る隔靴搔痒の感を免れないといへ、纔かに片鱗を見せる是等の記事によつても、その輪廓だけは略ぼ之を捕捉するに苦しまないもので、即ちお膝元の地で、さのみ面積も廣大でない今日の諏訪郡内にあつても、三所の公領を交へて、全域を管下に併すに至らなかつたといはねばならぬ。三所の公領は、本來御牧として設定せられた由來に鑑みると、一社に對する脅威でもなければ、政策上の方便に出たものでもなく、いはゞ一社の存立とは相觸れない別個の存在にかゝつたが、此に當代の中期以降上下社の勢力が俄かに發興の運に向つた時代となつて、いつまでもかやうな前代以來の狀勢がそのまゝに持續せられ得たかは、更めて攷究を要する問題となるのである。

和名抄に次ぐ文獻としては、遙かに年代を隔てた鎌倉初期に降り、吾妻鏡の記事を以てしなればならないが、之によつて當代も後期に入つた頃の狀況を察せらるゝ。即ち同書(七)文治二年三月十二日の條に、當時頼朝の知行にかゝつた關東の國々に於ける院宮以下社寺領の乃貢の未濟に就き、京師から督促された注進を載せ、その中に本社に屬する分として

八條院御領
一 諏方南宮上下社

二、同上下社領白川郷
無庄號字之由今度尋搜之虞、彼爲諷訪上下社領、仍不隨國衙進止、
三、黒河内、藤澤

以上三所を擧げてゐる。

第一の諷方南宮上下社といふは普通の例により、それらの四至内に於ける所領を指したものであるが、その所は下總の千葉庄や下野の足利庄等と、もに東國に數尠くない八條院領となり、文治以前の時代から院を本主と仰いで年貢を進めつゝあつたといふ。然らばその由來は如何再び吾妻鏡の本文に立還り、元暦元年四月六日の條に着目するを必要とする。即ちそこには池前大納言家に屬した平家の没官領三十四所が頼朝の盡力により安堵された顛末を述べ、引續き一々の庄名を擧げてゐるが、之によると、三十四所の中に由緒あるもの四所、八條院領十所、女房御領二所を含み、就中女房御領の一として

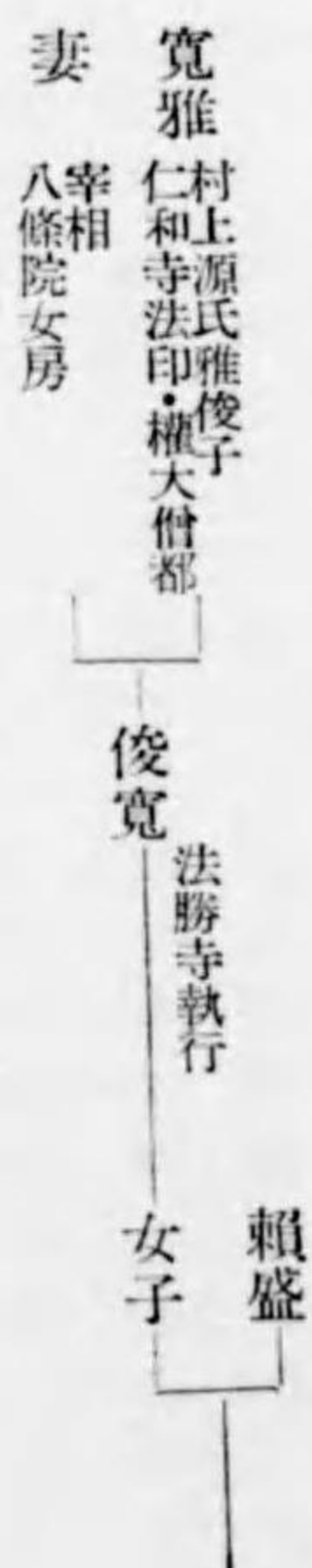
諷訪社信濃被相博伊賀六ヶ山

と見え、此等のものは、同日附を以て

右庄園拾陸ヶ所、注文如此、任本所之沙汰、彼家如元爲有知行、勅狀如件、

との處置を受けたとある。此に女房御領とあるは八條院女房、彼家とあるは池大納言頼盛家を指すので、之によると、本社は八條院領中の女房領として院を本所、頼盛の流を領家と奉じ來つたが、此時頼朝の斡旋によつて、領家職を伊賀の六ヶ山に代へ、之に屬する得分のすべてを一社に寄進されたものと見える。此に於て問題となるのは、本所領家兩職の發生年代につき、何れを先、何

れを後とすべきかの點にあるので、之によつて結果にも亦頗る相違あるを免れない。世上の流例に顧みると、その何れにも可能性を見出さるゝので、他に傍證のない限り、之を決定するに苦しむといへ、今の場合としては、本社に程遠くない足利庄に於ける足利氏、千葉庄に於ける千葉氏等と同様、時の權勢家を外護の地位に戴かうとする時流を追つた目論見に起り、ために世に時めき給ふ八條院を推戴するに至つたとするのが最も當を得た解釋であるまいか。王朝の末から鎌倉の初めにかけて、八條院の占め給うた社會的位置と實力とに就いては今更いふまでもなく、院の領し給うた庄園の所在が諸國に互り、その所産の額が極めて豊富であつたことも、夙に學者の説をなした通りである。かくて後、我が上下社も時運の流に棹さし、一社の存在にも一層の重きを加へ得たのであらう。而して恐らくはその後に及び、何かの事由により分たれて女房領となり、轉じて頼盛の一家にも一部の支配權が移つたのである。頼盛は八條院と格別の緣故のあつたもので、次の系圖に示す通り



彼の妻が宰相といつた八條院女房の孫に當り、宰相は女院の御乳母子たる間柄にあつたので、一門の都落に際しても、かれ一人は、女院ノ御ウシロミを頼つて故郷に留まつたといはれてゐる。思ふに此にいふ女房御領の本主は宰相その人で、上記系圖に示す特殊の個人關係から、權利を分

轄して孫女の夫たる頼盛に附與し、之が一部として本社領の管掌權を彼の手に委ぬるに至つたのであらう。その時代はいつとも定め難いが、或は保元以前平氏の全盛期に入る前であつたかも知れぬ。由來源氏との因縁淺からぬ諏訪社が平氏の權門を戴いて年々に得分の若干を上納すべく義務づけられたのは、一見頗る奇異に感ぜらるゝといへ、時勢の習ひ是非もなかつたので、その期間はさのみ久しきに亙らなかつたといひ乍ら、決して一社の快としなかつたところであつたのであらう。さればこそ、關東方の處置として數尠くない家領の中、本社に限り、代地を寄せ、從前の關係を斷たしめたので、そこには敬神の趣旨から出發して、本社のために得分を増すと同時に、之によつて祠官達の面目をも立てようとする心しらひの潛んだのは勿論であらう。

之によつて是を觀ると、當初から渝りのない丈でなく、後々にまで持續されたのは八條院女房領たる關係であつたが、爾後の消息に就いては一切所見を缺き、加ふるに院領全體の中で女房領の占めた位置如何も明かでないので、延いて本社との間に結ばれた繋がりを探る上にも甚だしく亡羊の歎あるを免れない。さり乍ら此處ではかの足利庄や宗像社に於けるやうな相互の親密な結着きはその跡を留めてゐないので、被管關係の作用するところは頗る稀薄であつたらしく見える。即ち出で、八條院家に奉仕した者もなければ、本家の差配によつて社家全般の行動を律せられたやうにもないが、強ひて之をいへば、後に示すが如く、下社の祝盛澄の事蹟に於て平家方の影響の一節を留めるといはれるであらう。尙ほ次に社家方の活動と、もに合敘するであらう。

第二の白川郷は本社領となつた年代や經過等を詳かにしないが、文治以前少くも王朝末期の頃に於ける存在丈は確かであらねばならぬ。此後寛元四年十一月上社領として將軍家より地頭職を補命せられた筑摩郡白川郷は此處で、その所在は東筑摩郡壽村白川の邊に當る。

第三の黒河内藤澤の兩所は、幾らか疑問の點を存する。即ち既出注進狀の傍書は、固から原本にあつたとも、後に關東で加へたとも、何れにも解せられ、加ふるに文中「彼」の一字は、吉川本に「行」又は「新」北條本に「新」寛永版本に「彼」、高桑他二氏の校訂本に「彼」字に従つてゐる。その何れを探るかによつて意味に相違を來すを免れないが、今文字は校訂本の定めにより、註文は關東の加筆として説を立てると、此の二所は未だ庄號を立つるに至らなかつたが、今度之を詮議すると、諏訪上下社領として國衙の進止を受けない地であることが明かになつたとの意に聞える。蓋しさきの白川郷と、もに、本所又は領家職が院宮か權門の手に歸してゐたのであらう。さうでなくては、態々年貢の滯滞を京師から督促さるゝ筈が無いのである。然るに爾後八ヶ月を経た吾妻鏡文治二年十一月八日の條によると、兩所は御奉寄地として明神の奉爲の外全く他の勤めを負はない所なるに拘はらず、藤澤余一盛景が本跡を忘れて恒例の御狩を抑留し、拜殿の營作を妨げた、め、大祝から訴出て、頼朝の處分を経た顛末を記し、之に就いて「尤守先規云々」とも「早任先例云々」とも沙汰せられたといつてゐる。之によると、今に始まらぬ上社領として御狩の役に勤仕し、大祝の下知を受けた由來を分明にせらるゝが、此に記して御奉寄地とあるによれば、上下社に對する處置と同様に、此際頼朝の盡力によつて、權門の口入を止め、之を一社に寄進した所であらねばな

らぬ。その所在、藤澤は上伊那郡藤澤村の邊に、黒河内はその南美和村黒河内に當る。即ちその位置からいふと、上社の背面にあつて當代の諏訪郡に入り、既述神戸郷の接續地帯とも見らるゝが、之を管下に收めたのは、一社の勢威が山のあなたに延びて此に至つたに由るとも、上代からの古い歴史を繼承したところとも、兩様の解釋を下さるゝ。

此に併せていふべきは、後に全文を引く治承四年九月の出來事で、此際頼朝方の一條忠頼の手から、上社は平出宮所、下社は龍市岡仁谷郷を寄せられたとある。此中で平出等三所は既記の如く御牧の地に屬したが、龍市は多分龍布の誤で、今日の上伊那郡伊那富村辰野の地を指すのであらう。さうすれば平出と宮所との中間に當つて相接近した位置を占め、同時の寄進地として頗る適はしく思はるゝ。而して此際の寄進行爲は、必ずしも王綱の弛廢に乗じて公領を侵害した武家の專斷的處置といふべきでなく、是等御牧の所々が時代の氣勢に催されて一般の莊園に異ならぬ性質に變化した、め、是より先、いつの頃からか神社又はその關係者が一部の權利を掌にし來つたか、若しくは所領權の一部が他の權門の手に移つてゐた、め、安堵の保證か、新たな寄進を得んために武家の新勢力に倚つたものと解したい。此の前提の許に吾人のいはんとするところは次の如くである。此等の所々は、上下社の何れにしても、一社の進出につれて必ずや着眼を免れ得なかつたところ、中にも岡仁谷は、下社の四至の西境に接して、一社の發達上第一に必要なを感せられた大切の場所といふべく、下社側が郡外に延びようとした場合、何を措いても、此の一所だけは、之を手にして置かねばならなかつたのである。此際兩三度の書損を推切るまでの執

拗さを見せて、之を收め得た理由は即ち此にあつたのであらう。かやうにして之を當時の事情から推すと、公領から莊園への變化につけて、一社の勢威がその間に樹立された由來は、可なりによく、爾後一般時勢の推移と、もに漸次郡外に進出の氣運に向いた狀態を彷彿として想見せしめるのである。

此外にあつては、純然たる社領といひ難いが、類似の意味を有する湛の場所は郡の内外に互つて、その所々に古式のまゝの神事が行はれ、同系神や祠官家の分布範圍も亦郡内に限られてゐなかつた。是等社領と錯綜して、或は社家の子孫が分封し、或は一社に特殊の神事が擧げられ別社が置かるゝ等、何れにしても一社の勢威を表象する數々の表れは、濃淡の差こそあれ、諏訪本部を中心として伊那、東筑摩の一部に入り、郡外にまでも實力を延ばす時期に到達し得たのである。

以上の外畫詞(緣起)並に神氏系圖によると、白河院の御宇大祝爲仲の事變により、八幡太郎源義家から美濃國莚田庄芝原の地を寄せられたとある。此の場合に於て事の原因となつた刃傷沙汰と社領の寄進とは、之を分離しても考へらるゝので、前者を事實としても、後者まで然りとするの要はない。従つて寄進の年代に至つては、畫詞の出來た南北朝以前の頃にまで溯らせるべきか頗る判斷に苦しむといへ、可なり古い時代から國境を超えて所在に及んだ神威が社領關係と相結んで發現した一例とするには十分であらう。莚田庄は、本國莚田郡にあつて現在の本巢郡席田村芝原の地に當る。附けていふ、伯家文書永萬元年賞納進記によると、當時須波社は本國唯一の社として、年々布千端を神祇官に納める例となつてゐる。此の事實は平安朝の

中期以降綱紀の弛廢と、もに、神祇官の用途が諸國の有力なる大社の貢物によつて支持せらるるに至り、本社も亦その一として仲間に加はつたことを教ふるもの。而してその額を他社に比較すると、但馬の伊豆志社(出石一宮)因幡の上宮(宇倍一宮)の各五十端より遙かに多く、その負擔額は、諸國に於ける一宮級の大社よりも餘程の高率を示すので、之を以て本社が經濟的に惠まれた表れの一端としても、敢て不可なからう。

遠近に於ける社領の捧ぐる年々歳々の尠からぬ所産と併考ふべきは、之により直接間接に不斷の厚い恩惠を受けつゝ、あつた大祝家を始め祠官家の人々の行動で、彼等が年久しきに互り固め來つた堅實なる經濟的基礎に立ち、時勢の進運につれて、いかなる方面に發達の途を開きつゝ、あつたかは、當代に於ける一社の狀勢を考ふる上に於ても、留意すべき大切なる問題であらねばならぬ。仍つて大祝家の向背から分入ることゝする。

先づ上社に於ける大祝家は、さきの有員から十四代を、經た頼信の時代に入り、漸く系圖を分明にした。而して大祝職は頼信から子爲信を經て爲仲に至り、爲仲から弟爲貞の家に移つて世襲せられ、門流を爲仲と爲貞と兄弟の兩系に大別したが、その後各代毎に漸く子弟の數を加へて一門の繁衍を致し、出で、所在に居を構へた輩も尠くなかつた。中にも爲貞の孫敦家は、遠く離れて上伊那郡に住したが、その他所在の地名を負つて家を成したのも多數に上つたので、次に王朝の末期を凡その限度として、大體の狀勢を示すことゝせう。

第一、大祝爲仲の流

一、爲仲の嫡曾孫行長の流

- 行光 行長の長子
- 行平 行光の子
- 行衡 行長の二子
- 行忠 行衡の二子
- 忠康 行衡の三子
- 量平 行衡の嫡孫
- 成宗 行長の三子

- 關屋 埴科郡豊榮村關屋(?)
- 四宮 更級郡鹽崎村邊(?)
- 深澤 上伊那郡中箕輪村松島邊(?)
- 三塚 南佐久郡野澤町三塚(?)
- 關屋 埴科郡豊榮村關屋(?)
- 皆野
- 四宮 更級郡鹽崎村邊(?)
- 不覺

二、行長の三弟行助

三、行長の四弟行遠の流

- 行直 行遠の二子
- 範行 行直の嫡孫

- 保科 上伊那郡藤澤村邊(?)
- 保科 同 上(?)
- 笠原 上伊那郡美籬村笠原(?)

第二、大祝爲貞の流

一、爲貞の嫡孫大祝貞方の流

- 範方 貞方の二子
- 光家 貞方の三子

- 諏方
- 中島

範定貞方の五子

二、貞方の長子大祝貞光の流

清貞貞光の二子

貞直貞光の猶子

三、貞方の次弟敦眞の流

敦眞

光親敦眞の二子

親貞光親の二子

眞重敦眞の嫡孫

四、貞方の三弟敦家の流

敦家

家貞敦家の長子

敦成敦家の次子

家直敦家の三子

敦方敦家の四子

敦高敦家の五子

敦綱敦家の六子

諏方

諏方(又桑原) 諏訪郡上諏訪町下桑原
福津 小縣郡福津村

諏方

千野 諏訪郡宮川村茅野

藤澤 上伊那郡藤澤村邊

中澤 上伊那郡中澤村邊(?)

上伊那郡(栗原)住

栗原(又栗林) 諏訪郡永明村横内邊(?)

上原 諏訪郡永明村上原

矢島 北佐久郡南御牧村矢島(?)

栗澤(栗力) 諏訪郡玉川村栗澤(?)

遠山 下伊那郡和田村邊(?)

中村 諏訪郡湖東村中村(?)

敦頼敦家の七子

頼門敦頼の長子

五、貞方の四弟貞澄の流

光澄貞澄の長子

家澄貞澄の二子

放澄貞澄の四子

敦澄光澄の長子

西保

眞志野(又眞野) 諏訪郡湖南村眞志野

小島 松本市小島町(?)

中野 下高井郡中野町

大妻 南安曇郡倭村大妻

蘭屋

尤も是等系圖の傳がどこまで信用せられ得るか、頗る疑問としなければならぬが、神氏の系圖が爲仲以降漸く確實性を増して、諸本の異同前代よりも少く、大體に於て一致を見らるゝ點に立脚して上記の表を作製し、一般的趨勢を徴する資料とせうとするのである。さて之によると、郡外にあつては伊那方面、それも主として上伊那の部分、就中多きに居り、その他小縣、南佐久等比隣の郡に及んでは、至つて數に乏しい。即ち此にも古來の地方的關係は、最も力強い作用を及ぼしてゐるのである。次に爲仲の流は、當職を嗣がなかつた、めか、門流の數も少く、その後裔も振はなかつたが、之に反して弟爲貞の後は、世々職を承けて子孫繁榮し、それ〴〵所在に勢力を布いた。

かく兩流より更に幾多の家門に分岐して、一族の盛運に向つたにつけても、獨り時流に超然たるを得なくなつたのであらう、何時しか神としてよりも人としての働きに打傾くに至り、世間的

活動の節々が見え初めたのは是非もない次第といへ思へばその間の推移も甚だしいといはなければならぬ。王代も末期に近づいた頃白河帝の御代の出来事として、畫詞(緣起四)にいふところによると

白河院ノ御宇、大祝神爲信、號神大夫存日ニ長男神太爲仲ヲ當職ニ立テ、社務ヲ執行シケルニ、八幡太郎義家ノ誘引ニヨリテ上洛ノ企アリ、當職ノ仁、郡内ヲ出テサルモ、垂跡已來流例也、不可然由、父爲信シキリニ嚴訓ヲ加ト云ヘトモ承引セス、既ニ約諾ノ上ヘハ今サテ悔變ニ及ハストテ上洛シケルニ、一ノ鳥居ノ前ヨリ始メテ引馬トモ病ミ臥テ、郡ノ境ヒ大田切ニ至マテ七疋斃ケレハ、一族從人猶諷諫スト云ヘトモ、父ノ命ニ隨ワスシテ宮中ヲ出ヌ、誰人ノ教ヘニカ留マルヘキ、若神慮ニ背カハ、我身命終ルヘシトテ登ケリ……

サテ美濃國菟田庄芝原ト云所ニ至ル、新羅三郎義光號刑部召請シテ酒宴アリケリ、雙六ヲウチケルニ不慮ニ賽論出來テ忽ニ鬪殺ニ及ヒ、兩方多ク、反亡シ疵ヲカフル者ノ數ヲ知ス、賓主ノ諍ヒナレハ爲仲ハ理ヲ得スシテ遂ニ自害シ侍ケリ、臨時ノ災難偏ニ神罰ノ至ス所也、

と見え、又前田本神氏系圖爲仲の條に

人皇七十代後冷泉院御宇、奥州安部貞任、宗任依爲、朝敵、仰鎮守府將軍陸奥守賴義朝臣被追討之間、伊豫守義家朝臣相共發向、有十二年被討平、朝敵……此時祝爲信以長男爲仲令隨、遂義家

朝臣、抽戰功云々、

とあつて、大祝爲仲は先には父爲信の命により義家に従つて前九年役に戦功を擡で、後には父の

教誡に背いて義家の誘引に應じ、上洛の途次非業の最後を遂げたといふ。畫詞といひ、系圖といひ、史料としての價值は十分でないが、かく破天荒の行爲として語傳へたのは、必ずしも謂はれない譯でなく、そこにある程度までの妥當性を含むといひたい。中にも當職以前に於ける奥羽の出陣説は、畫詞に見えないが、之を系圖に採つたに就いては、勿論相當の根據に基づいたのであらう。然らば何の故を以て、嚴重な古來の禁制を冒し、神慮に反してまでも、武家の誘引に應じ之と行動を共にするに至つたのであらう。姑く一般の時勢に顧みて、見地を新たにするの要がある。

神權の許に富と力と人との三者を統一した地方に於ける諸大社の祠官家が、武家的色彩を濃厚にして、實力勝負の舞臺に競争すべく馴致されつゝ、あつたのは、いふまでもなく王朝の中期以降を一貫する大なる風潮である。而して此の風潮に乗じて、武家の頭目たる源平二氏が、所在の土豪から延いて神人衆徒の輩を語らひ、彼等をして兩氏の何れかに分屬し、本來の祠職たる任務以外に新しい生活方面を開拓せしめたのも、亦時代の趨勢にかゝつたのである。中でも源氏が早くから東國の方面に深い縁故を繋いだのは、世に隠れもない事實であるが、特に義家の時代となつては、諸國に莊園の構立を禁止せられた程に、廣く勢威を行互らせ、隣國下野の足利庄には、新たな根據をさへ固むるに至つた。而して信濃(註)にあつては、先に賴信が守となつたに次ぎ、義家もいつの頃にか之を襲ひ、國內には一統の支流として所在に分布した者もあつて、源氏に有縁の地方たるの條件には間然するところがなかつたのである。更にその間に於て源氏の手が地方

祠職の間に及んだ跡をいかにといへば、例へばかの宮根山中の名祠宮根権現の別當行實は、父良尋の時より爲義、義朝父子と好みを結び、彼が父の讓を得て下向の際爲義父子から東國又は駿河伊豆の御家人に命を下し、他日行實の催した場合には隨從すべき保證を與へられたとあつて、早く頼朝以前の時代から容易ならぬ中にあつた状を見せてゐる。之と聊か事情は異なるも、義朝は早く熱田大宮司季範の女を納れ、その腹に頼朝を生ましめて、海道第一の大社と相結ぶ端を啓いたのである。是等の例からしても、實に地方の豪族許りでなく、有力なる社家方が武家としての源氏に倚り、源氏は地方に於ける勢力擴張の有力なる方法の一として神社づきの舊族を牽き、互に資縁しつゝ、あつた由來を推すに足るので、此にいふ大祝家の場合の如きは、かやうな趨勢に促された比較的早い時代の現象と考へたいのである。而して更に考慮を廻らすれば、後に上下社が八條院領となつたことの如き、早く義家の時代に結ばれた源氏との所縁が基となり、延いて足利氏等と歩調を一にした行動であつたかとも、村度せらるゝ。爲仲に次ぎ七代の後貞光(傳大治四年襲職)の代には、隣郡小縣の豪族禰津の一族との提携が成立したが、そこに至つた事由は、後條に詳かにする。之に對して上伊那に於ける伊那氏との握手を説く一部學者の説も見えろといへ、その根據が極めて薄弱で、當代にあつては、なほ史實とすべき範圍に入らないのである。

一社の根本勢力たる大祝家の向ふところにより、家子郎黨さては氏人等の去就も自ら定まるべきは、正に然るべきことで、その大勢は源氏を中心とする武家の圏下に吸收せられ、之よりして漸く彼等の武的活躍が始まらうとしたのである。次に逐次その跡を辿ると、久しい間の泰平を

破り初めて京師の天地を驚かせた彼の保元平治及び之に引續く養和壽永の合戦に際しては、晝詞縁起四に

サレハ保元平治ノ逆亂、壽永養和ノ征伐ニモ、庶子親類ヲ遺キ、所謂禰津神平貞直千野六郎光弘、藤澤次郎親清等是也。

とあつて、大祝その人は當職の間郡内を出ないといふ古來の掟により、自身出向するに及ばなかつた代り、庶子親族の者をして役に従はしめたといふ。蓋し是等三人は、次にいふ如く大祝家の有力なる支流として、上社側に於ける錚々たる輩であつたからであらう。尙ほ前田本系圖千野光弘の條にも

保元平治逆亂、養和壽永征伐之時、禰津神平貞直、藤澤次郎、親清相共爲大祝代官、令發向武勇無比類。

とあるが、それは多分晝詞の記事を踏襲したのであらう。延いて下社の側も之に倣ふに至り、此後上下社より出て、天下の事變に参加する者が漸く加はつたのである。次に先づ保元平治の亂に就き、關係の文獻より主要なる記事を抄出して、參考の便に供する。

一、參考保元物語(一) 主上三條殿行幸附官軍勢法事

十一日保元元年七月寅刻、官軍既ニ院ノ御所へ押寄ル、折節東國ヨリ軍勢上リ合テ、義朝ニ相從フ兵多カリケリ、先、鎌田次郎正清、藤通清子、……ヲ始トシテ、後藤兵衛實基、藤遠子、近江國ニハ佐々木源三、秀義源……信濃ニハ海野望月、諏訪、壽桑、原、安、藤、桑、原、安、藤、次、安、藤、三、云々、京師本、牛、井、本、藤、田、作、舞、田、三爲俊子……

木曾中太彌中太根井大矢太半井本作下根井大野太根津神平神京師本作甚半井本作新按系靜妻按系靜妻按系熊坂四郎熊坂四郎ヲ始トシテ三百餘騎トシテ註シタル、京師本、杉原本云、宗徒ノ兵四百餘騎、都合一千餘騎云々、鎌倉本云、十餘騎ニテ、馳向云々、

二、參考保元物語(二) 白河殿攻落事

其時信濃國住人根井大彌太、藍摺直垂ニ卯花威、鎧ニ星白ノ兜ヲ著、……イサヤ懸ン殿原トテ、眞先ニ進メハ、續ク兵誰々ノ同國住人宇野太郎按宇野蓋望月三郎諷訪平吾進藤武者桑原安藤次安藤三木曾中太彌中太根津神平志妻小次郎熊坂四郎ヲ始トシテ、二十七騎ソ懸タリケル、

半井本云、信濃國住人、藤田近藤武者桑原安藤次安藤三、各手負テ引退、木曾中太彌中太モ、大事ノ手負テノキニケリ、根津新平根井大野太モ手負ニケリ、志妻小治郎押寄テ、惡七別當ニ胸板射ラレテ馬ヨリ落、……

京師本、杉原本並云、其次ニ信濃國住人根井大彌太進出軍ノ陣ヲハ破軍星ノ者コソ破ルナレ、ノケノ殿原此門ヲ打破ラントテ懸入所ニ、須藤九郎能引テ發ツ矢ニ、胸板射サセテ落ニケリ、根津神平懸出タリ、紀平次大夫組ント相近ツク所ヲ、神平能引テ射、鎧ノ引合ヲ篋深ニ射ラレテ落、木曾中太彌中太トメ矢源太、大矢新三郎互ニ入替入替散々ニ戰ヒ、各手負テ引退、桑原安藤次カケ出タリ、惡七別當クツケイ射サセテ落ニケリ、……

三、參考平治物語(一) 源氏勢汰事

信濃國ニハ、關次郎以下至此半井本脫、片桐小八郎大夫景重木曾中太彌中太常盤井樽弘ト次郎、甲斐國ニハ井澤四郎信景ヲ始トシテ宗徒兵二百人相從軍兵二千餘騎岡崎本トシテ註サレケル、先づ保元の亂に於ては、源氏の正統義朝の軍に屬し、元年七月に於ける白河殿の攻撃に従つた。此際義朝の部下に馳參じた東國勢は、近江以下十七國に互り三百餘騎と註せられたといふが、此中で特にその名の錄せられたもの七十三人、七十三人の中で信濃勢は十三人に上つて、六分の一以上を占める。而して十三人の中で、諷訪の關係者は、諷訪桑原根津の三氏で、三氏の面々は信濃勢二十七騎に加はり、團體的行動を執つて奮戦したやうに見える。

續く平治の亂に於ても、同じく義朝に屬して勢揃ひの際に集まつたもの三河以下九國に互り、宗徒の兵二百人相從ふ軍兵二千餘騎といはれた中で、名の知られたもの二十四人、その中で本國の出身者四人を計上してゐるが、社家の關係者としては、一人も名を出してゐない。

保元平治の兩度ともに社家方の代表者には、一方に熱田大宮司家があつて、時の大宮司季忠は「我が身ハ上ラネトモ家子郎黨差上」せたとある。それは義朝に對し義兄弟の中にあつたからである。熱田とは稍異なる意味を以て參加したのが、即ち諷訪勢で、之も大祝家の一族が他の諸豪と共に行に加はつて、一廉の働きを示したのである。此點につき、保元平治物語と畫詞との記載を比較すると

物語

畫詞

保元ノ戰 諷訪平五桑原安藤次安藤三根津神平 福津神平貞直千野六郎光弘藤澤次郎清親

上記の如く相一致しない節を留め、殊に平治の役に至つては、物語には全然その人を缺いでゐる。思ふにそれは社家側と一般的軍記物と立場の異なるからで、固より孰れを是、孰れを否とも定め難いといへ、假に説を立つるならば、平治の役は保元程にその働きが著しくなかつた、ゆゑ、自然名を録せらるゝに至らなかつたが、一部に諷訪勢の加はつた點に於ては、渝りなく、又、福津、千野、藤澤の三氏に至つても、打揃つていづれの度にも出陣したのでなく、すべてを通ずる社家側の代表者と語傳へられた、ゆゑ、此に擧げられたものとしたい。

かくて保元、平治の兩度には、義家以來の舊縁の催すまに、源氏の與黨として實戦に携はつて、一方の部署につき、東海の大社たる熱田大宮司家と歩調を一にした。此時に當つては、かの伊豆宮根の衆徒は勿論、熊野の水軍や伊豫の河野勢も未だ立つに及ばなかつたので、社家方の活動としては、熱田と共に之が先驅をなす最も早い例に入り、中にも我が諷訪社にあつては、由來久しい御家人として大祝の一族が親戚及び他の諸豪と相提携した一致的行動にかゝつたのである。平治の役は見事失敗に終つて、首領と頼んだ義朝さへ空しく屍を尾張の一隅に曝らすの止むなきに至つたから、豫期の恩賞に外れたのは勿論で、彼等與黨の面々は、爾後の追罰から免れ得た丈をせめてもの氣休めとして、暫し緘黙を守るの外なかつたのであらう。

平治以降時運は移つて平氏の全盛期を現出し、一門の榮華は打續いて二十年の久しきに及んだ。平氏に非ずんば又人でないといはれた此の期間に當り、遠くは八幡殿義家、近くは保元、平治

に於ける左馬頭義朝との管ならぬ舊縁に思を馳せた場合、大祝家以下一族の面々が胸に畫いた感想は、果していかゞであつたらう。かの池大納言家との所領關係は、その起源が源氏没落の前にあるとも、將た後にかゝるとも、確かに定め難いといへ、此間を通じ平家方に對する義務負擔を餘儀なくせしめられつゝ、あつたのは、疑を容れないところで、之によつても全く平氏の勢力圏外にあつたとはいひ兼ねるのである。

下社にあつては、別に源氏との縁故を説かず、又保元、平治ともに出陣したといはないので、全く上社側の一人舞臺に任せ來つたやうに思はせるが、此に於て初めて社内の動靜を示すに至つた。即ち吾妻鏡文治三年八月十五日の條に

諷方大夫盛澄者流鏑馬之藝窮、依慣傳秀郷朝臣祕決也、爰屬平家多年在京、連々交城南寺流鏑馬以下射藝訖、

と見えるが、それは疑もなく平家の盛時に於ける出來事であらねばならぬ。盛澄は古く本社祝家に入つた金刺氏の流に出て祝職に上り、此後頼朝の時代にかけて榮えた著名の人物で、その事蹟は、畫詞(緣起四)に

下宮祝金刺盛澄ハ弓馬ノ藝能古今ニ比類ナシ、神ニ通シケルニヤ、異朝ノ養由カ跡ヲ學テ柳葉百歩ノ勢、百發百中ノツツサ、昔ノ傳ヲ見カ如シ、三々九八の手挾コイタレカト云作り物ハ垂迹ノ神變ナリ、如ノ此奇特モ射始メタリ、希代不思議ノ達人也、……

とある。之によると、上社同様武的色彩を濃厚にした中でも、上首たる祝その人が希代不思議の

達人といはるゝ程古今に絶した弓術の名人であつたといひ、その程度の頗る進んだ状を彷彿せしめてゐる。

鳥羽の城南寺の流鏑馬は、承久の役に近國の武士を徴せらるゝ口辭とされた程に當代に著名の催物として、斯道の人達が此に武技を演じた由來は頗る久しく、早く院政時代離宮の置かれた頃からの慣習に屬したので、盛澄の如きも、在京武士の一人として、殊にはその道の達人として、多分九月二十三日に繰返さるゝ城南寺祭の競技に出役したのであらう。而して彼が此に至つたのは、本書にいふ如く平家方に屬して多年在京したに因り、在京の原因は、時流を追うて出世を圖り、若しくは一身の技を磨かうとする單なる動機に出た丈でなく、既述の如く、所領關係に導かれて、或は頼盛の一家を媒介としたのであらうかとも想像せらるゝ。之を前後の狀勢に按ずるに、下社の祝家は、上社の大祝家に對し、對立的關係にあつた上に、本來源氏の御家人でもなかつた彼自身としては、自由に去就を決し得たので、此點に於て、上社の大祝家とはその立場を異にしたといひ得るのである。さり乍ら之が結果に於て、一介の田舎侍として、卓越した技能の宣傳に成功した外、かれ一個の存在が平家方に對し、どれ程に重きをなし得たか頗る疑問としなければならぬ。而して盛澄の外には、之と去就を一にした者も見えないので、同志の輩はさのみ廣くに互つてゐなかつたらしい。従つて下社側全體として、奈邊にまで平家方の感化を受入れたかは、今となつては、之を究むるに由ないのである。

かくの如く上社側は暫し鳴を鎮めて無言の裡に月日を送り、下社側の代表者は華の都に得意

の武技の習練に餘念もなく、相互に歩調を一にしなかつたといひ乍ら、表面ではとにかくも小康を持して進みつゝ、あつたが、之と時を同じくして、本國信濃の一方に、他日の動亂を惹起すべき原因が徐々に醗酵せられ、しかもそれが次第に下社の方面に迫來らんとしつゝ、あつたのは、何としても甚深の注意を拂ふべき一大事件であらねばならぬ。木曾冠者義仲の勃興が即ちそれである。

義仲が木曾の山家に養はれたのは、久壽二年年漸く二三歳の頃、父義賢が殺されてから間なしのこと、いはれ、保元の亂と略ぼ時を一にするが、その後人目を忍んで二十數年の久しきを経た間には、蛭小島の頼朝に於けると同様に、心竅かに志を通じた者もあつたのであらう。又あたり山中には、八幡殿四代の孫として、他日の成功を庶幾しつゝ、あつた輩もなかつたとは限らない。木曾に於ける義仲の隱家は、山下といつて南の方美濃に境する深山とある文句によつても大體の見當を立てるに苦しまないが、その所は西筑摩郡の南部木曾川沿ひの日義村宮ノ越の邊に當るといはれ、今に關係の故蹟や傳説を保存してゐる。

此の交通に不便な山又山の奥に於て、今井樋口等所謂木曾黨の面々を糾合した義仲が一方の活路を木曾川の流につけて東北の方に求め、次第に諏訪の方面に接近を示しつゝ、あつたとするは、自然地理の教ふる最も至當の徑路であらねばならないが、相互の距離は、北の方鹽尻峠を迂廻しても漸く十一里、伊那の山越に捷徑を執つた場合には、更に一二里を短縮せられて、一日行程に手頃の間となる。それかあらぬか、諏訪内部では筑摩に沿つて幾らか木曾に近い下社の祝家が

義仲及びその與黨と握手し、之が當事者の隨一は、外ならぬさきの盛澄その人であつたといはるるので、即ちさきの畫詞の文のつゞきに盛澄の事蹟にかけて

木曾冠者義仲ヲ掣ニ取テ、女子ヒトリ出生シテ、親子ノ契約アサカラス、……

とある。此の義仲との姻戚關係に至つては、系圖に之をいはず、義仲の傳にも之を載せないで、他に全く傍證を缺くため、いつの頃いかなる事由によつたものとも定め難い許りか、更に詮じ詰めると、事實の確實性に就いても疑念を挟むの餘地なしとしないのである。さり乍ら、義仲も滅び、源氏の世をも終へた南北朝の頃にまで、かやうな傳承の保存された點にも大いに考慮を拂はねばならないので、察するにその初め、義仲方からは、政教の權を一手にした地方一流の名門として祝家に近づき、祝家にあつては、名にし負ふ源氏の流を分けた遺胤として望みを囑し、相互に接近を加へた結果が此にいふ親戚の縁の締結として、頗る好みを加ふるに至つたとして、別に不都合を見ないのである。而して之を義仲の年齒から推すと、さきの久壽二年から十數年を経て、彼が十五六歳に達した仁安末嘉應初年以降、即ち平家の全盛期に於ける出來事にかゝり、事柄の性質は、かの北條時政と頼朝との間に起つたそれに類似する。かやうに解する時は、平家の恩顧に浴し乍ら義仲にも通じた盛澄の態度は、時政に異ならないともいはれよう。

次に問題とすべきは、上社大祝家の支流たる千野光弘と、義仲四天王の隨一といはれた樋口兼光との關係で、長門本平家物語(一)によると、光弘は兼光の甥とある。兼光の父兼遠は、木曾中三と號して、いつの頃からか木曾の山奥に據り、義仲のためには、乳母の夫に當つた。是亦その事由

を詳かにし、難いが、相共に武家として立つた職業上的一致や、さして程遠くもない距離の關係等から導かれたのではあるまいか。一説に樋口氏も金刺祝家の分流といふが、それは明かに後人の傳會に過ぎないので、中原氏の族に出たことは、兼光の父兼遠が中原兼遠といつた名乗によつても之を察せらるゝ。従つて下社方本來の親戚であつたとはいひ難いのである。かくの如くして、義仲を援助すべき準備は、闇々の裡に成り、下社は勿論上社にあつても、實勢力の向ふところは、義仲方にあつたのである。

平氏の盛運も漸く末期に近づいた治承四年となると、以仁王の舉に次いで、八月には頼朝が伊豆に翌九月の初めには、義仲が信濃に起り、時局は之よりして俄かに多事にならうとした。此時に當り先づ諏訪の小天地を騒がせたのは、程近いあたりの義仲勢でなく、稍離れた所にゐた頼朝方の勢力であつた。曩きに八月石橋山に敗れた頼朝は、安房に逃れて再舉を圖らうとして、頻りに武藏申斐、信濃等近國の源氏を語らひつゝ、あつたが、そのためであらう、甲斐源氏の武田太郎信義、一條次郎忠頼以下は、頼朝に味方して立ち、九月の初め平家の方人を搜索せうとして、信濃に向ひ諏訪に入つた。此折しも久しく消息を斷つた上社の大祝家は、端なくも頼朝に近づくべき絶好の機會を捕へ得たのである。即ち吾妻鏡に記して左の如くにいふ。

九月十日己未、甲斐國源氏武田太郎信義、一條次郎忠頼以下、聞石橋合戰事、奉尋武衛欲參向于駿河國、而平氏方人等在信濃國云云、仍先發向彼國、去夜止宿于諏方上宮庵澤之邊、及深更青女一人來于一條次郎忠頼之陣、稱有可申事、忠頼乍怪、招于火爐頭謁之、女云、吾者當宮大祝、薦光妻也、爲夫

之使參來薦光申源家御祈禱爲抽丹誠參籠社頭既三々日不出里亭爰只今夢想着梶葉文直垂駕
 葦毛馬之勇士一騎稱源氏方人指西揚鞭畢是偏大明神之所示給也何無其恃哉覺之後雖可令參
 啓侍社頭之間令差進云云忠賴殊信仰自取劍一腰腹卷一領與彼妻依此告則出陣襲到于平氏方
 人菅冠者伊那郡大田切郷之城冠者聞之未戰放火於館自殺之間各陣于根上河原相議云去夜有
 祝夢想今思菅冠者滅亡預明神之罰歟然者奉寄附田園於兩社追可申事由於前武衛歟者皆不及
 異議召執筆人令書寄進狀上宮分當國平出宮所兩郷也下宮分龍市一郷也而筆者誤書加岡仁谷
 郷此名字衆人未覺悟稱不可然由再三雖令書改每度載兩郷名字之間任其旨訖相尋古老之處號
 岡仁谷之所在之者信義忠賴等握掌上下宮不可有勝劣之神慮已炳焉彌催強盛信歸敬禮拜其後
 於平家有志之由風聞之輩者多以糺斷

十月十八日丁酉……及晚着御黃瀬河……爰甲斐信乃源氏并北條殿相率二萬騎任兼日芳約被
 參會于此所武衛調給各先依薦光夢想及菅冠者等事奉附其所於諫方上下社事面々申之寄進事
 尤叶御素意之由殊被感仰之

かく深更に及んで女性單獨の差遣といふ非常手段に出たのは大祝の參籠に直面したに因ると
 いひ乍らなほそれ程に世を忍ぶべき必要があつたからでそこには平家方の環視を避けると、
 もに義仲方に打傾いた周囲の空氣に對する用意の程も滑んでゐたかも知れぬ。而して此際に
 於ける大祝自身の行爲は父祖相傳の好みからすると固より當然のことと多分根柢をそこに置
 いたのであらうと思はれるが尙ほその他にも直接義仲との關係を持たなかつたといふ從前の

行懸りも大いに手傳つてゐたのであるまいか。

石橋山の創傷未だ癒えず前途なほ未知數の間にあつた頼朝に對し開け行く運命を暗示して、
 心底深く安心の種を樹立せしめた夢想の告白は普通に見ない青女房の來訪と、もに、いかに深
 く忠賴の氣を惹き延いて後日その報告を受けた頼朝の心を動かしたことであらう。神驗は直
 ちに現れて菅冠者の自殺となり明神の神罰が目前に示現されて上下社に對する社領の寄進と
 なつた許りか遂に之を以て頼朝の素意に適つた處置とするに至つた顛末は見方によつては後
 日の飛躍に對する豫斷として餘りに技巧に過ぐるとの懸念を抱かしめないでもない。さり乍
 ら之に類似の出來事は獨り本社に限らないで元暦元年正月には鹿島明神が上洛して義仲及び
 平氏を撃ち給ふとの神告あり次いで希代未聞の奇瑞を現出したといひ本社に於けるよりも一
 層具體化した實例を留めてゐる。蓋し此の前後にかけて發現された頼朝の前途を祝福する意
 味の託宣中最も利生の現實的なのが此の兩者で之によつても新たに勃興せうとした武家方に
 感受された神威の程をも推量せらるゝ。

上社に次ぐ下社方に於ては青女房の運動といふが如き劇的場面こそ見られないといへ、その
 間にいか許り巧妙なる手段が廻らされたのであらう名義上でも將た事實上でも上社に同等の
 待遇を得て多年の渴望を癒しその結果は却つて上社よりも良好であつたかと思はせる。而し
 て此際上下社の受けた待遇の程度からすると裡面の事情はとにかくとして互に競つて頼朝方
 の歡心を繋ぎ自家の前途を有利に開展せうとする努力の跡を蓋ふに由ないのである。顧みる

に義仲が初めて平家方の軍士と接戦したのは、信義等の一行が諏訪に宿つた九月十日の前三日、同月七日のことであつたが、此に至るまでには、義仲方にも若干の準備が整へられて、諏訪方面ともある程度の諒解が成立してゐたとも考へらるゝ。さり乍ら九月七日の出来事は、木曾の根據地に近い山中の前衛戦たるに止まり、義仲勢はまだ一諏訪を動かすまでに立至つてゐなかつたので、結局彼等は頼朝方の機敏なる行動によつて、一籌を輸された形となつたのであるまいか。さればこそ一時的にもせよ、義仲勢の進出に先立ち、上下社を擧つて頼朝の麾下に歸服することともなつたのであらう。此後に至つても、大祝家は古來の縁故によつて當時の態度を更めなかつたが、下社の祝家や上社の千野氏等に至つては、固より立場を異にしたに因り、引きつゞき義仲の勢威が外に延びて、信濃は勿論、上野あたりの諸豪をも詢へるに至つては、本國の豪族と共に之に加擔して、暫し頼朝方との交渉を打切つてしまつたのである。此に於て轉じて義仲との交渉に移ると、第一にいふべきは下社方の代表者たる祝盛澄で、かれは義仲に對し外舅たる續合ひにあつた、め、眞先きに平家を捨て、與力したのであらう。畫詞の前文のつゞきに

サレハ壽永貳年夏ノ比、北國ヘモ相クシテ、毎度ノ合戦ニ高名シテ、越中ノ阿努氷見郡加納村ノ邊ト云所マテ隨逐シタリケルカ、手塚ノ太郎光盛ハヲト、ヲ留置テ、當社御射山神事ノタメニ歸國シタリケリ、

とある。治承四年の秋より、壽永二年の夏に至る四ヶ年に互り、常に隨從したかは明かでないが、彼が所在に於ける戰場に活躍した一斑は、之によつても見るに足るのである。次に關係の史料

により義仲の軍中に於ける諏訪勢の行動を示すこと、せう。

一、源平盛衰記二七 信濃横田川原軍事

養和元年六月十四日此云十四日、此語可疑、辰ノ一點ナリ、源氏方ヨリ進ム輩……信義ニハ根井小彌太其子楯六郎親忠、八島四郎行忠、落合五郎兼行、根津泰平、カ子息根津次郎、貞行、同三郎、信貞、按系圖、彌津神平貞直第三子、有浦野三、海野彌平、四郎行弘、諸本又往々有異同、可交考、按系圖、一本海野小郎貞信、上所謂泰平蓋神平之訛、耶未詳、海野彌平、四郎行廣、前後不一、源小室太郎望月次郎、同三郎、志賀七郎、是非、第廿九卷、源氏軍配分段、作宇野彌平、四郎行廣、前後不一、源小室太郎望月次郎、同三郎、志賀七郎、平水鳥軍段、作海野平四郎、幸廣、又作宇野彌平、四郎行廣、前後不一、源小室太郎望月次郎、同三郎、志賀七郎、同八郎、櫻井太郎、同次郎、石突次郎、平原次郎、景能、諏訪上宮ニハ、諏訪次郎、千野太郎、下宮ニハ、手塚別當、同太郎、木曾黨ニハ、中三權頭兼遠、カ子息樋口次郎兼光、今井四郎兼平、與次、與三、木曾中太、中太、檢非違所八郎、東十郎、進士禪師、金剛禪師ヲ始トシテ、郎等乗替シラス……

二、長門本平家物語(一三) (横田川原合戦條)

信濃には木角六郎、佐井七郎、根津次郎、海野大平、四郎、小室太郎、望月次郎、同三郎、志賀七郎、同八郎、櫻井太郎、同次郎、野澤太郎、本澤次郎、千野太郎、諏訪次郎、平塚別當、手塚太郎、ぞ争ひける……

三、平家物語(七) 頼朝義仲不快

壽永二年三月上旬に、兵衛の佐と木曾冠者義仲不快の事有けり……木曾眞實意趣なき由を顯さんが爲に、嫡子清水冠者義重として、生年十一歳に成る小冠者に、海野望月、諏訪藤澤など云ふ聞ゆる兵者をつけて、兵衛の佐の許へ遣す……

按源平盛衰記平家物語トモニ近侍ノ小童ニ就イテ記スノミデ、隨兵ニ關スル記事ヲ缺ク、而

シテ参考本ニヨルニ、上記ノ本文ハ印本以下諸本大體ニ於テ變リナイガ、但海野等四氏ノ兵數ニツキ、八坂本ニハ五百餘騎、如白本ニハ三百騎、南都本ニハ數百騎ト記スト云フ。

四、參考源平盛衰記二九 源氏軍配分事

五月十一日(壽永二年)平家十萬餘騎ヲ二手ニ分テ、鶴並志雄二ノ道ヨリ、越中國ヘ打入ト聞エケレハ、木曾乳母子ノ今井四郎ヲ召テ、……方々手ヲソワカテケル、一手ハ……一手ハ信濃國住人余田次郎、圓子小中太諫訪三郎、小林次郎……ヲ大將ニテ三千餘騎……菴原ヘ差遣ス、……

五、參考源平盛衰記二九 平家落上所々軍事

六月一日(壽永二年)ハ、源氏俱梨加羅志雄山追手搦手ノ大將軍一ニ成、五萬餘騎引具シテ安宅ノ渡ニ押寄せタリ、……木曾河ハ淺カリケリ、渡セ者共ト下知シケレハ、信濃ニハ今井樋口楯根井、宇野望月諫訪上下、越中ニハ……サト渡シ南ノ陸ニ扣ヘタリ、……

六、參考源平盛衰記三〇 實盛被討附朱買臣錦袴并新豐縣翁事

平家ノ侍武藏國住人長井齋藤別當實盛ハ……死生知スニシテ戰ケル、木曾ノ手ニ信濃國住人手塚太郎光盛ト云者アリ、實盛ニ目ヲ懸テ歩セヨル、……手塚近寄テ誰人ソ……角申ハ信濃國諫訪郡住人手塚太郎金刺光盛ト云者也……以下兩人組打ニ關スル記事省略……

印本一本伊藤本八坂本鎌倉本如白本佐野本南都本云……木曾殿ノ方ヨリ手塚太郎進出テ……和殿ハ誰ソ、信濃國住人手塚太郎金刺光盛如白本作小太トコソ名乗タレ、……

七、長門本平家物語二四 (實盛被討條)

平家の方より長井の齋藤別當實盛赤地の錦の直垂着て、三百餘騎にて押寄たり、源氏の方より信濃國の住人手塚別當二百五十騎にて向ひ合ひ互に入込み戦ふ、……かく申は信濃國の住人諫訪郡住人手塚別當金刺光盛と名乗りかけたなり、……

八、長門本平家物語二五 (法住寺殿攻條)

木曾が軍の吉例に陣をとるに七手に分けて、一手は二手に行合ひけり、……手塚別當手塚太郎は佐妻牛をかく、……

九、源平盛衰記三三 兼康板藏城戰附行家謀反木曾上洛事

去程ニ倉光三郎ノ下人夜討ニ討漏サレタリケルカ、舟板山ニ走歸テ、木曾ニ角ト告ケレハ、木曾驚駭テ夜討ノ勢ハ何程カ有ツルト問、……

印本一本伊藤本八坂本鎌倉本如白本佐野本南都本東寺本云……今井四郎推寄テ見ケレハ、瀬尾ハ急キ高矢倉ニ走上リ、大音聲ヲ掲テ、去五月ヨリ甲斐ナキ命ヲ助ラレ進ラセテ候、各ノ芳志ニハ是ヲコソ用意仕テ候ヘトテ、二十四指タル矢ヲ略註指詰引詰散々ニ射ル、今井四郎宮崎三郎海野望月一本如白本佐野本諫訪藤澤ナト云一人、當千ノ兵共、是ヲ事共セス、兜ノ鏡ヲ傾ケ射殺サル、人馬ヲハ取入引入堀ヲ埋、……

二〇、平家物語(八) 瀬尾太郎

木曾の左馬の頭是を聞、安からぬ事也とて、一萬騎で山陽道へ馳下る、……今井の四郎を始として、楯禰井諫訪藤澤など云ふはやりをの兵共……をめき叫んで責戦ふ、……

二、長門本平家物語(一六) (粟津合戦條)

其後、かしこに百騎、こゝに四五十騎、所々ゆきあひ／＼戦ふほどに粟津の邊にては主従五騎にて落にけり、手塚別當、同、手塚太郎、今井四郎兼平、多胡次郎家包と云者つゞきたり、……

三、源平盛衰記(三五) 粟津合戦事

木曾ハ此大勢ニテ追ッ返ッ返ッ返ッ、粟津原ヨリ打出濱マテ引退引退コソ堪タレ、二十餘騎トハ見エシカト、落ヌ討レヌスル程ニ、主従五騎ニ成タリケルカ、信濃國住人手塚太郎、討レケレハ、手塚別當モ落ニケリ、……信濃國住人茅野太郎、光弘、長門本平、ト云者ハ、樋口次郎兼光カ甥也、此長門本平木曾殿誅罰ノ爲、東國ヨリ討手上ト聞テ、山道ヨリ只一騎上ケルカ、今日都ニ著テ、聞ハ註木曾殿ハ已ニ討レヌ、樋口今日京ニ入ルト聞テ、急四塚邊ヘ馳向テ兼光カ勢ニ打具シテ戦ケリ、何マテ助ルヘキニハナケレ共、親キ中コソ哀ケレ、光弘矢サキニ塞テ、散々ニ戦處ニ、筑前國住人原十郎高綱ト名乗テ蒐出タリ、光弘申ケルハ、何レノ十郎ニテモアレ、敵ヲハ嫌マシトテ、間近キ程ニ攻寄テ、太刀ヲ拔テ戦ケルカ、茅野太郎カ手ニ懸リ、原十郎討レニケリ、同國上宮ノ茅野大夫、光家、其弟ニ茅野七郎、光重モ、兄弟鼻ヲ並テ戦ケルカ、敵四人切殺シテ、我身モ討死シテソ失ニケル、……

三、長門本平家物語(一六) (粟津合戦條)

樋口が甥信濃國の武者千野太郎、光弘進み出て申けるは、いづれか甲斐、一條殿の御手にて渡らせたまひ候ぞ、かく申は信濃武者諏訪上宮千野大夫、光家が嫡子、千野太郎、光弘と申者ぞと云けるを、筑前國の住人原十郎高綱進出申けるは、やとの必一條殿の御手に限りて軍は有か、誰にてもあれ、かたきな嫌ひそといひければ、十郎にてもあれとて、十三束よひいて射たりければ、高綱が物いふ口をむかはせはたと射通して、鉢付の板にぞ射付たる、光弘いひけるは、しれものをばかくならはずぞ、敵を嫌ふにはあらねども、光弘が弟千野七郎が一條殿の御手にある間、かれが見る前にて、討死して信濃に有る妻子ども、光弘が最後の時、いかゞ有けんと思はん事も不便なれば、弟七郎を證人に立んと思ひてこそ一條殿の御手とも申つれとて、引取／＼さん／＼に射る、敵餘多射落して自害してこそ失にけれ、其弟千野七郎も駈出て、敵四騎討取て討死してうせにけり、……

是等盛衰記や平家物語の本文を基とし、傍ら畫詞の記事に参照すると、諏訪關係者としては、下社側に祝盛澄、手塚別當、同、太郎、光盛、上社側に根津次郎、貞行、同、三郎、信貞、諏訪次郎、千野太郎、光弘、同、大夫、光家兄弟等名の知られたもの九人を檢出することが出来る。而してその大勢は下社を主とし、上社側ではさきに保元の役に出征した族及び義仲方と親戚の間柄にあつた輩を之に参加せしめてゐる。蓋し是等の輩の大部分は、日頃から武事に携はつて、上下社を通ずる精銳に屬したのであらう。彼等は横田川原の戦から始めて所在に轉戦し、その中からは最後に節に殉じた篤志者も出れば、義仲の子義重に従つて鎌倉に向つた者もあつたといはるゝのである。

顧みるに保元以降數次に互る大小の戦役に當り、關係者の數も多く、且つ比較的長期に及んで、勞力の程度に於ても最も勝れたのは、何といつても此の義仲の擧に加擔した場合で、時は治承四

年九月から元暦元年四月に至る四年許り、場所は信濃の奥から北陸の沿岸を経て近畿に入る一百六十里の間であつた。義仲の軍に中堅となつたのは、いふまでもなく木曾黨の面々から延いて所在國たる信濃と之に隣る上野との軍勢で、中にも信濃は義仲の分國の如く、住人の皆が彼の恩顧を蒙るといはれた程の親密な間にあつたのである。然れば他の多くの信濃勢と、もに、上下社祠官の流及び縁者の面々が之に参加したのは、正に然るべき勢に屬したといはねばならぬ。況やその中には義仲及び與黨の親戚をも含んだに於てをやである。それにつけても、養和から壽永の一二年にかけ、冲天の勢を以て義仲勢の躍進しつゝ、あつた間に於ては、待ち得たる一陽來復の好機に際會して、彼等は心からの悦を禁じ得なかつたと、もに、他日の恩賞に就いても窃かに期待するところがあつたのであらう。

長門本平家物語一五によるに、壽永二年の冬、頼朝の追手を受けんとして漸く窮地に陥つた際、義仲は平家と一體になつて頼朝に當らうとして一策を案出し、能手の僧を召出して文を書かせ、之を宗盛と二位尼とに送つて歡心を得るに努めたといひ、その經過を記した一節に

もしも空事を申さば、諏訪大明神の御罰をあたへらるべしなどか、せたり、

といつてゐる。「木曾がいふにすこしもちがはずに筆を執つた消息文に、義仲自身の信念の告白として記したものと、いふが、家の氏神として八幡の信仰を標榜しつゝ、あつた義仲の生涯を通じ、かやうに之に異なる諏訪信仰の片鱗を留めるのは、土地神としての崇拜が早くから胸底深く刻みつけられてゐたからで、丁度頼朝が三島を始め、伊豆宮根の二所に崇事したのに相匹敵する現

象の煌きともいふべきであらう。従つて不用意の間に、たゞ一ヶ所を留めた、諏訪大明神の五字は、敬神の人としての義仲を考へ、延いて本社と義仲との關係を探ぐる上に於て、輕々に看過し得ない價値を藏するといひたい。思ふに義仲の事業が中途に挫折しないで、天下の覇權を掌握し得たとすれば、鎌倉幕府に寵用された以上に、祠官家及び縁者の族が重きをなし、明神の威光もより以上に發揮されて、鎌倉時代に占めた伊豆宮根と同様の格式に昇進さるゝと、もに、或は一社の中心が下社に傾くに至つたかとも想像するのである。

下社に次ぎ、上社側で頼朝方に馳參じて實戰に加はつたものには、一谷の合戰に於ける諏訪三郎藤澤六郎の二人があつて、源平盛衰記三六源氏勢汰事の條に

搦手ノ大將軍ハ九郎義經、相從輩ニハ……諏訪三郎藤澤六郎……等ヲ始トシテ、一萬餘騎ニテ

略○註 是モ同四日ノ寅卯刻ニ都ヲ出……

とある。諏訪藤澤の兩家ともに大祝家の支流にかゝるが、義仲黨となつた同族の人々よりは、數に於て甚だ少く、部將としての地位もそれ程に重きをなさず、結局實勢力の上に於ても、いたく劣つてゐたやうに見える。

思ふに大祝その人は、保元以降の事變に際しても、その本領に顧みて、古來の嚴制を尊奉したのであらう、さきの爲仲のやうな勝手な振舞を再びすることなく、かの熱田大宮司と同じく、専ら内を守るに努めてゐたやうであるが、それにしても時勢の遠慮のない催促に會つては、舊縁のまにまに、頼朝のために祈禱を躬らする程の思切つた進出を試みて、敢て人後に落ちない機敏さを發

揮したのである。さり乍ら此際劃世的事象として本國の人士を驚かせたのは、何といつても義仲の崛起したことで、勢の進るところ、下社の主力と、もに、上社側にも有力なる加擔者を見出すに至つたが、此の突發的動亂たる、程度の如何を問はず、従前に於ける平家方の縁故を打切らしめる丈の實力を内在したのは、今更いふまでもない。それは同時に先の保平二役の失敗を償ふための好機を與ふる所以でもあつたのである。而して下社方が此の大勢に順應したに對し、上社の大祝家及び之に直屬したかと思はるゝ、小勢の者がその圏外に立つたのは、前々からの成行によつても成程と首肯せらるゝので、そこには勿論内外兩方面からの作用が錯綜して働いたのであらう。父子昆弟その所屬を異にして戰場に見ゆるは、既に保元の亂に於て立派な本様を示された通りで、敢て珍奇の例とするに足らぬ。況や本社⁽³²⁾の如き祠官家の系統を異にし、同一系統の間にあつても家を別にした場合に於てをやである。即ちその所在が義仲・賴朝の何れにしても、廣い意味での源氏の勢力圏に入つたればこそ、縁故を辿つて麾下に馳參じ、共通の目的に向つて邁進し得たのである。之を子細に眺めた場合、或は義仲に、或は賴朝に黨する等、途中の方向に於て、互に相違するものゝあるは、従前の行懸りからしても、將た時勢の傾向からしても、固よりそのところとしなければならぬ。此の意味に於て義仲方に入つた上社勢の行動を以て、強ちに大祝その人の代理行爲とするの要なく、又上下社の何れにしても、一社として一致的運動に出るべきであつたと辯ずるにも及ばないのである。尙ほいへば、義仲といひ、賴朝といひ、目指す對手に變りなく、又その初めは互に相通じてゐたから、いかに祠官家の人であつたといへ、神ならぬ身を以

てしては、幾何もなく相互の間に罅隙を生じ、干戈の裡に見ゆるに至らうとは思寄りもしなかつたといふ事情も、一應の考慮に入れなければなるまい。而してその結果に於ては、何れにしても源氏のためにした奉公の勞たるを妨げないといふ結論にも導かるゝが、吾人はさきに述べた通り、その間に於ける或る程度までの特殊性を認むべきであると思ふのである。次に此の機會を以て、保元以降源氏の勃興に至る間の事變に參加した諷訪關係者の事歴を述べて、彼等の活動振りの大體を紹介する。

一、禰津氏 貞直 次郎貞行 三郎信貞

禰根津氏は本姓滋野、その先、清和帝より出づといふも信ずるに足りないので、實は紀國造の族檜原氏の流であらうといふ。王朝の前期までは京官として榮えてゐたが、いつ頃にかその子孫信濃に來り、海野禰津望月の三氏となり、之を滋野三家といつた。⁽³³⁾此中で禰津と海野とは小縣に、望月は北佐久にその地名を残してゐる。蓋し此の前後にかけて例の多い京師の名流が地方に土着して庄保の開發者となつた一の場合に屬し、此の一家の根據地はその苗字に示す如く、千曲の流を中にして小縣から佐久に互る郊野の間にあつたのである。保元以降此の三家が同一行動に出たのは、かゝる親族的關係に導かれたからで、中にも禰津氏に就いては畫詞

(縁起五)に

禰津神平貞直、本姓ハ滋野ナリシヲ、母胎ヨリ神ノ告アリテ神氏約、大祝貞光カ猶子トシテ字ヲ神平トシケル、諷方郡内一庄ノ領主トシテ保元平治ノ戰場ニモ向ニケリ、武勇ノ業ノミ

といつて、貞直の武勇を頌ふると、もに神氏との所縁を説き、神氏系圖も之に従つてゐる。思ふに貞直はその初め滋野に居り、西の方禰津に移つて禰津といつたが、進んで諏訪郡に入り、一庄の領主となつたもので、庄園の所在は、貞直の子盛貞が大鹽四郎といつたのから推すと、北山浦の一部南北大鹽の附近にあつたのであらうか。さうすれば小縣からの進路に合致する許りでなく、その場所が鹽原牧と推定せらるゝにより、王綱の漸く弛類したに乘じ、逸早くも公領に侵入した大膽な試みであつたかとも想像せらるゝ。さればこそ大祝家の威を藉りて之を保全する必要を感じたと、もに、一社としては、神威の許に比隣の土豪を吸収する新しい手段であつたかとも解せらるゝ。何れにしても大祝と禰津一族と利害關係を共通にした結果、相互に結託して漸く大をなさんとしつゝ、あつた経過は、之によつても十分に看取せらるゝのである。貞直の時に至つて初めて神平といつたのは、之がため、神の字は従前大祝家の人々の用ひ來つた神太、神五、神内、神長等の稱と同じく、神氏の一門たるを示す意味に外ならぬ。かくて貞直は、三家の中でも大祝家の支流に入つて、諏訪と特殊の關係を結ぶに至り、保元・平治の役に勇名を馳せた外、諏訪流の祖として鷹飼の名匠と仰がれ、外様ながらも、上社方に於ける一方の勢力を代表する位置にあつた。因みにいふ、神平の「神」の字は、參考本によると、京師本に、甚半井本に「新」とするといひ、此外盛衰記には「泰」とあるが、初めの二者は音便による異字の使用、又「泰」は同じく普通による「秦」の字の誤記であらう。

次にその子貞行、信貞兄弟は義仲の軍に従ひ、海野以下の親戚と行を共にした。但し此際父貞直は兩子に打任せて自身には出馬しなかつたのであらう、軍記物に一切その名を見せてゐない。

二、千茅野氏 六、太郎光弘 大夫光家 七、郎光重

千野氏は大祝爲貞の後で、四代の孫光親に至り初めて千野大夫と號した。千茅野は、前宮の東十數町の所に當る。六郎光弘は光親の子で、畫詞によると、禰津貞直、藤澤清親と、もに上社側の代表者三人の中に數へられてゐるが、上記盛衰記及び平家物語にいふ千野太郎、太郎光弘とも勿論同一人であらう。現に前田本系圖には光弘の條に千野太郎と註し、「太」の右傍に「六」と細書してある。蓋し此家は新しい大祝家の庶流として、時流を追つて夙に武門に入つたのであらう。保元・平治の役に於ける模様は詳かでないが、樋口兼光とも姻戚の間柄にあつたので、光弘は上社側の一人として最初から義仲の軍に入り、最後に及んで之を救はんために上洛し、偶々行家の追討から歸還した叔父兼光の軍に投じて、遂に難に殉じた。但し盛衰記によると、最後の四塚邊(京都市下京區西九條町)の戦に、光弘の外、大夫光家、七郎光重兄弟を挙げ、光弘と最後を共にしたといひ、長門本平家物語によると、光家は光弘の父で戦に出ず、光重は光弘の弟ながら、兄弟敵同志の間にあつて、ともどもに打死したとある。何れを正しいとも定め難いが、諏訪氏系圖は後者の傳によつて系を序でゝゐる。七郎光重は、盛衰記によれば光家の弟で、兄弟ともに義仲の軍に入つて戦死したことゝなるが、長門本によると、光弘の弟で頼朝の部將一條忠

頼の配下にあつたこととなり、更に諏訪氏系圖の傳によると四塚に戦死しないで、見光弘戦歿の後、孤の遺命を受けて祖統を存続したとある。

三、藤澤氏 次郎清親 六郎

藤澤の稱は、上伊那郡藤澤の地に起り、その所は現今の藤澤村の邊に當るが、此所は既述の如く、本社の社領に屬した。藤澤氏はさきの千野大夫光親の次子親貞が藤澤神次と號したのを起源とし、千野氏とは極めて近親の間にあつた。次郎清親は親貞の子で上社に於ける三人衆の一人として掲記された丈で、何れの場合に出陣したのか明文を缺く。彼は元來弓術の名手であつたのであらう、源氏一黨の世となると、文治五年より正治二年に至るの間、幕府の弓場始に射手として御家人の列に加はつてゐる。清親の外にあつては、義重に従ひ鎌倉に向つたものに諏訪藤澤といひ、義仲の部下として、備中に下り平家の攻撃に加はつたものにも、諏訪藤澤と見え、又義經に屬して一谷の合戦に與つたものに、諏訪三郎藤澤六郎の二人がある。是等人々の關係は據るべき史料を缺き之を詳かにすべくもないが、藤澤と名乗る以上、清親の同族たるはいふまでもないと同時に、いつも諏訪氏と併稱されたのを見ても、相互間の深縁を窺ふに足るのである。

四、諏訪氏 平五 次郎 三郎

平五は義朝の配下として、保元の戦に白河殿攻の衆に加はり、次郎は義仲に屬して千野太郎とともに横田川原の軍に臨み、三郎は義經の部將となつて一谷の合戦に出陣した。此外單に諏

訪と稱して、藤澤に並び義仲方となつて、一方では義重に従ひ、他の一方では備中に轉戦した者がある。察するに後者は次郎に當り、彼は終始義仲の軍にあつて行を共にしたのであらう。従つて北陸の倶利伽羅の合戦に一方の部將となつた諏訪三郎も、二郎の誤で、多分彼を指したものと思はるゝ。

さて是等人々相互の關係と、もに、諏訪の稱自體に於ても、他の諸氏とは趣を異にして頗る空漠たるを免れないが、之が大體の地位は、千野藤澤兩氏と常に行動を共にした點からしても、之を察せらるゝのである。今系圖によるに、大祝貞方の弟敦眞を諏方次郎、二子範方を諏方四郎、五子範貞を諏方太郎、敦眞の子範眞を諏方太郎と註記する等、大祝の子弟及びその子孫に諏方の稱を集中し、宗家に近い支流の者の稱呼として稍廣い範圍に互り之を慣用してゐる。蓋し彼等は何れも宗家の附近にあつて、遠くその居を定むるに及ばなかつた輩であらうか。従つて上記の三人に至つても、此の範圍の何れかに屬せしむべきは、論を俟たないであらうが、今日のところ、これ以上に進んで確實性を與ふべき何の根據をも見出し得ない。

五、桑原氏 安藤次 安藤三

ともに保元の役に出、白河殿の合戦に奮闘したが、全くその後の消息を缺く。系圖によると、大祝敦光の弟清貞の傍註に桑原とあるので、或はその系に屬する一人かと思はれるが、安藤の名は出て居らぬ。然るに尊卑分脈には、清和源氏村上頼清の流に安藤太郎の名を見るので、或は村上源氏の系に歸するのが適當かも知れない。何れにしても根據は確かでないので、尙ほ後

考に俟つ。

六、金刺氏 祝盛澄 太郎光盛 手塚別當

下社祝金刺家からは既述の如く祝盛澄が義仲に従つて越中に到つた後を承けて、弟光盛が之に代はつた。それに就いて畫詞に「手塚ノ太郎光盛ハヲト、ヲ留置テ」とある記事によると、光盛が主格となり、その弟を残したことゝなるが、此のところは神長本に明かなる如く、盛澄の弟即光盛と解すべきであらう。

此外には盛衰記平家物語ともに、横田川原合戦の條に、手塚別當手塚太郎と併記して、別當と稱する者の從軍したことをいひ、後に栗津の合戦に光盛が戦死すると、別當は落人となつたとあり、又長門本には光盛を以て太郎の甥と明記してゐる。之によると盛澄以外、光盛よりも上席にあつた別當その人の存在を肯定しなければならぬ。然るに長門本には、篠原宿の戦に二百五十騎を率ゐて出陣し、實盛を打取つた當事者を別當光盛として、別當の稱を光盛にかけ、兩者を混同してゐるが、それは多分後世の誤記であるまいか。今一案を立つれば、祝盛澄は當職にあつた關係から、從軍はしたものゝ途中より引返して責任の地位に立たず、弟光盛即ち手塚の系が代つて最後まで從軍したが、その中で、別當はさしたる功績もなく、且つ末路の振はなかつたゝめ、多く世に聞ゆるに至らず、光盛獨りが後世までも喧傳せられたものではあるまいか。

さて光盛が手塚と號したのは、何の故に基づくとも事由を詳かにし難いが、手塚の稱は隣郡小縣の地名として、今も郡内西鹽田村の大字名に残り、此に起つた氏族として手塚氏の名が世

に聞えてゐる。仍つて姑く手塚氏の出自に顧みるに、此の一家は伊那氏に出る。伊那氏は清和源氏の流、滿快の系を引き、滿快四世の孫爲公が伊那郡領となり神之平の城(上伊那郡東箕輪村南小河内)に居住したに始まつて、世に所謂信濃源氏の一に屬するといふ。此の所傳が何れの點まで信用せらるべきかは明かでないが王朝の末期から鎌倉時代を通じ、伊那の一圓に勢威を張り、地方の豪族として世に聞えた丈は、疑もないところである。中田氏の諏訪家譜によると、爲公の女が神家に入り、大祝爲仲の妻となつて爲盛を生んだとあつて、早くから諏訪内部に勢力を展ばしてゐたやうにいふが、之を史實とするには、進んで確かな史料の提出を必要とする。今系圖によるに、爲公の子は、中津伊那村上依田片切堤等の稱を以て郡の内外に分布し、中でも片切の地(上伊那郡上片桐村)を根據とした爲基の家からは、既述保元平治の役に於ける片桐小八郎大夫景重を出した。次に依田の流を辿ると、左の如くになつてゐる。



依田は小縣郡上田市の南郊依田村に、手塚はその西二里のところにあつた。此の系圖の傳に

據る時は、その初め爲實が伊那から出て依田に依り、信澄の時更に手塚の地に移つたもので、此の一流の繁衍したところは、最初から小縣郡内、滋野三家の分布した間にあつたのである。而して光盛の負うた手塚の稱は、此に由來するのではあるまいか。即ち彼は祝盛澄の弟として金刺と稱すると同時に手塚と號し、又太郎といひ、分れて一家をなして祠職に従はなかつた者で、恐らくは莊園の領有關係等により、早くから小縣のあなたに手を延ばしてゐたのであるまいか。若しくは進んで女系等の縁故を辿り、信澄の系を冒してゐた者かとも想像せらる。此點に關し、一縷の手懸りとなるのは、御伽草紙の唐糸草紙にいふところである。本書は、しなののくに木曾との、さぶらひに手つかの太郎かなざしのみつもりがむすめ、唐糸の前の事蹟を仕組んだもので、一族の故郷は、しなの、國手つかの里一萬貫のところとある。固より一篇の作物語に過ぎないといへ、時代が室町期に溯る丈に、ある程度までは補助的史料として價値づけ得らるゝ。これ即ち朦朧氣乍らにも光盛を以て手塚の出身とする一の據である。さり乍ら信濃の國中に於ける手塚の所在に至つては、頗る明確を缺くので、本書にいふが如き道行文の文學的敘述を以てしては、之を斷定し兼ねるのである。仍つて之を地方の口碑に徴すると、藤澤直枝氏の報告にある如く、小縣郡の手塚では、今に太郎光盛の傳説を保存してゐるが、轉じて古人の説に參照すると、下社武居祝家の一族今井信古の款冬園華之下露に

さてこの光盛は、吾家の別當にして、小縣郡手塚村に生立て木曾義仲にしたかへり、ともあつて之を小縣に置く根據に乏しくない。然りとする時は、下社秋宮社頭の附近に於け

る手塚城址は寧ろ後に諏訪に移つてからの根據地と稱すべきで、當時彼はこゝに據つて下社方を背景としたに因り、自身の名乗りにも特に諏訪郡住人と冠したと考へたのである。此に於て立還つて上記手塚系を見るに、その内容に疑問を挟むべき餘地があり、中にも諏訪系との合流を敘する點に至つては、年代の錯誤甚だしく、確かに作爲の跡を留めるといはねばならぬ。さり乍ら、伊那氏の支流としての手塚氏が、恐らくは王朝の末期より小縣の一部に存在したのは、想像に難くないところ、又諏訪に於ける祝家の子弟として光盛が同時に手塚と稱したのも記録の證明する通りである。此の場合に於て、兩者を以て同名異系の存在とする修補諏訪氏系圖(續篇)のやうな見方も、成立すると同時に、管見の如き解釋を立てる餘地なしとしないので、吾人は他に反證の出ない限り、姑く此の見解を執つて進みたいと思ふ。要するに此の事實は、上社に於て滋野の族から禰津の一家を拉し來つたとは反對に、我より進んで彼に入つて、一社の勢威を新たな方面に移植した經過を物語るもの、尙ほ進んでは、比隣の土豪と提携して、共同の策戦計畫に出た表れと見らるゝ、かも知れないのである。次に手塚別當はその本名を明かにしないが、恐らくは光盛と同じく祠職に携らなかつた者で、別當の名に負ふは祠職として、或は牧監の職にあつたに因るかとも解せらるゝのである。

之によつて是を見るに、上社では、爲仲の失敗以來、大祝自身は直接干戈に携はらなかつたといへ、諏訪・千野・藤澤等近き姻戚の間に濃厚なる武的色彩を留めて、今や一族の中堅が武士階級の範疇に入り、餘勢は展びて隣郡滋野の族に及び、是等の者を通じて小縣・諏訪・伊那三郡に互る連絡が

成立してゐた形蹟を留める。之に對して下社の方面では、金刺祝自ら進んで弓馬の道に携はつて、上社よりも一步を先んじ、傍ら小縣の手塚氏とも提携して郡外に羽翼を張り、是亦一社に受けた武的感化の程度は、決して鮮少でなかつたのである。保元以降急激なる世態の變化に對し、克く一社並に一族の存在を全くした許りか、時に神威を發揚し、氏人の名聲を張り、又時には去就を過り乍らも、終局に於て甚だしい失墜に陥らないで、鎌倉幕府の開始にまで漕着け得たのは、何といつても時勢に順應した十分の準備を統ぶるに、世に時めき給ふ赫々たる神威を以てしたからである。此點に於て、本社はかの宗像や阿蘇等の大社と同じく、中央の舞臺に遠ざかつて、利害の何れにしても直接の影響から遠ざかり、獨立の自治體として、自由な生活を營み得た自然の環境に心からの感謝を捧ぐべきではなからうか。更に之に加ふるに、是等九州地方の大社と異なつて、今後に於ける政治上の優勝者たる源家重代の勢力困たると同時に、賴朝勃興の舞臺に近接した一社の所在は、之より入らうとする鎌倉時代の活躍に對する前提として、頗る注意すべき要諦であらねばならぬ。

さて上社の大祝家は、⁽⁴⁷⁾武家護持之神として、最初から賴朝が殊に信仰を寄せた鹿島の大宮司や大禰宜家と、もに、祈禱の功によつて丹誠を擧げて止まつて、實戰に携はらなかつたが、それだけに信仰の程度は深く、此後賴朝の成功と、もに、次第に倚賴を重くするに至つたのである。之に反して豫期に副はない運命の捌きを免れなかつたのは、かの下社の祝を始め、義仲に組した人々である。中でも大將株の祝盛澄は平家方として在京し、關東に參向する期を頗る遅延したと

あるが、彼の參勤が遅れたのは、その後義仲勢に加はつて出動し、之に時日を要したからで、此點に關する吾妻鏡の記事は若干の訂正を必要とする。さて盛澄⁽⁴⁸⁾は之がためにいたく賴朝の機嫌を損じ、梶原景時に預けて將さに誅せられんとしたが、秀郷流流鏑馬の名手としての非凡なる武藝の手並と、諏訪大明神に對する切なる念願とによつて危き命を助かり、義仲被官の族として鎌倉に召上された六十餘人の輩も、景時の執成により、盛澄カ重科ナヲ厚免アリ、況ヤ是等皆我等カ徒黨也、同先非ヲナタメラレハ、何ソ後昆ノ勇ヲナサ、ランヤト申、ヤサシク申上、道理ナリトテ悉ク赦免せられたので、盛澄自身に同道して本國に下向したとある。時は文治三年八月十五日鶴岡八幡宮放生會の日であつた。賴朝が敬神の趣旨から導かれて、反對側の祠官達に對する處置に頗る寛容的態度を執り、一旦歸順してから後、深く過去の業蹟に立入るに及ばなかつたことは、他の事例が之を證して餘りあるので、本社に對した場合の如きも、彼自身の意向が奈邊に存したかは固より想像に餘りある。かやうにして幕府の新政と、もに、神としては武家擁護の地位に立ち、人としては御家人として武士的活動を試むべき更世期に入り、保元以降實戰の場面に立働いた華々しい行動の繋がりは、此に一先づ終結を告げ、此後三十餘年を経た承久の役に至るまで、復之を見ることが出来なかつたのである。

上來述べた通り、各種の方面から當代に於ける信仰の状態を考察した。遠く文化の中心を隔てた山國諏訪の舊祠たる本社は、今や正に時勢の推移に應じ、鬱然たる勢力を提げて立ち、此に幕府の開始と、もに、その生命を新たにすべき時期に入つた。此の機會に際し、従前の傾向を通觀

するに、一面では精神界の指針たる佛教、他の一面では現實の勇者たる武家と提携して、時流の催すまゝに分野の開拓に努め、東國諸社の重鎮として、獨り萬丈の氣焰を吐くの思あらしめた。之を石清水や熊野等京畿附近の大社に比する時は、京師を本位とする崇仰の程度に於て、將た時代を背景とする文化々の進度に於て、固より遠く及ばないものがあるといへ、之を海道筋の大社たる熱田に比し、鹿島や香取に較べた場合は如何。又曾ては五角の勢を以て進んだ大物忌や月山に對照して、如何なる答案を得らるべきかは、殆ど言を俟たないのである。即ち一社の特色は、一部濃厚な都振りを取入れた鹿島や香取とも違つて、土の香豊かな地方色の裡に生々した活力を潜め、その素質の健全なると同時に、素朴であつた點に存するといひたい。なほ後編「祭祀考」に參照を要する。而して此の活力こそ、鎌倉期に入り、政治的權力と結んで一社の飛躍を促す動因となつたもので、此に至つて、我が諏訪神の信仰も大成さるゝことゝなつたのである。

註(1)山鹿並に鹽原牧は舊説によると郡の東北方香無川と澁川との流域に展開する高台に當り、即ち山鹿は豐平村南大鹽に、鹽原は米澤村鹽ノ原に擬せられてゐる。尤も後者に就いては之を小縣郡に求めんとする栗岩英次氏の信濃古牧考(信濃郷土史研究叢書第二)の新らしい考もあるが、吾人はむしろ舊説に従ふを可とする。殘る三牧の内、岡屋は平野村に、平井且は上伊那郡朝日村に、宮處は上伊那郡伊那富村にそれゝそれと擬當せらるゝ小字名を残してゐる。

(2)畫詞(緣起四)。

(3)天正十八年八月に於ける伊奈忠勝の諏訪郡檢地高帳(諏訪郡諸村並舊蹟年代記所收)によると、本郡

七十九郷の一として上神戸郷を擧げ、次いで慶長十八年の高辻帳に神戸村とあるが、此後元祿寶永度の檢地に至つても、別に渝りない。但し此外年内神事次第舊記に、桑原の神戸・上桑原・下桑原と連記し、慶長十九年の御頭帳に上原神戸村とあるによると、時には北の方桑原に、又時には南の方上原にかけて之を呼び、他所の神戸と區分して稱へることもあつたと見える。而して此の地名によつて往古の神戸郷を求めるとは、地名考以下諸學者の執つた方法で、此點に於ては別に異論あるを聞かないが、之を基點としてその方向及び範圍を定むる上に於て、種々の意見が提出されてゐる。併し何れにしても、一個の推定説たるに止まり、今日のところ之が決定を見るに至つて居らぬ。尙ほ神戸の稱が社頭に向つた近距離の間、山を負ひ街道を控へた平野に臨む地點に残つたのも、決して偶然でないといひたい。但し今井登志喜氏の新説によると、神戸は現に「ガウト」と訓んで信州の他の地方にも同じ地名の數多くを見るので、是等のものゝ間に共通的意義を探索する必要あるとともに、諏訪に於ける神戸村の所在は恐らく往昔の桑原郷に屬し、之を神戸郷の名残とするは當らない。而して神戸郷たる以上、上社に接近する區域に求めるのが適當であらうといふにあるが、今姑く従前の説によることゝした。

(4)上記天正十八年諏訪郡檢地高帳に御社山神戸郷としてその名を擧げ、次いで慶長十六年二月の文書には、當時御射山神戸古町に對し新町の出來てゐたことを記してゐる(富士見村御射山神戸共有文書)。次いで慶長十九年の御頭帳に御射山神戸村とあつて、爾後元祿寶永度の檢地にも之に據つてゐる。

(5)鳴澤の地點に就いては、正確なる場所を指示することが困難である。宮川小學校報告によると、古老の言に宮川村西茅野と安國寺との間にその名を存したが、今は土地の人でも之を知る者がない

といふ。諏訪郡諸村並舊蹟年代記にいふ場所は、多分此所に當るのであらう。又いふ、西茅野の東南宮川村坂室と金澤村木舟との間、兩村の村界に當リスミスヂロといふ澤があつて古地圖に之をナリ澤としてあつたが、此の地圖は何れかに紛失して傳はらない。此外、宮川村伊藤直之助氏藏、天正以前ノ姿と題する古圖には、なぎ澤の名が記入されてゐるといふ。

(6) 八坂神社文書、延久三年二月二十日太政官符

(7) 賀茂社注進雜記、寛仁二年十二月二十五日太政官符

(8) 類聚三代格(一)、寛平七年六月二十六日太政官符 圖示した四至の疆域及び面積は、森口奈良吉氏の調査を煩はした。

(9) 朝野群載(七)、嘉承二年十二月攝政右大臣家政所下文 本年二月伊奈富神社に參拜し、社司稻生一忠氏の談を聴き、更に同氏の調査を経たところ、四至の地名には現在その所を失したのもあつて、正確なる圖面を作製するには、更に精査なる調査を経るを必要とするに至つたので、姑く之を省いて置く。

(10) 穂高神社に藏する文明以來の造營定日記の奥に、穂高郷四至堺の事と題する附記がある。その中で後世の追記と思はるゝのもあるが、事實には疑ふべき點がないのである。尙ほ榊立の位置は、往古の例と江戸時代中期以降のそれとの間に相違があるが、此では便宜後者の位置を圖示することとした。尙ほ此の事項に關しては、社司武田政太郎氏の外令孫政一氏を介して調査を煩はしたものが甚だ多い。

(11) 六ヶ山は三國地志卷一〇(一)所載慶長十八年三月の文書によれば、下比奈知(伊賀名賀郡比奈知村下比奈知)、澗原(同村澗原)、奈垣(同郡國津村奈垣)、布生(同村布生)、多羅生(伊勢一志郡太郎生村)、神末(大和

宇陀郡御杖村神末)の六ヶ村で、伊賀國名賀郡の南部から伊勢一志郡の西南端、大和宇陀郡の東端に互る地域に該當する。因みにこの六ヶ山の調査に就いては大西源一氏の盡力に俟つ所が多い。

(12) 尊卑分脈の系によつて作る。

(13) 愚管抄(五)

(14) 八代國治氏、足利庄の文化と皇室御領(國史叢說所收)及び宗像神社文書永萬元年六月二十九日・同建久五年十一月二十二日八條院廳下文等參照。

(15) 守矢文書、寛元四年十一月九日地頭職補任狀

(16) 伊奈志略(二)に「辰野、東鑑所謂辰市疑是地邪」といひ、栗岩英次氏も諏訪研究に龍布と解して論を立ててゐらるゝ。

(17) 畫詞緣起四によると、芝原は義家から一社に對し陳謝のために寄進された所と思はれる。而して寄進の元由たる爲仲の横死に關する物語が、地方に傳へられて後々までもの語草とせられ、畫詞の編者は之を根據として筆を執つたかとも思はるゝ。即ちそれ程に爲仲の最後は地方人の腦裡を刺戟したのであらう。神氏系圖に、自其時彼芝原庄被補社領、以爲仲勸請當所神云々、干今當所芝原宿中程社頭是也、とある。いふまでもなく怨靈を和めんため、その社は系圖の作製された頃までは確かに存在したのであらうが、曩きに岐阜縣社寺主任屬中原嘉作氏を煩はして調査を遂げたところ、現在では更にそれらしい遺蹟を存しないとの廻答を得た。世の常の習ひとしては、本社の方祀を奉ずるに至當とするに拘はらず、系圖に一切その事に觸れないのは、より以上の異常事が人の注意を惹いたからで、やがて此の觀念から出發して、此處には別段分社の設立に及ばなかつたかも知れないのである。

(18) 有員以下の世代に關しては、大祝家と神長官家と所傳を一にしないで、大體に於て二様の系を傳へてゐる。而して今に傳はる典據としては、前者は少くも江戸中期と推定せらるゝ大祝職次第書(原書題號を缺く)を存し、有員より貞光に至る十七代の次第を敘し、記事にも文書にも古色を存してゐる。後者は更にそれよりも若干の時代を経た頃の書寫にかゝる大祝即位の傳書に見えて、一本には有員から有信に至る八代を、他の一本には爲信以來のそれを敘してゐる。管見に入つたところでは以上三書を以て最古とするが、是等系統の相違に關しては修補諏訪氏系圖(正篇)に收むる大祝世代系表に參照せられたい。尙ほ按ずるに、之に類似の傾向は熊野別當系圖の前半の部分にも見えるので、是等に通じて何等かの解決方法を見出さるべきものと考へるが、此では餘り深入りしないで、就中正確な前田本系圖によることとした。

(19) 前田本系圖を本とし、傍ら諏訪頼固氏本諏訪一族次第や地誌類等を參照して、凡その年代を爲仲から平安朝の末期に至る間に限り、その間に表れ、又は表れたと推定せらるゝ人につき、例へば關屋源三・三塚二郎等各自の通稱から、その因つて起つた地名を求め、之に現存の名稱を當たのである。その中で關屋・三塚等遠方の郡に偶々同一名字の見出さるゝのは、果してそれに決定して宜しいかどうか、頗る疑問を存するが、他に詮議の方法もないので、姑くそのまゝに掲記することとした。

(20) 修補諏訪氏系圖(正篇)によるに、爲仲襲職の年を前九年役後の治曆二年(一二三年)にかけ、次いで上洛の年を承暦二年とする。然るに同書に引く神長本には、治曆に先立ち前九年役の中間に當る康平二年の襲職とし、又守矢氏舊記には芝原の變を延久元年、又一説に之を寛治二年に置くものもあるといひ、その年次に關し後人の説の一致しない趣を見せてゐる。併し是等の點には深く立入る必要もないと思ふから、此では就中信憑するに足る畫詞と神氏系圖とによつて説を立てることとした。

すべて枝葉に互つての考證を省略する。尙ほ信重申狀の記事は、四五の條に引用した通りである。因みにいふ、舊蓮田庄芝原の地に屬する美濃の本巢郡席田村字芝原のサングウ塚を以て大祝爲仲の墳墓といふものがあるが、別にその證左なく、且つ昨年發掘の結果に徴しても、何等それらしい根拠を捕ふるに由ない。察するに附近に散在する古墳の一として、別に爲仲と關係あるものでなからう。

(21) 尊卑分脈(九・一〇)

(22) 吾妻鏡治承四年八月二十四日・宮根山縁起。

(23) 尊卑分脈(一〇)・千秋家譜。

(24) 保元物語(一)・主上三條殿行幸附官軍勢汰事・平治物語(一)・源氏勢汰事・千秋家譜。

(25) 源平盛衰記(二六)・日本傳説叢書・信濃の卷。

(26) 吉蘇志略(二)・木曾古道記。

(27) 諏訪より木曾に越す捷徑の中に、上伊那郡川島村横河川の谷を通ずるものがある。天龍の河口川岸村新倉字堂平より上伊那郡朝日村七藏寺(信州三葉師の一といふ)の所在を通つて同郡川島村に出るので、堂平にあつたといふ毘沙門天には胎内に義仲の護持佛を藏してゐたとの傳説が残つてゐる。

(28) 長門本平家物語(一三)によると、義仲は壽永二年に當り當歳の女子一人を持つたことが見える。後に頼經將軍の室となり竹御方といはれたのが之に相當するかと思はれるが、母の出自を詳かにしないから、之を以て盛澄の女の出とも定め難い。

(29) 信濃國昔委(上)によると、義仲を甫育した中原兼遠は、金刺權頭と稱し、嘉應の頃下諏訪の手塚城に源

義賢の遺子駒王丸即ち義仲をかくまつてゐたが、敵を恐れて筑摩郡木曾御嶽の城に移つたとあつて、義仲と金刺家、延いては下諏訪との關係を示唆する傳説を録してゐる。兼遠を金刺家の出身とするは、第一事實に合はないが、彼が手塚城にゐたといふのも頗る疑はしく、進んで義仲が最初諏訪に預けられたといふに至つては、後に傳會された俚俗の説と見るの外ない。併しかくの如き下諏訪關係の傳説を發生したのは、その故なしとしないのである。

(30) 吾妻鏡元暦元年正月二十三日。

(31) 信州滋野氏三家系圖・大日本史氏族志・小縣郡史。

(32) 彌津は彌津東町・彌津西町の村名にその名を残し、今小縣郡彌津村の地域に入る。海野は中世海野莊といふ。海野莊の中心は、後に本海野と稱し現に同郡縣村大字本海野に屬する地に當る。海野氏代々の居城と稱する海野城一名物見城は、本海野にあつて、千曲北岸の形勝を占める。而して彌津東西町と本海野とは、千曲川北の相接續する所にあつて、その間の距離二里弱。次に望月は千曲の支流鹿曲川の上流に沿つて、本牧・協和二村の間に跨り、今に兩村の大字名として残つてゐる。海野の南六里餘。因みにいふ、小縣郡彌津村の東に接する滋野村の稱は、明治以後の新村名で、滋野氏の根據地とする事由に基づいて附けたものらしく、その當時は、彌津の方でも、滋野村とせうとする談があつたといはるゝ。以上小縣郡史・藤澤直枝氏及び阿部榮之助氏報告による。

(33) 信州滋野氏三家系圖。

(34) 白鷹記・蒙求臂鷹往來貞丈雜記(一五)・濃陽志略(一)によると、美濃國惠那郡大井町の長圓寺には貞直に關する傳説を傳へ、附近にはその墓所をも存するといふ。仍つて實地の調査を岐阜縣史蹟調査委員阿部榮之助氏に委嘱して詳細なる報告を得た。之によると本寺の草創説や又現に附近の丘

上に存する甚平塚等に、信州根津氏關係の傳説を留むるは事實なるも、之を以て直ちに貞直の事蹟として宜しきや否や、篤くと攷究を要すると思はるゝので、是等の點は他日の業に譲ることとする。

(35) 前日本系圖。但し千野姓古系圖寫によると光親は爲貞の孫となつてゐる。

(36) 前日本系圖。

(37) 吾妻鏡(八……一五)

(38) 中田氏の諏訪家譜及び之が系統を引くものには、上下社別當の名が見えるが、正しい書には上下社に別當職を置き俗人を以て之に補したことをいはない。而して官牧の管理者は、武藏に別當、信濃に牧監を置く定めとなり、本國に別當職の設置されたことを傳へない。さり乍ら後に別當の稱が本國にも用ゐらるゝに至つたとは考へられないでもなく、加ふるに小縣といひ諏訪といひ、官牧の所在に當る點からいへば、本文にいつたやうな推測を試みるべき餘地なしとしないのである。

(39) 尊卑分脈(九)・伊奈根元記・上伊那郡史。

(40) 尊卑分脈(九)

(41) 小縣郡に於ける手塚氏の遺蹟につき、上田中學校の藤澤直枝氏に調査を請うたところ、次の廻答に接した。手塚太郎光盛が同郡西鹽田村手塚にゐたといふ傳説は、確かに同地に傳はつてゐる。現に石橋の石面に彫刻した馬蹄石の窪みを以て、太郎出陣の際に於ける乗馬の蹄跡とする如き俗譚も残つてゐる。享保二十年に書いた手塚濫觴記によると、手塚太郎と、から糸前とは、藤原信賴の弟信光が手塚に世を忍んでゐた頃の子供となつてゐる。然し金刺光盛といふ以上、諏訪から來たと考へるのが當然であらう。けれどもその因縁は判然しない。北佐久郡の藤澤に武居祝系の人が來てゐたところから考へると、或は手塚にも金刺系の人があるかと思はれる。城址はあるが、霞城

といふかどうかは明かでない。

(42) 信濃國菅委(上)に下諏方手塚城(霞城)を説明して、壽永の頃手塚太郎光盛の居住したことをいひ、又諏訪郡諸村並舊蹟年代記に「手塚城壽永之頃手塚之太郎居」と記してゐるのは、根據を詳かにしないが、一應首肯さるべき説といはねばならぬ。尙ほこの城址については、本文に出した秋宮社頭のもの外、春宮の西北方長地村東山田の高臺に當てる説もある。

(43) 吾妻鏡治承五年十月十二日。傳實治三年上社大祝信重申狀によると、抑散右大將家御代之始、自_リ治承年中以來至_テ干當御時數十度御亂逆諏方一家者共或被_レ疵討敵或胎譽名無_シ不_レ狎合戰之忠彼法文如此といつて、早く頼朝勃興の當初から諏方一族の者共が武力を以て之を助けたやうな主張に出てるが、大祝家としての行動は、本書にもある如く承久の役を以て初めとする。さり乍ら他にも往々例のある如く、一社として、源氏將軍家との關係を成るべく密にせうと努めた結果が、いつしか本書にいふが如き主張を産むに至らしめたものであらう。

(44) 吾妻鏡文治三年八月十五日畫詞(緣起四)

附錄

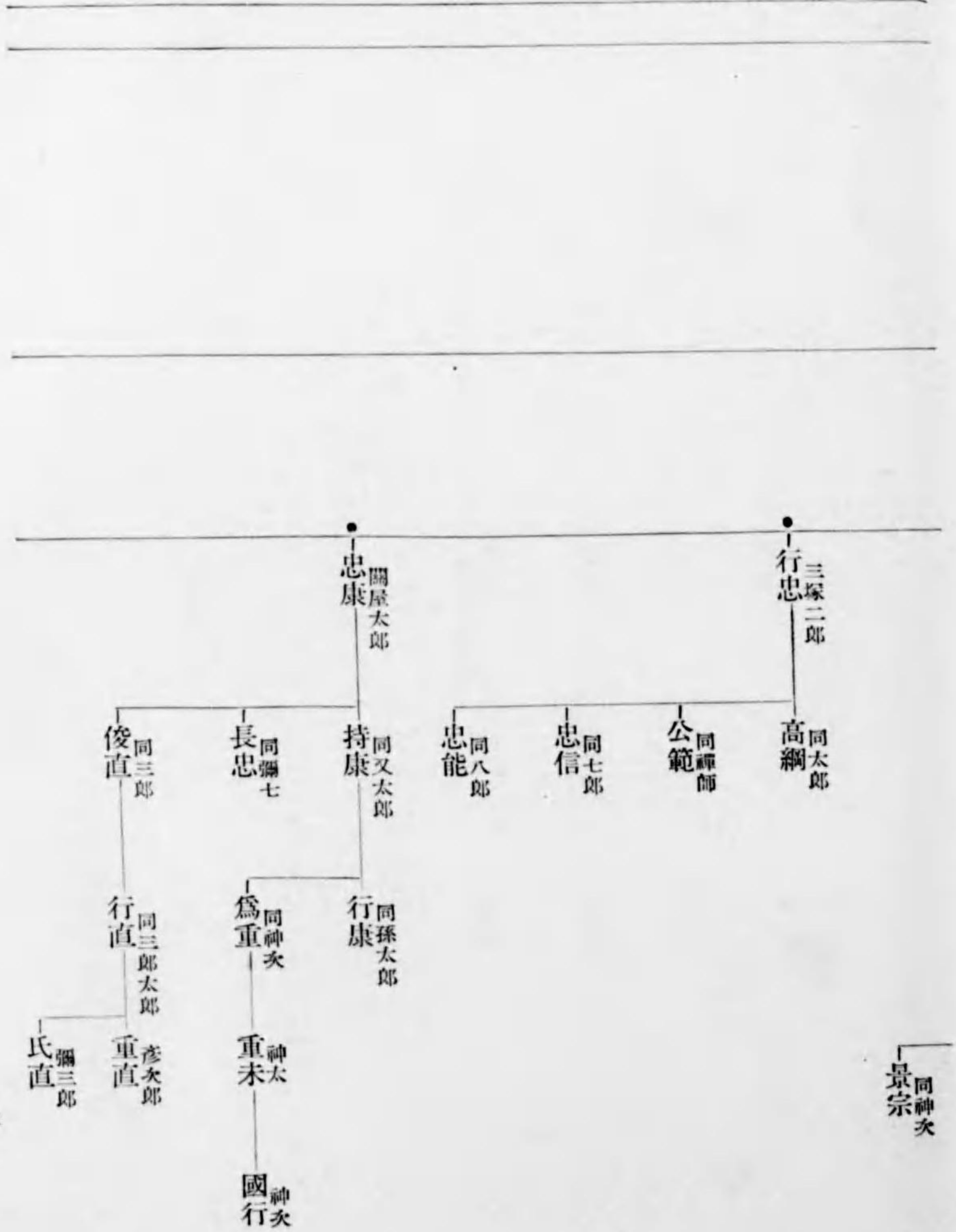
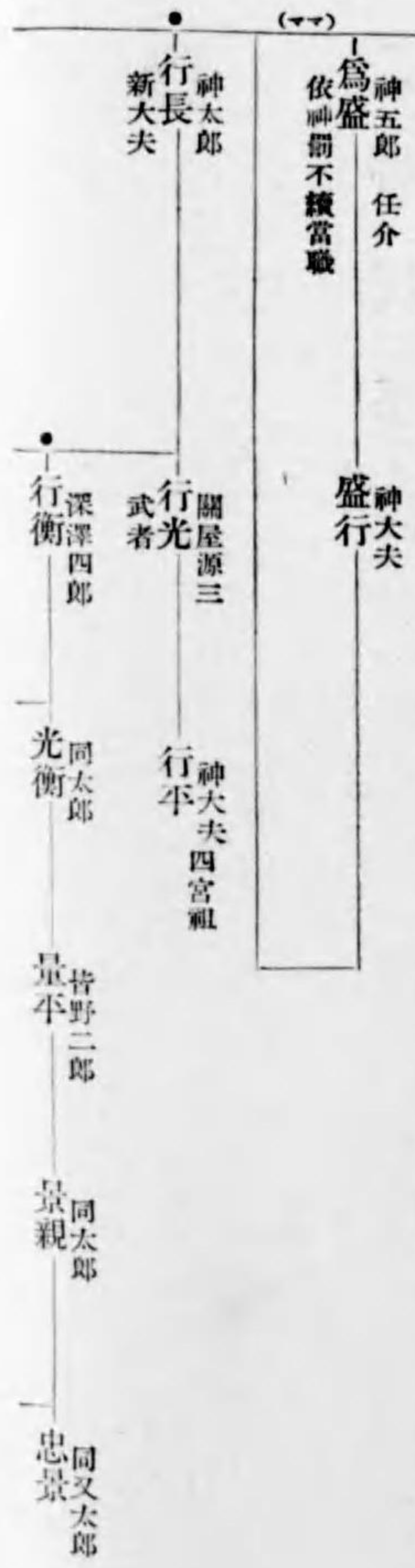
(一) 神氏系圖

夫諏方大明神垂迹事、異說在之、或他國應生靈、或吾朝根本神舊記異端、凡慮難測、爰舊事本記、說曰素盞烏尊御孫大己神第二御子建御名方神是也、神代之義幽邈而難記之、其後歷百七十九萬三千餘歲、自人皇始神武天皇十五代神功皇后元庚辰季三月皇后三韓征伐之日、尊神令化現鎮西松浦懸給、自余以降王城擁護誓願武關鎮守靈驗多般寄特記之、在別紙神幸信州諏方郡者、人皇卅二代用明天皇御宇也、于時有八歲童子有後字而令隨遂明神守屋奉諍大神至守屋山、有御合戰童子率神兵追落守屋、則于彼山麓構社壇、吾神脫着御衣於童子、吾無躰以祝爲躰、有神勅隱給御身、則彼童子爲神躰、名御衣木祝神氏始祖也、明神者普賢童子者文珠也。

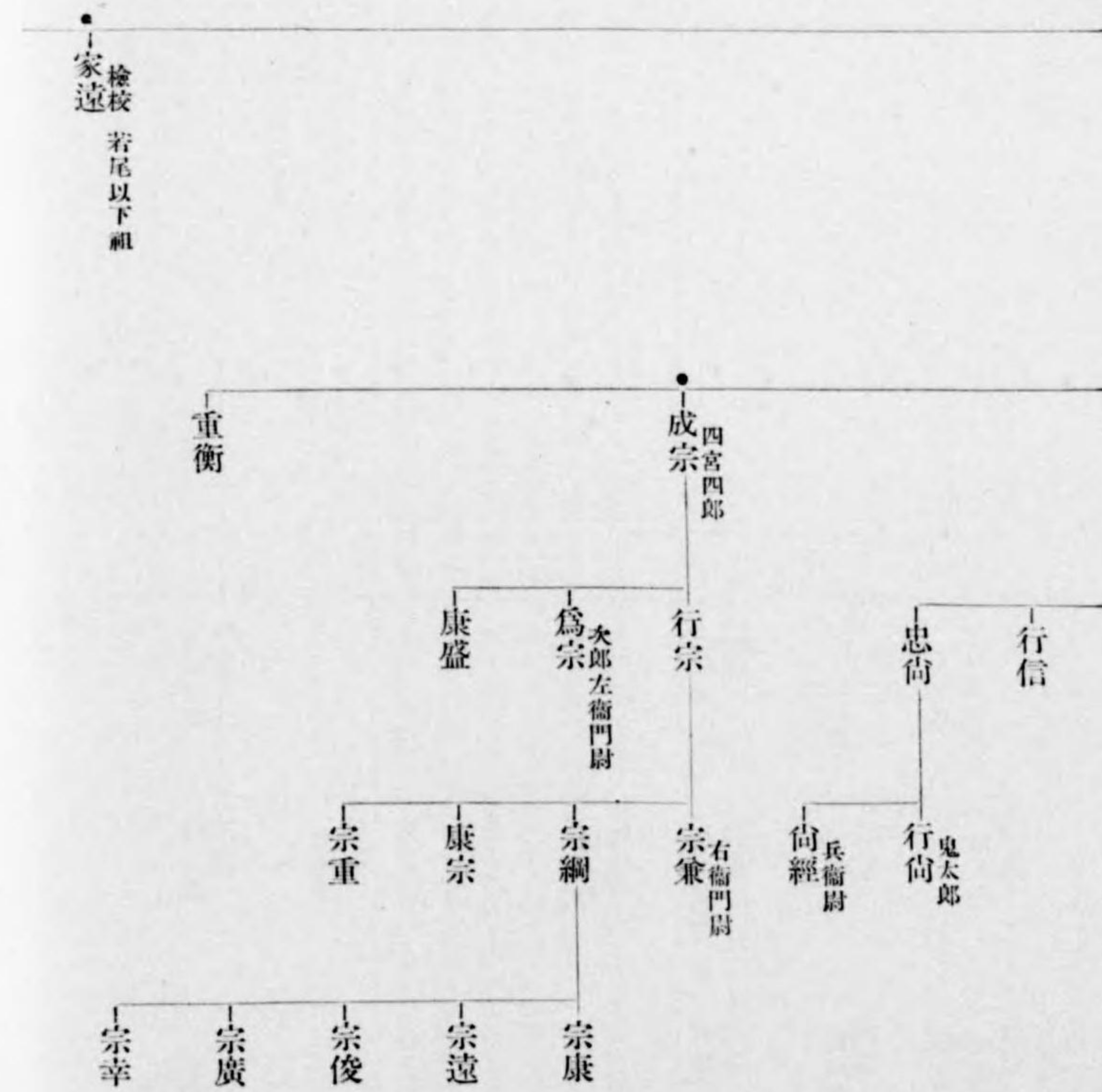
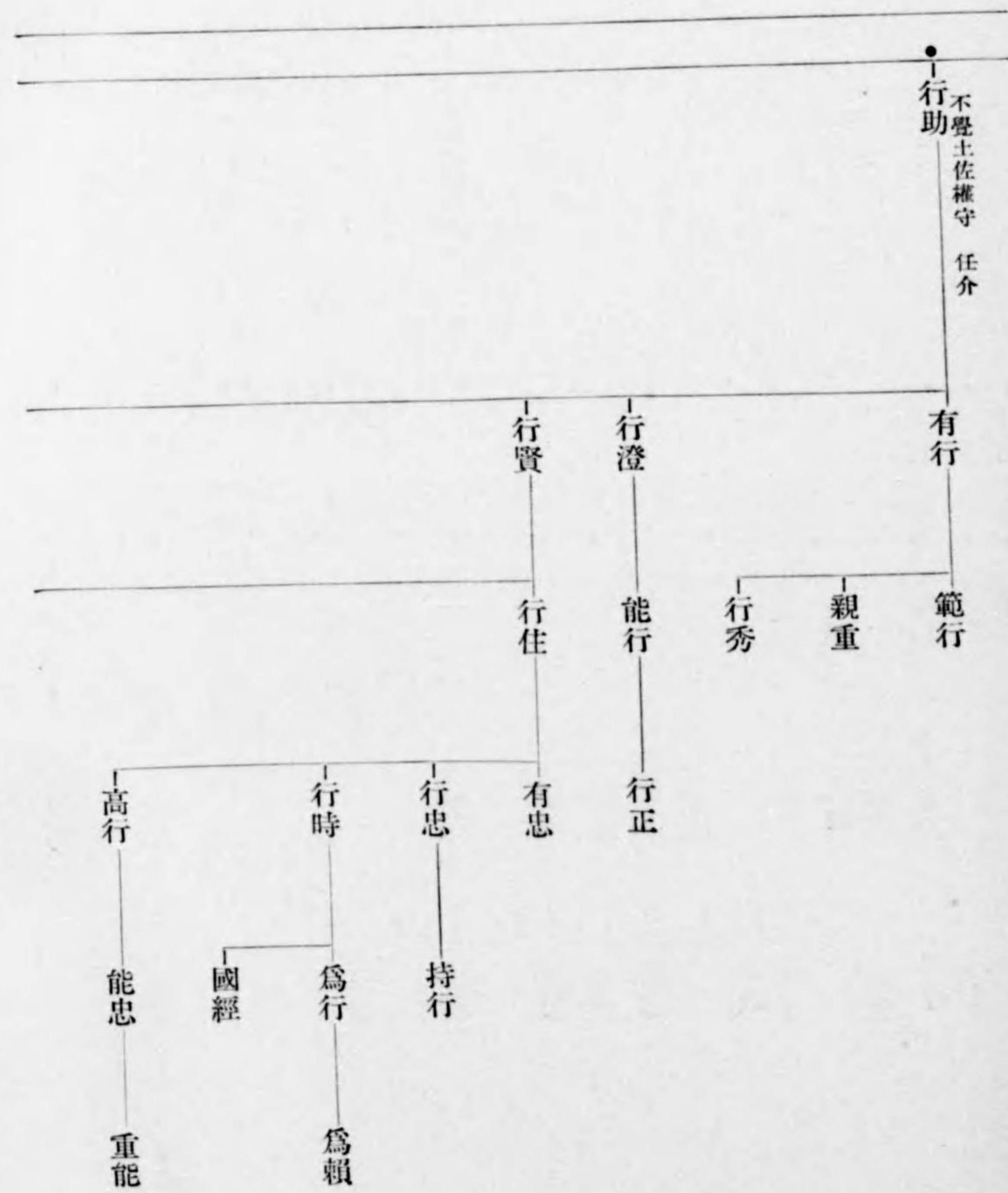
御衣木祝
有員
諏方大祝元祖
此間十四代系圖紛失

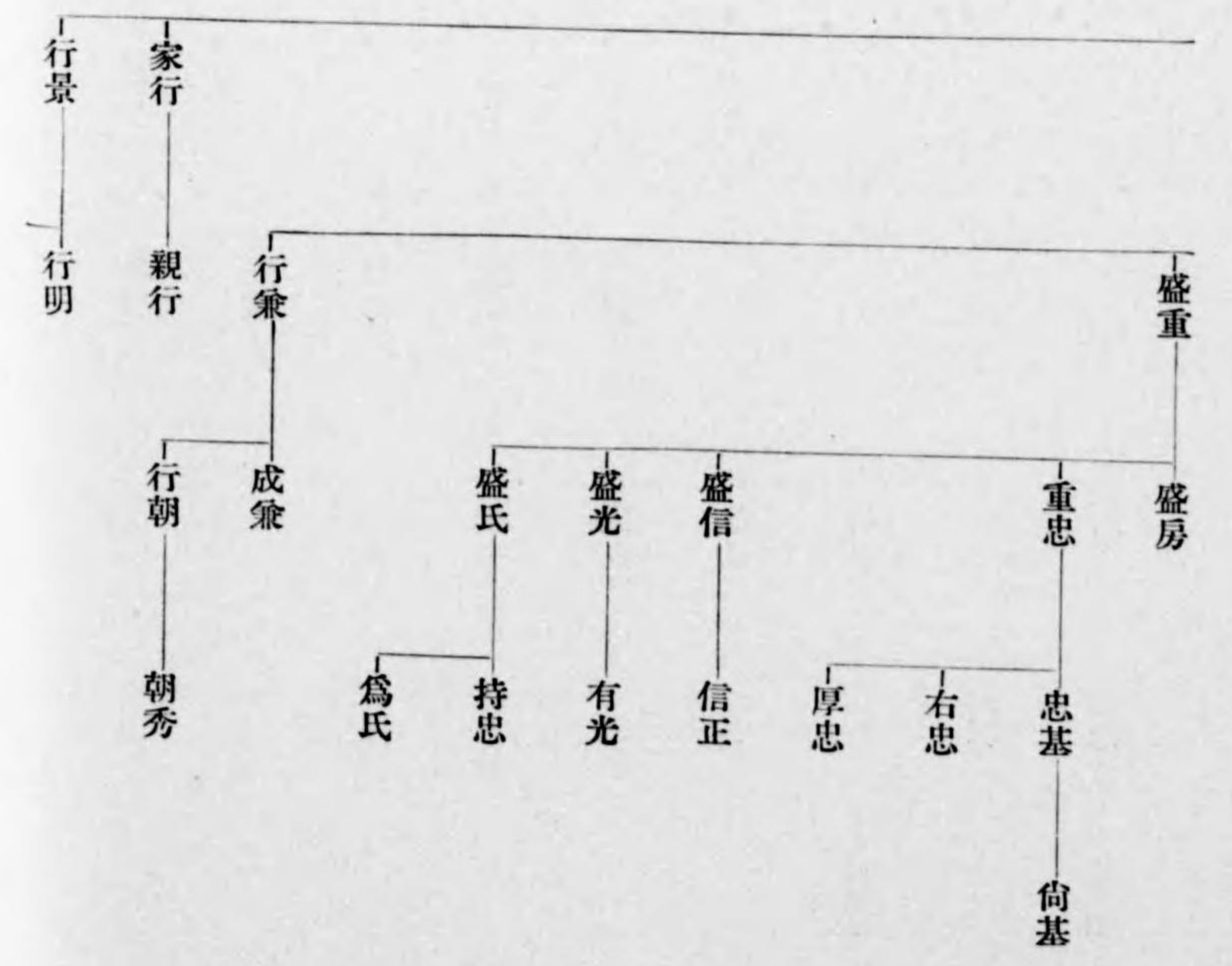
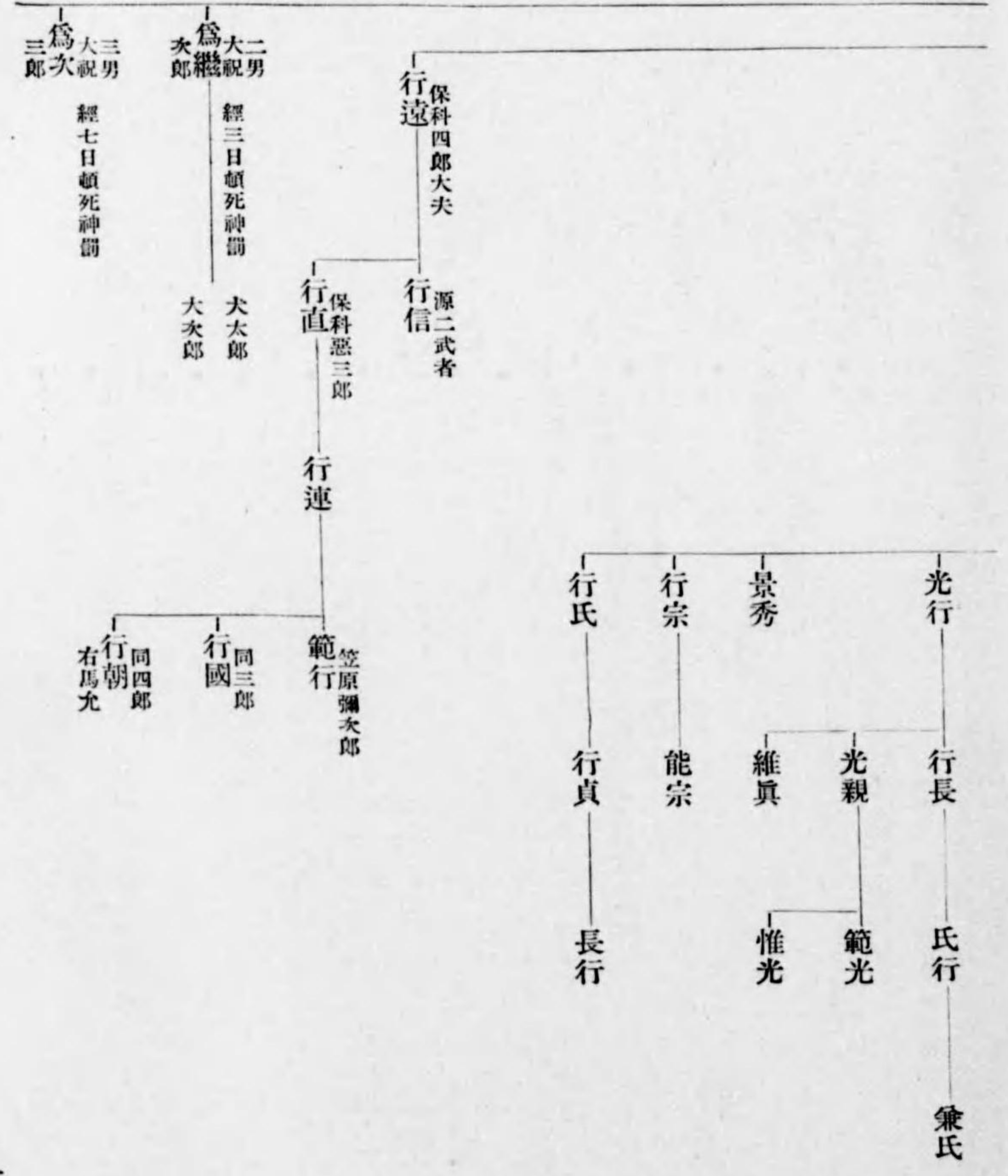


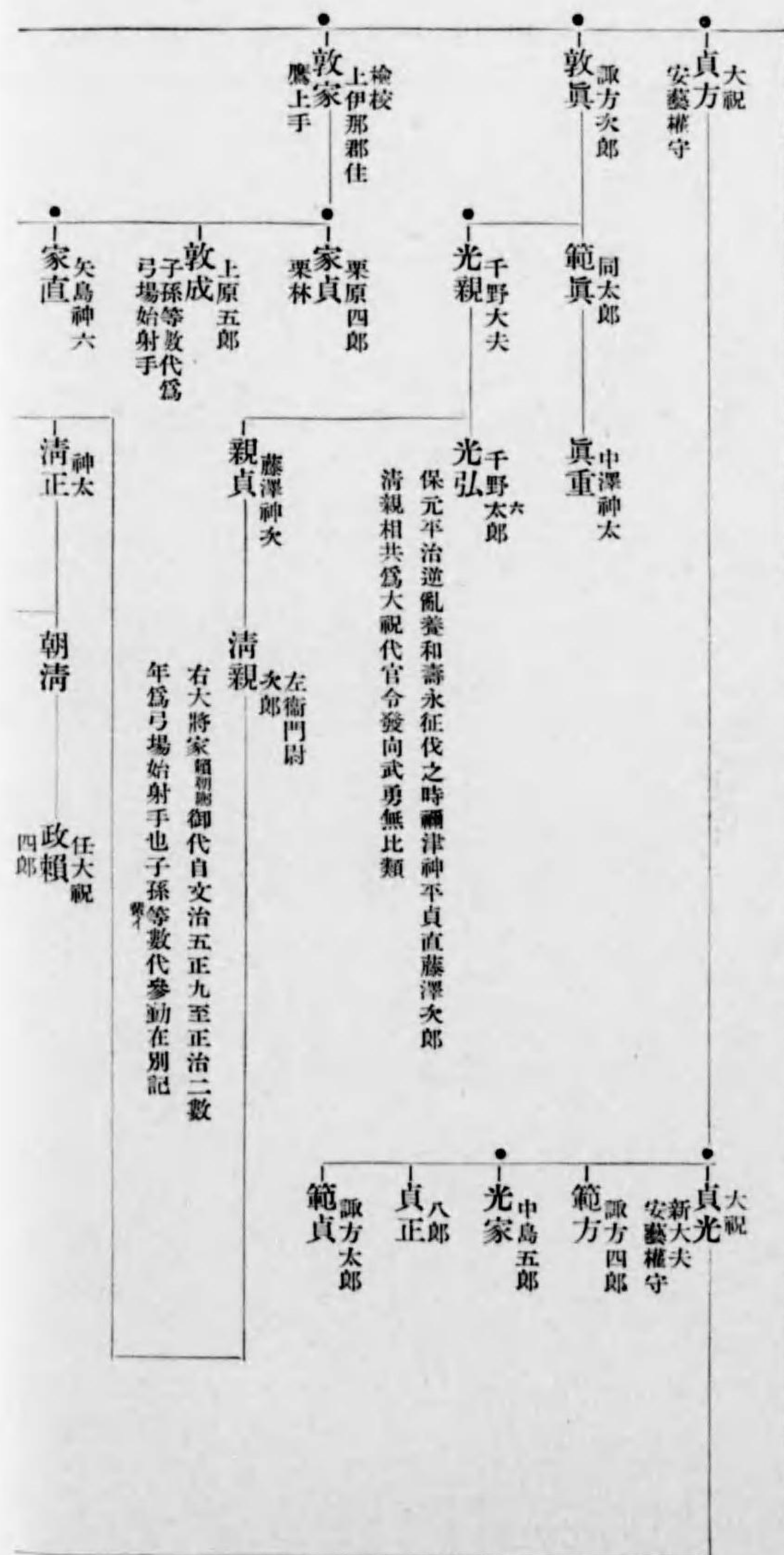
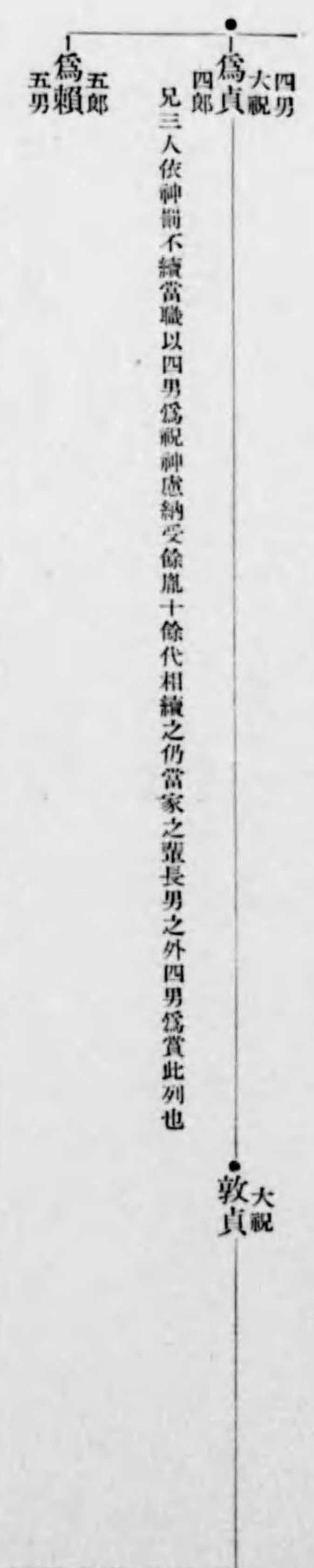
大祝 為仲
神太
人皇七十代後冷泉院御宇奥州安倍貞任宗任依為 朝敵仰鎮守府將軍陸奥守賴義朝臣被追討之間伊豫守義家朝臣相共發向有十二年被討平 朝敵是號前九年後三年之合戰此時祝為信以長男為仲令為隨逐義家朝臣抽戰功云、
人皇七十二代白河院御宇為仲當職之時鎮守府將軍陸奥守義家朝臣依誘引有上洛京都之企任當職之軍不出郡內事垂迹以來流例也不可然之由父為信再往雖加教訓不能承引上洛舉既自郡內種々有先表至美濃國建田庄芝原新羅三郎義光朝臣有召請酒宴之時雙六賽論出來忽令自殺偏所致神罰也自其時彼芝原庄被補當社領以為仲勸請當所神云、于今當所芝原宿中程社頭是也有員以來至賴信十四代系圖并代、勅裁以下相傳之證文等為仲奥州發向之刻預置勇伊那馬大夫權許之處紛失訖仍十四代不知名字然間自賴信記之



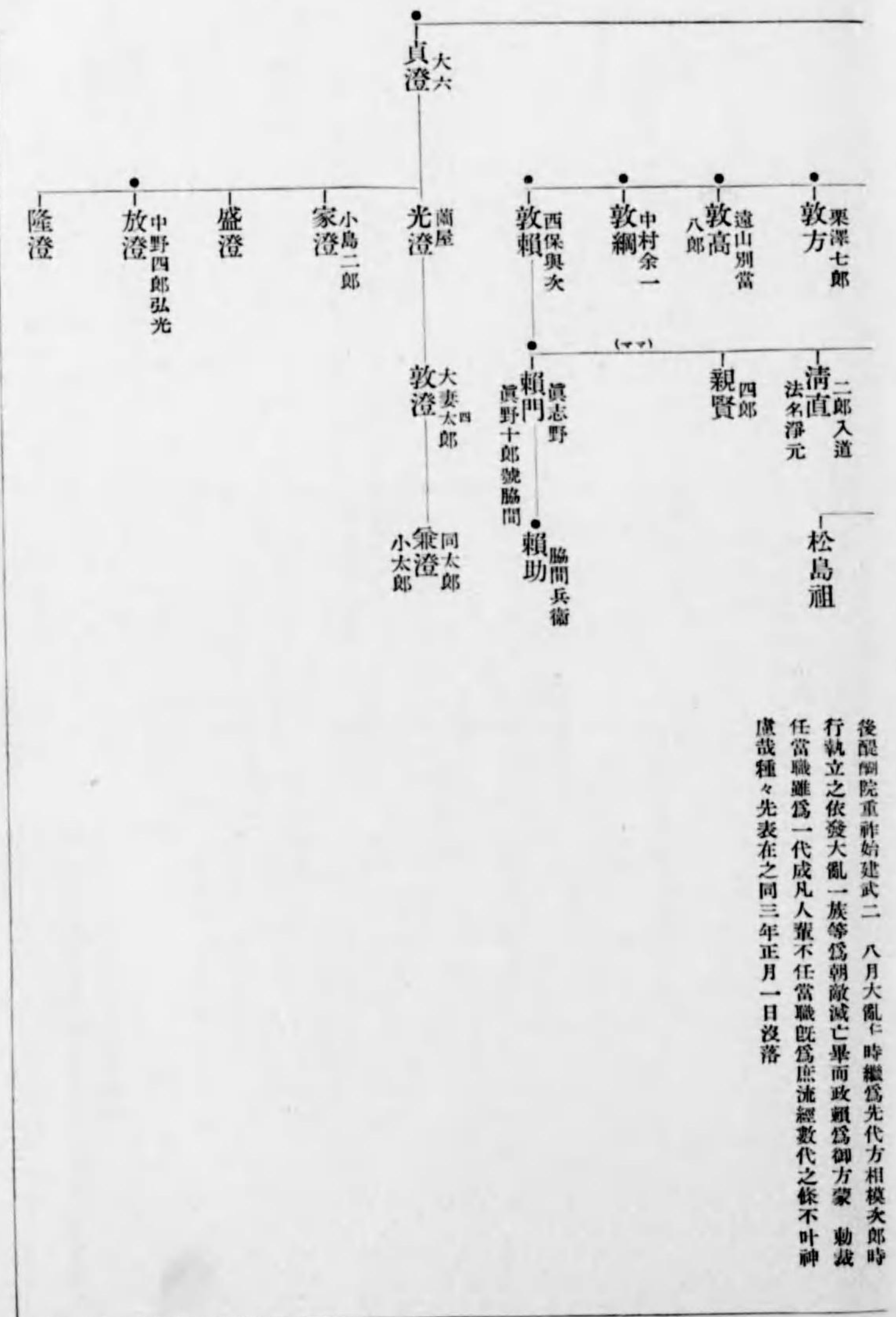
同神次
景宗



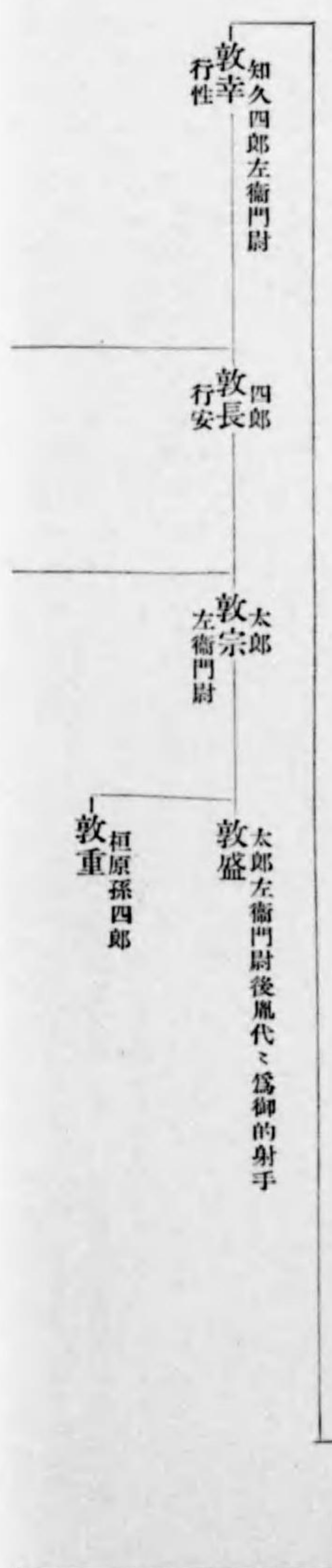




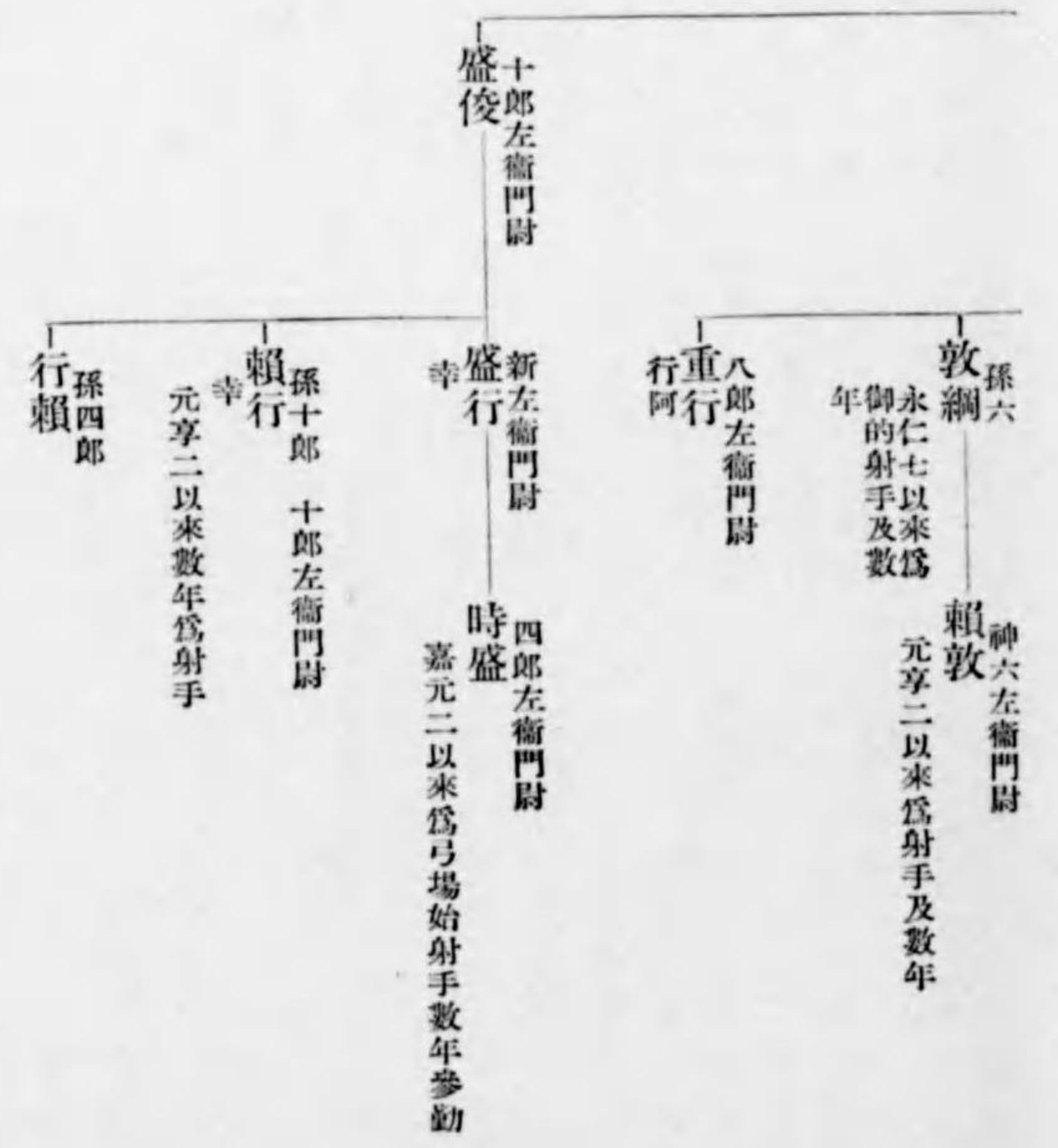
後醍醐院重建武二 八月大亂仁時繼爲先代方相模次郎時
行執立之依發大亂一族等爲朝敵滅亡畢而政頼爲御方蒙 勅裁
任當職雖爲一代成凡人輩不任當職既爲庶流經數代之餘不叶神
慮哉種々先表在之同三年正月一日没落



大祝 敦光
 新大夫
 敦方次郎
 清貞
 桑原
 金法丸
 翻津神平
 貞直
 本姓者雖為滋野自母胎有神告約神氏大祝貞光為猶子號神平為諏方郡一庄領主東國無雙鷹匠此道一流子孫相傳之



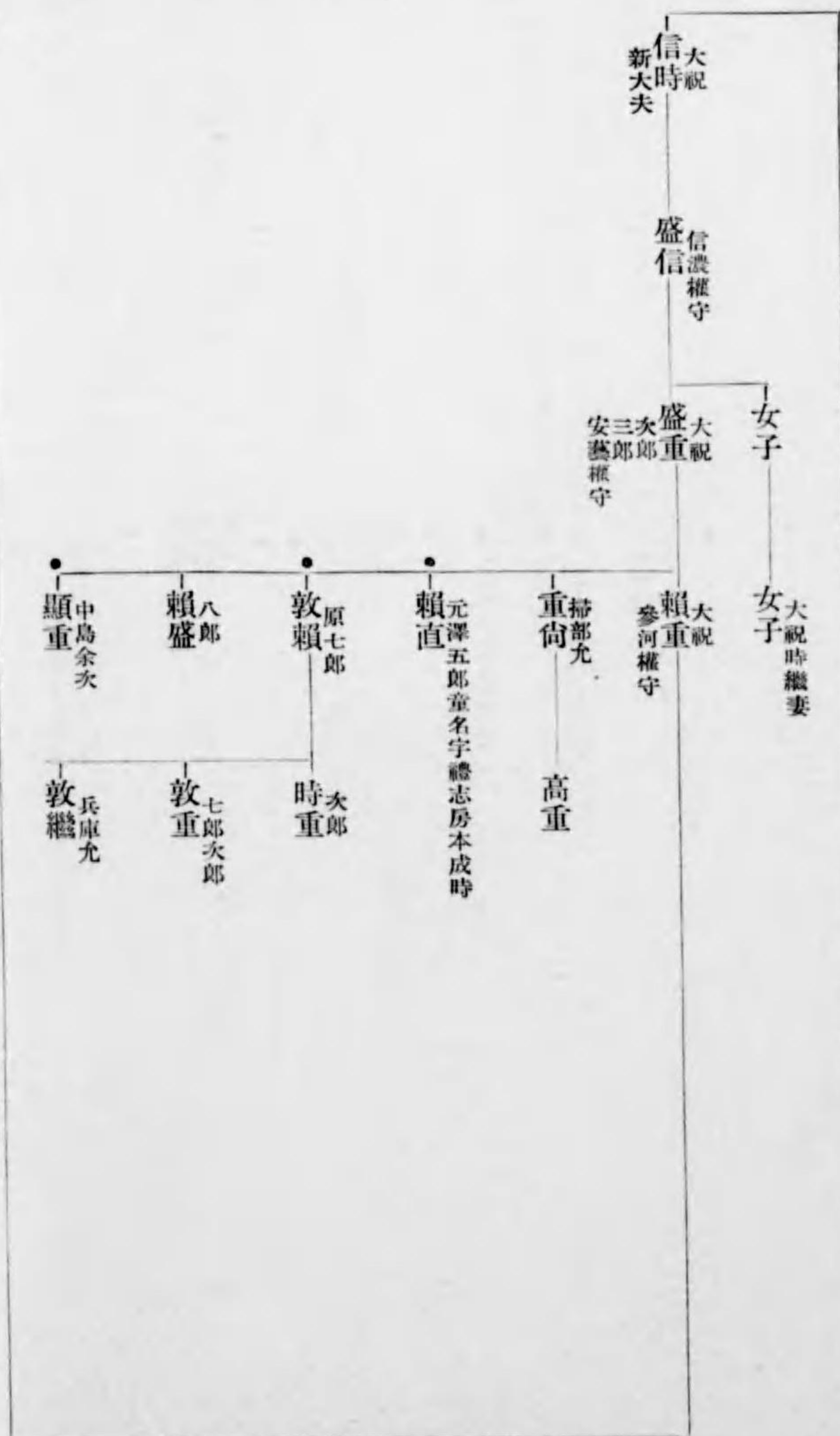
大祝 敦忠
 信濃權守
 元久二 八相模守義時朝臣寄附諏方郡小坂郷於當社厚忠為代官可致涉之旨寄進狀在之仍號彼孫在名小坂
 有光
 有賀次郎
 平出
 平井三郎大夫
 敦經
 神內馬允
 敦義
 知久十郎左衛門尉
 敦俊
 十郎
 諏方余次
 敦助



大祝 敦信
 新大夫
 承久三年五月大亂之時左京權大夫義時朝臣相催詣國信州共事一也神氏一族各相談云當社大祝者是為神體崇敬異于他重職也當職之間不出郡內保元平治逆亂養和壽永征伐之時以庶子等分遣之今度者君臣爭上下聞也天心難測宜仰冥鑒之旨存之敦信於寶前可否令卜策之處可發向之段有神判任

小太郎 重信
 信濃權守
 左衛門尉 信成

神慮長男信重一族家人勇士相副之令發向神氏正嫡自臨戰場事是最初也種々有神慮度々戰功無比類之間義時朝臣令送書札於敦信祝褒美軍忠感歎神驗其時神家一族數多西國北國令居佳後胤猶令相續之是皆彼恩賞之地也

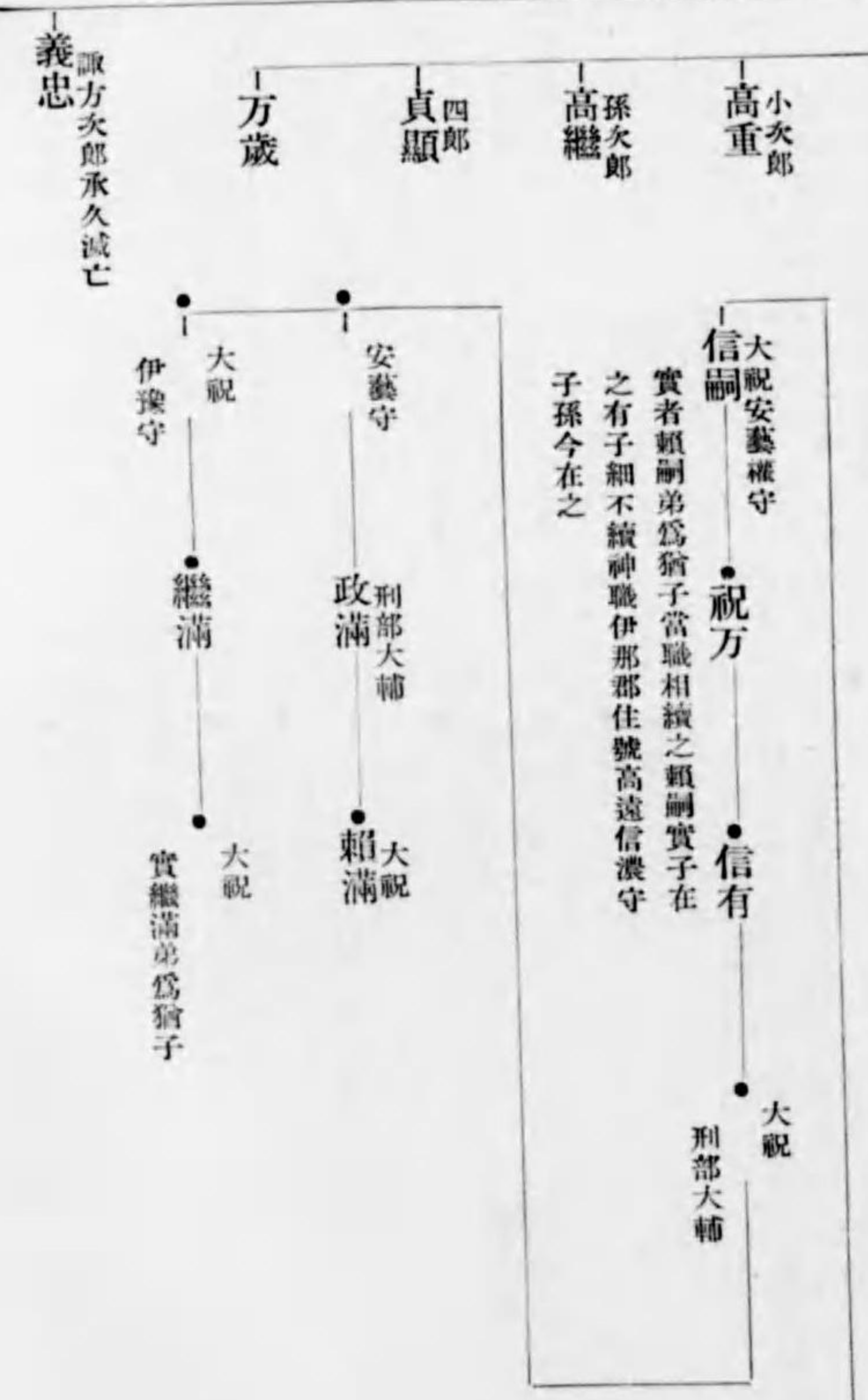


大祝 安藝權守 始時經

時繼 元弘二五廿二先代相模入道崇鑿於相州葛西東勝寺失生涯之後 後諫方左衛門入道眞性相共自害同息三郎盛高相具崇鑿息 龜壽相模二郎時行落下信州相語祝時繼建武二年七月八日打 入鎌倉之間爲討手 等持院殿蒙征夷大將軍 宣旨御發向關 東自駿河國高橋始合戰湯本相模河片瀨度々大合戰八月十九 日賴重時繼以下一族等沒落

大祝 信濃權守 法名 普寬

賴繼 改賴嗣亦賴寬 建武大亂之時父祖一族爲朝敵滅亡之後其後賴嗣七郎令籠居 諫方郡原山之處有種々神驗其後 等持院殿奉 朝儀有御 事問關東將軍上洛之時國家安否者可依當社神體之旨申之建 武三正一信州守護人小笠原信濃守貞宗甲州守護武田駿河守 等寄來當郡追落前祝賴 沙汰此賴繼之處彌神變不思議 之神驗在之凡神慮難測



宮所四郎
敦重
上伊那佳人

小坂左近將監
助忠

左衛門尉
賴忠

左近將監
盛忠

公人奉行
評定衆
引付衆
當社執行
法橋法眼
道鏡貞叟
諏方大進

左衛門尉
左近將監
童名万歳丸
貞繼

關東祇候
明子號諱方局
女子

改嗣
母藤原氏女
見波集作者
天龍寺供養之時爲奉行
觀應三後二甘京都合戰致軍忠同廿四日馳參江州神妙之旨將軍家
南方御進發之時動軍勢若到之役

大圓爲猶子
圓忠

等持院殿征夷大將軍之始仰瞻峨開山夢窓正覺國師自信州被召上之爲右筆方業異他奉公之次第別記在之諸國
諸庄園爲奉公之賞拜領之地數十ヶ所在之帶數通之 御下文公家一統之時者爲記錄所寄人
曆應二將軍家奉 勅建天龍寺始末爲奉行
關津神平貞直鷹道一流文書并諏方郡大鹽御牧等相傳之
延文比 當社緣起繪令發願 今上皇帝（應永） 委下外題之宸翰 征夷大將軍記全部與書親王臺司貴種卿士或
錄其儀趣或書其詞章家督相傳之
將軍家或時指庭下信濃櫻有御發句圓忠令續之在別見波集作者 新千載新後拾遺集等作者

次郎
童名松大丸 鹿苑院殿御宇被下之

康嗣
母藤原氏女
左近將監
左衛門少尉
信濃守入道法名信格道鏡物元
引付衆
文和四十二廿四自江州至京都
令供奉軍忠神妙之旨將軍家
鷹道御感狀在之新恩地等拜領

左衛門尉
三郎
滿嗣

母康嗣女 吉良殿妻
實者康嗣孫爲猶子
大祝願嗣猶子讓與諏方郡大鹽御牧內福澤村以下
法名祐貞道鏡松雲

次郎
左近將監號左近大夫
康綱
從五位下
侍所地方寄人

童名松菊丸始忠嗣
行信
母神祇伯家女
次郎
左衛門尉法名常信
左衛門尉道鏡心元

左衛門尉入道 法名宗泉
光繼
大和守
出家
善輪
城州石田實境菴住

童名松名丸
光信

新恩地等拜領
評定衆
引付衆
信濃守
左近將監
次郎
童名松名丸
母山徒圓明女
改號忠政赤忠卿
慈照院殿御代於御前被鷹仕下給御劔
鷹事雖爲天下御禁制於當家者如先々
贊鷹可繫旨蒙 上命矣
法名信功道鏡德林
孫次郎
出家法名等芳

童名松千代丸
貞通

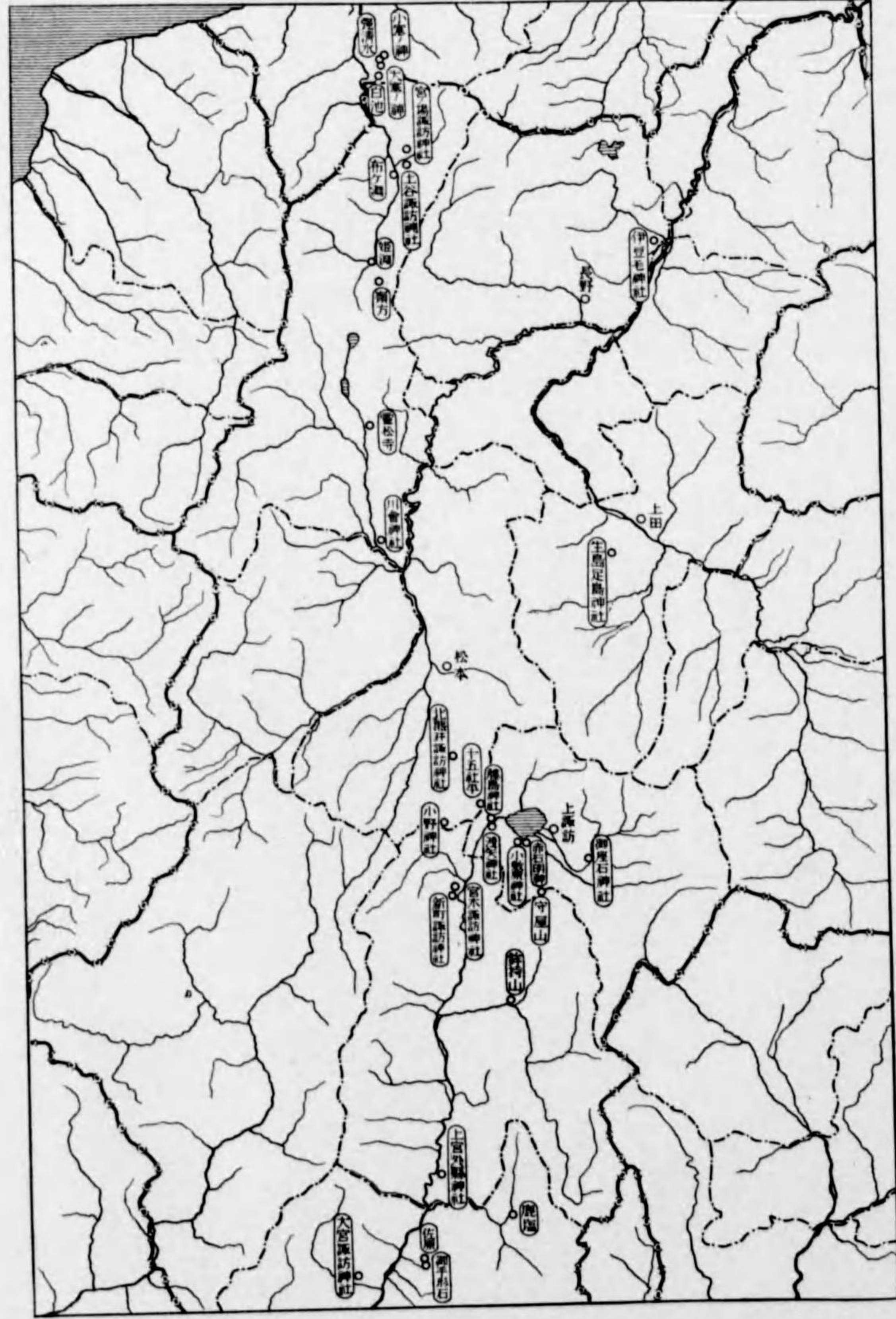
從五位上
從五位下
引付衆
信濃守左近將監
次郎
童名松千代丸
始一卿
母藤原氏
政所執事代領
新恩地等拜領
若狹守
右衛門尉
童名松代丸
長直
大同貞通
大和入道宗泉猶子
政所寄人

文龜	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明應	同	同	延徳	
元一一二六	九一一二六	八一一二七	七一一二三	六一一九	五一一二〇	四一一二九	三一一二三	二一一一九	元一二二七	三一一二六	二一一二二	元一一二三		
一一二二九寅	一一二二八卯辰	一一二二〇丑卯	一一二二四卯未	一一二一六巳辰	一一二一五辰	一一二一四寅卯	一一二一六辰	一一二一三辰	一一二一〇丑卯	一一二一八辰	一一二二五巳辰	一一二二四卯未		
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同		
大溝渡	平地渡	熊穴渡	小溝渡	大八溝渡	境大溝渡	今大河渡	大今河渡	江里渡	佛大渡	熊穴渡	小溝渡	大溝渡	高今河渡	大八溝渡
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
澤内渡	澤内渡	竹木鼻	上柳ナシ	外河渡	西海枝渡	涼濱渡	長池川鼻	長外河渡	湯池渡	上柳ナシ	竹木鼻	冷内河渡	涼外河渡	
江濱渡	高濱渡	浪柳渡	高柳渡	濱崎渡	砥河渡	湯平湯渡	浪柳渡	濱高濱渡	高濱渡	高湯渡	高湯渡	浪高濱渡	高濱渡	

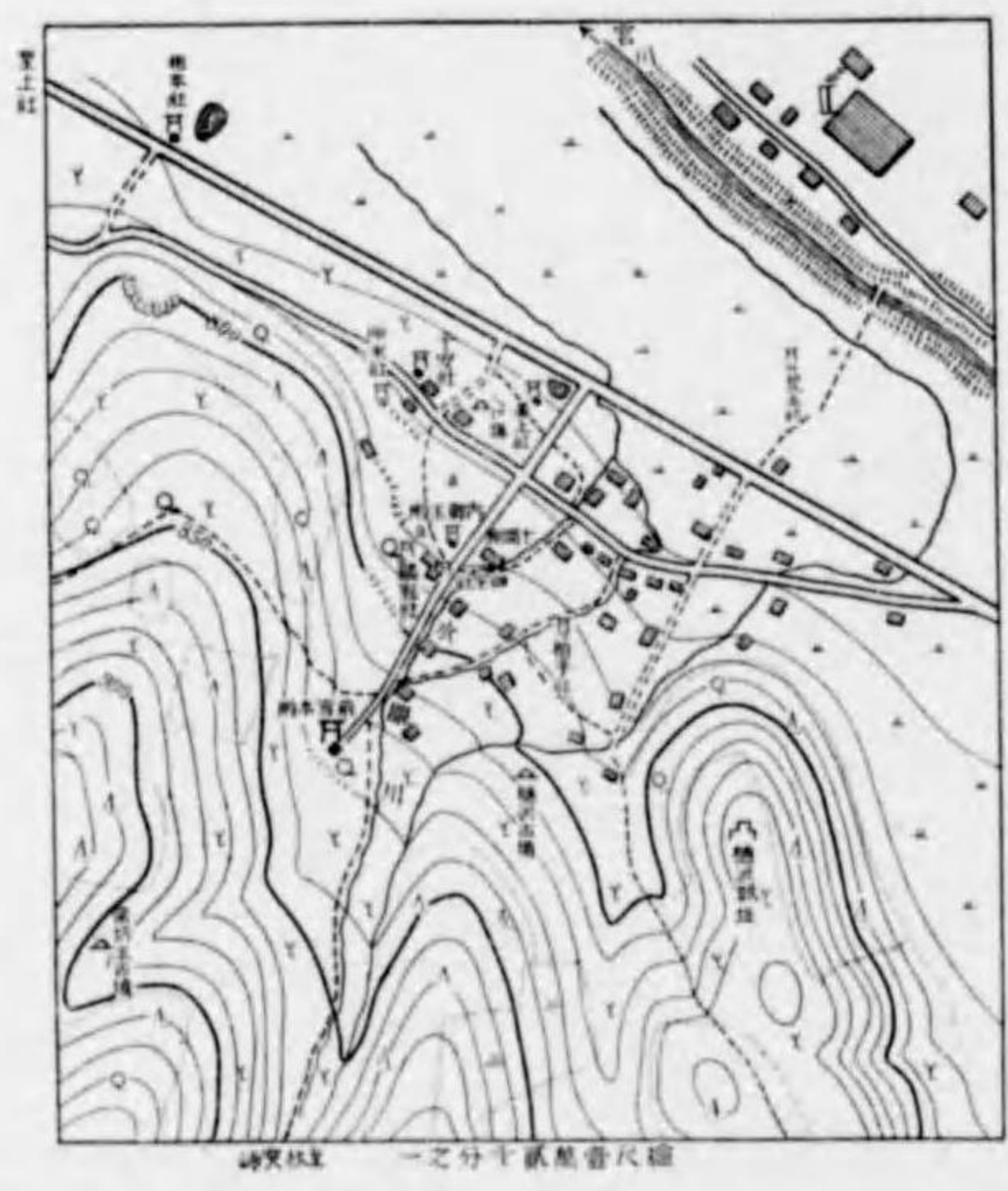
同	長享	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
二一一一〇	元一一二四	一八一一八	一七一一二六	一六一二六	一五一二三	一四一一七	一三一一七	一二一一四	一一一一五	一〇一一五	九一一五	八一一二				
一一二二五卯辰	一一二一七卯辰	一一二一三辰寅	一一二一八卯辰	一一二二四卯未	一一二〇九寅卯	一一二〇二辰卯	一一二〇九巳寅	一一一九八巳	一一二〇八巳	一一一九七辰巳	一一二一六辰巳	一一二二四卯未				
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同				
今川渡	大溝渡	柳河渡	平池渡	熊大溝渡	小湯渡	大八溝渡	熊大溝渡	平池渡	高島保田渡	平池渡	栗林渡	古河渡	境大溝渡	平池渡	大溝渡	古川渡
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
涼澤渡	外河渡	大井且渡	竹木鼻	嚴内川渡	涼外河渡	外河渡	上柳ナシ	大井且渡	小井澤渡	小井且渡	外河渡	小井且渡	外河渡	小井且渡	大井且渡	小井且渡
外河渡	高木渡	濱澤渡	濱高濱渡	浮澤渡	高島渡	浪高島渡	高島渡	蓮間渡	高島渡	沙汰ナシ	濱高島渡	平湯渡	高島渡	濱澤渡	濱澤渡	濱澤渡

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天正
一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二五	二七	五	二二	二七	二六	一七	一一	一七	三	一五	一七	二六
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二九	二七	二〇	二四	二七	二八	二〇	二五	一九	九	一八	二九	二八
夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平池	江里	河渡	江渡	江渡	古河	保窟	平湯	柳渡	並柳	萬蒲	平池	大溝
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鹽生	長河	砥生	古外	正池	相澤	正池	上溝	長井	外河	外河	長生	正池
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡
濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱
澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
二九												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
波	所	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波

同	同	元龜	永祿	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	二	元	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	四
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二二	二一	二二	二一	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四
二五	二六	二一	二五	二七	二五	一八	二八	二四	一八	二九	二五	一一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
七	五	九	二〇	二七	二七	二四	二〇	二六	二〇	二四	二七	一六
夕	寅	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	寅
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大溝	大溝	平池	西池	河	江	江	里	兔溝	蓮沼	山穴	兔溝	平池
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
正池	澤內	竹鼻	竹鼻	古外	正池	外河	鹽崎	竹鼻	鹽鼻	古外	正池	鹽鼻
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡
境	江	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱
渡	渡	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡	渡



圖布分說傳諫入神方名御建 圖二第

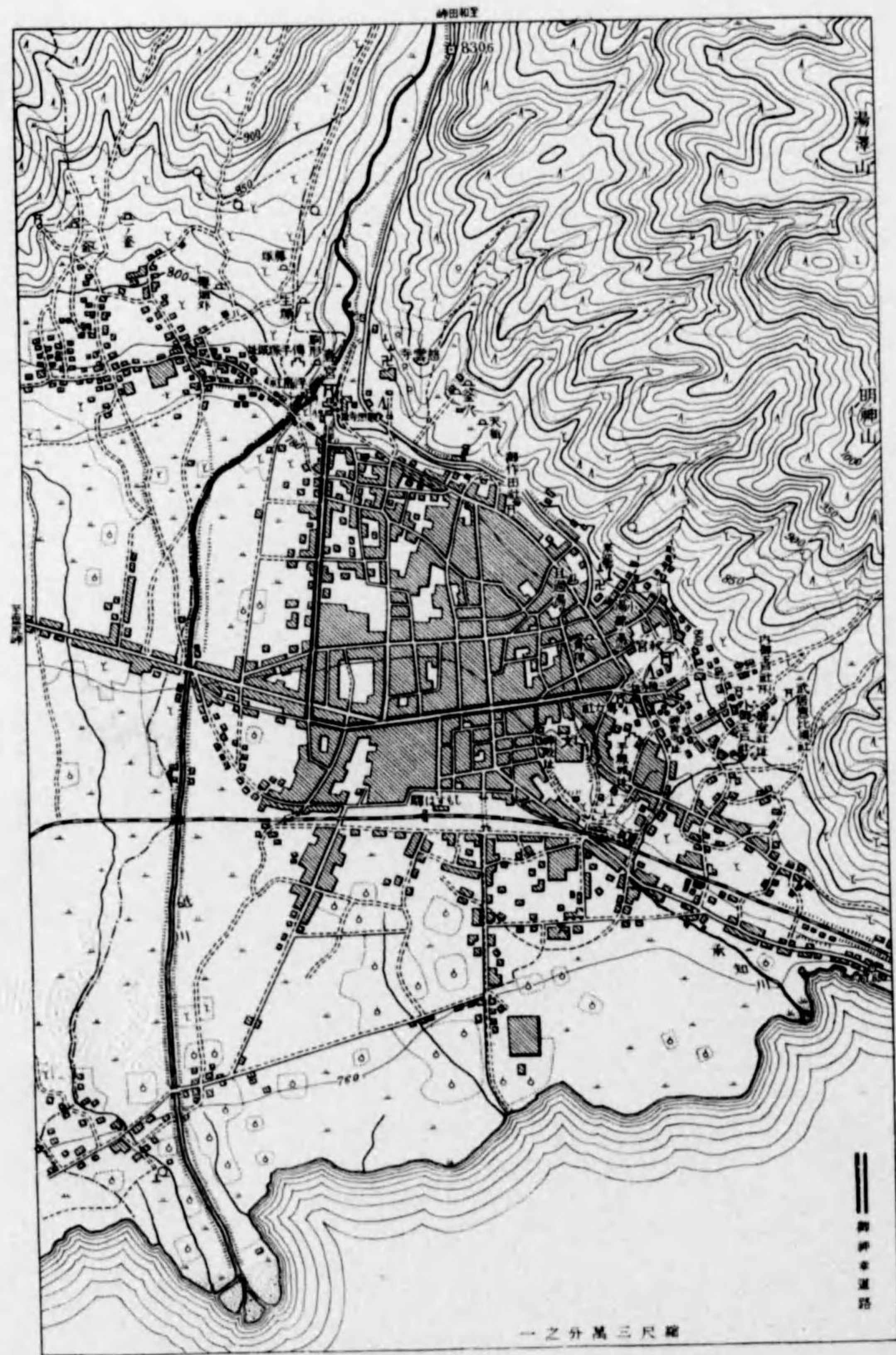


第三圖 前宮附近地形圖



第四圖 上社本宮附近地形圖

124

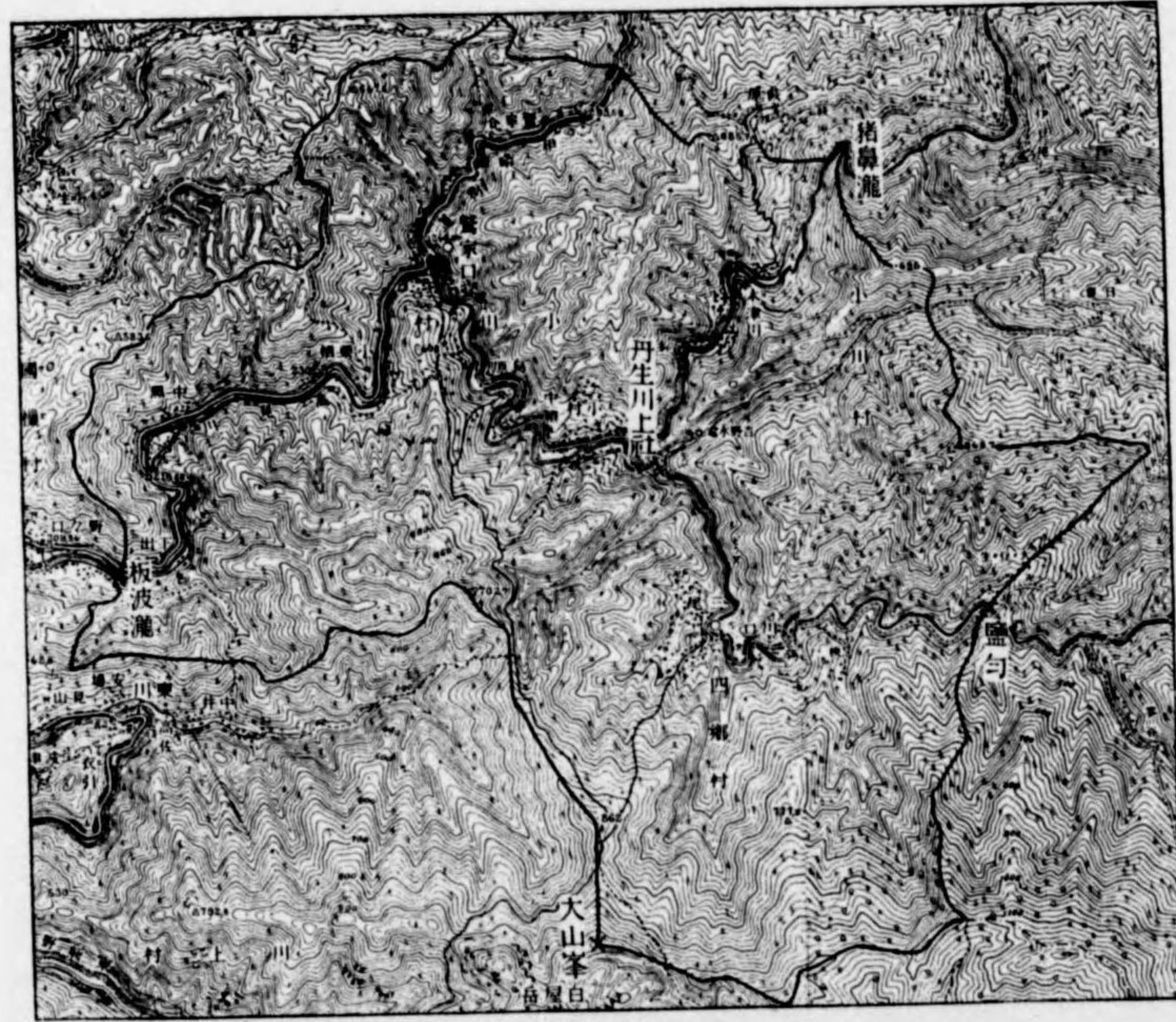


圖形地近附社下 圖五第

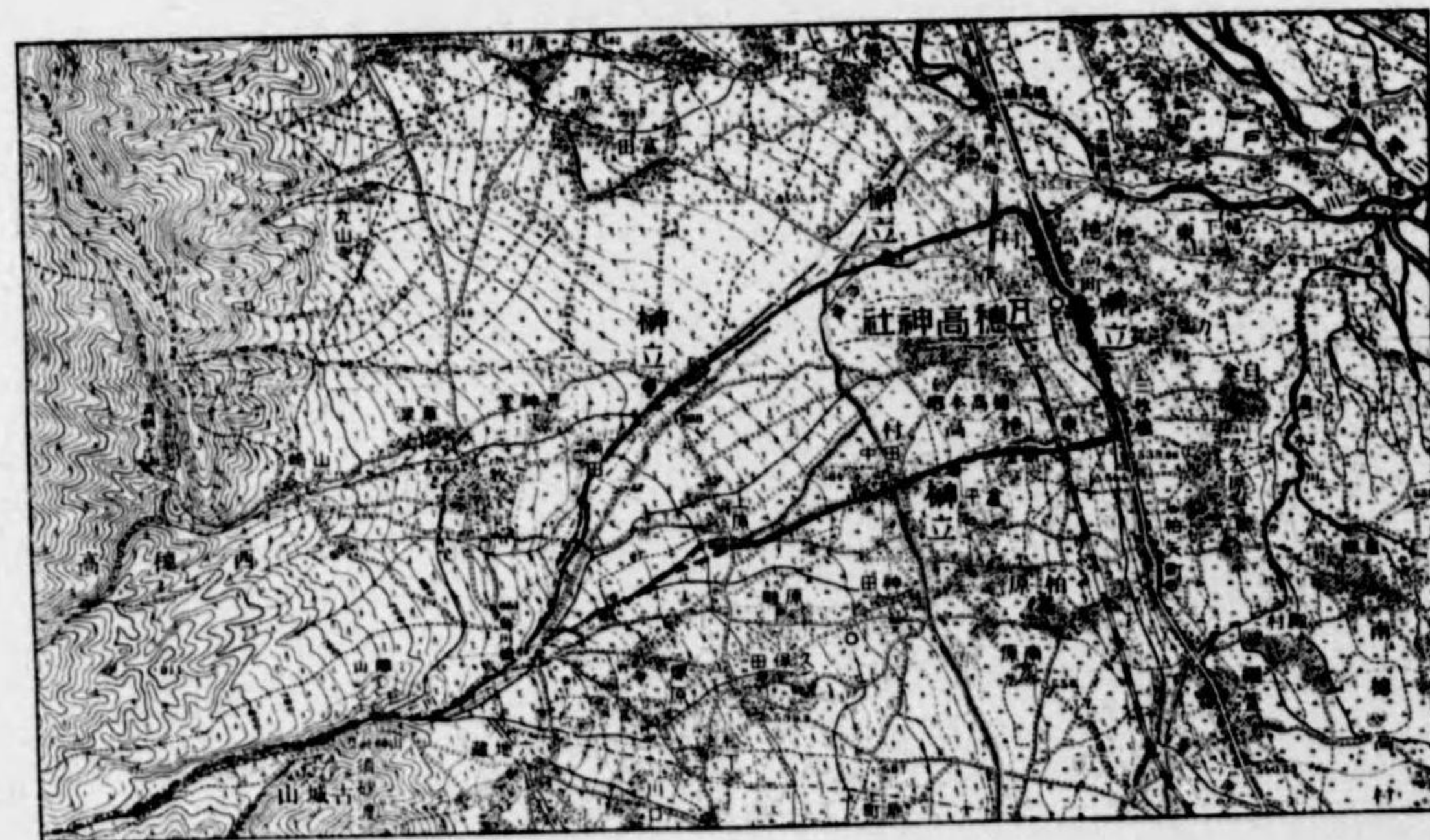


社
 名
 名

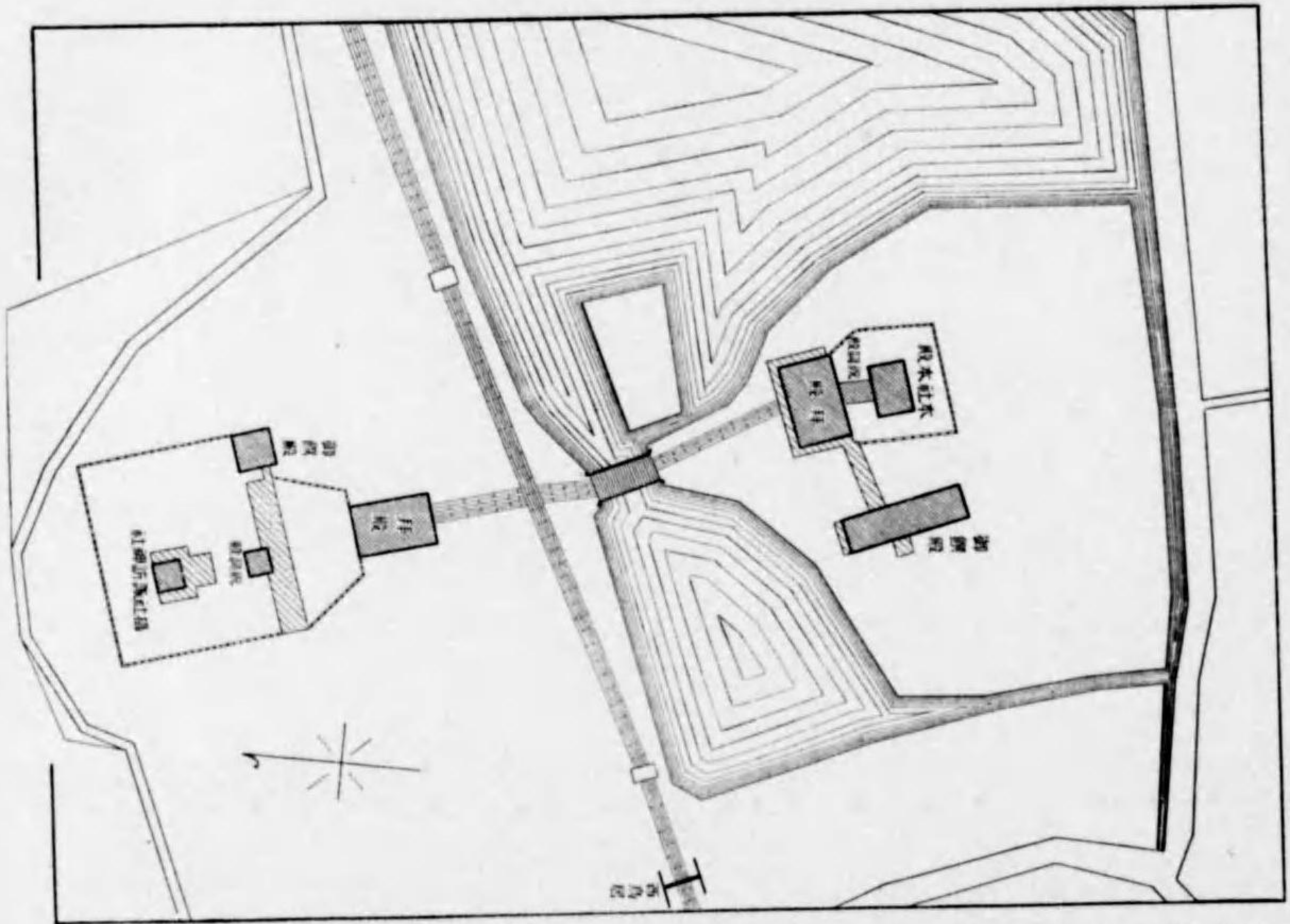
圖置位鄉牧官領社 圖七第



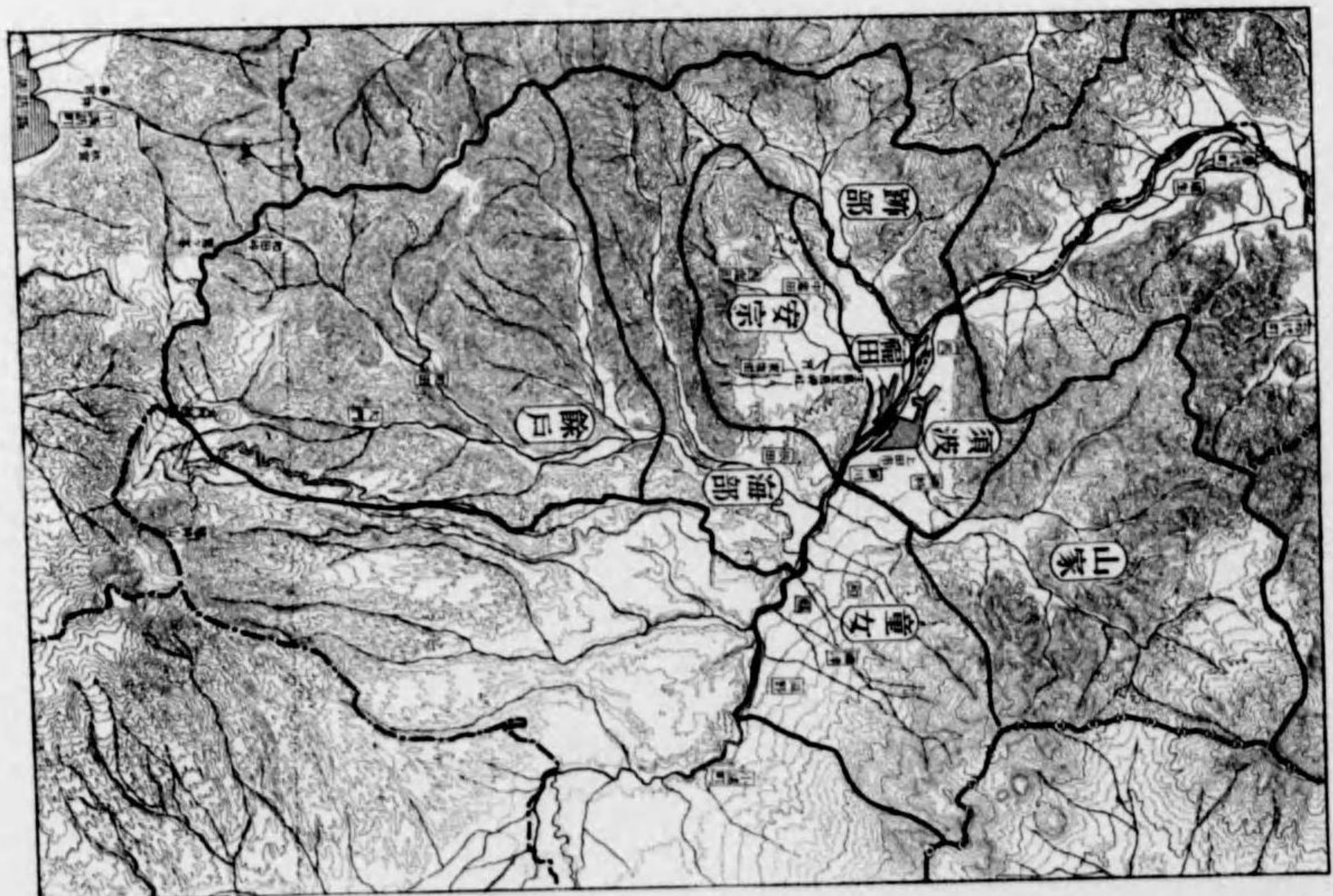
圖至四社上川生丹 圖八第



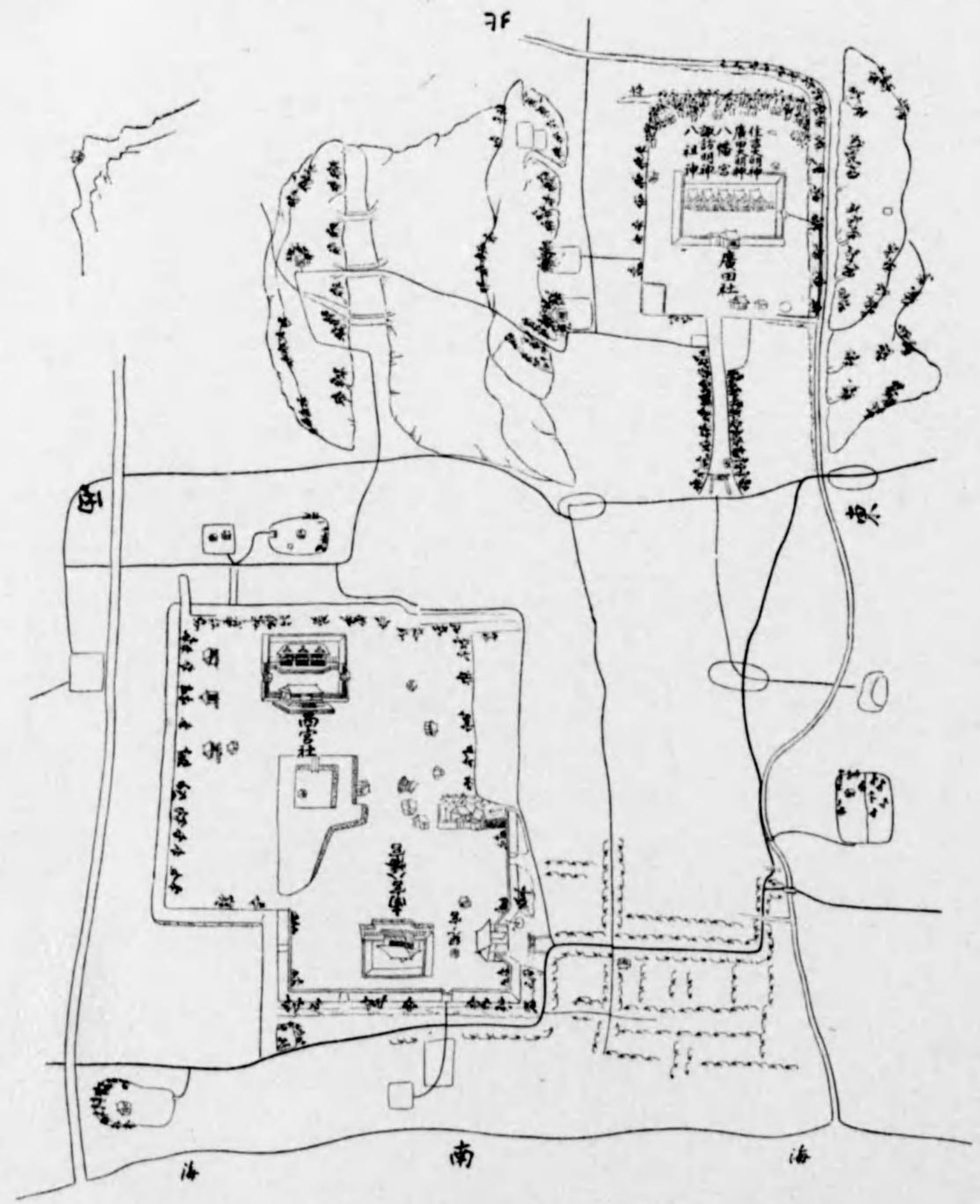
圖至四社神高徳 圖九第



第二圖 生島足島神社平面略圖



第一圖 小縣郡位置圖



第一二圖 廣田宮兩宮繪圖 (貞享三年抄寫)

張國天須
寶篋院藏
古事記上卷抄

天照大神詔之亦道昌神者古余譽神諸神
自坐天安河之上之天石室名伊都之尾羽
張神是道伊都ニモ若急非此神者具神之子
建御雷之男神此應道且具天尾羽張神者
遂塞上天安河之水而塞道居他神不得行
故別道天逆久神可問故余便天逆久神問天尾

古事記上卷抄
天照大神詔之亦道昌神者古余譽神諸神
自坐天安河之上之天石室名伊都之尾羽
張神是道若急非此神者具神之子
建御雷之男神此應道且具天尾羽張神者
遂塞上天安河之水而塞道居他神不得行
故別道天逆久神可問故余便天逆久神問天尾

羽孫神之時中書言此吞白怨之任任在百孫法之奉然於此道者深其傑子傑古
 建祿當神可遣乃貢進今天鳥敷神創建祿當
 神而遣是以此三神降到出雲國伊弉佐之小濱伊弉
 而伊弉後十衛伊弉劍伊弉逆刺伊弉立于浪穗伊弉誕生具劍前伊弉
 問具大國主神言天照大神高木神伊弉之命以問伊弉
 使之汝之字志波伊弉流伊弉兼原中國者我伊弉
 御子之伊弉所知國言依賜改汝心伊弉奈何吞白之傑伊弉
 者不得白我子八重言代主神是伊弉可白然為遊伊弉
 取真而大祿之前未遂伊弉米改今遣天鳥敷神伊弉後伊弉

未八重事代主神而問賜之時給其文大神言
在皇極經世一
 怒之此國者立奉天神之沫子即踏傾其瓶而
依天如奈
 天運乎矣於青柴垣打成而隱也此柴云 故奈
何花
 問具大國主神今汝子事代主神如白詔亦有
中結
 可白乎乎於是赤白出亦我子有建沫名方神
 除此者無也如此白之問具建沫名方神亦刻奪
手末
 手末而赤言雖米我國而忍如此物言然敬為
知如臣阿
 力競故我先敬取其沫乎故今取其沫乎者即
 取成立米之取成鈎刃故尔懼而退居尔敬取其建

律名方神之乎乞歸而取者如取若毒楹此而捉
律名方神
 離者即逃去故追往而迫到神神野國之州羽海
離者即逃
 將致時建律名方神白怒莫致我除此地者不
將致時建律名方神
 行他處亦不違我父大國主神之命不違八重事
行他處亦不違我父大國主神之命
 代主神之言此葦原中國者隨天神律子之命
代主神之言此葦原中國者隨天神律子之命
 獻故更且逐未洞具大國主神汝子等事代主
獻故更且逐未洞具大國主神
 神建律名方神工神者隨天神律子之命勿違
神建律名方神工神者隨天神律子之命
 白既故汝心余何尔吞白之律子等二神隨白
白既故汝心余何尔吞白之律子等二神
 律之不違此葦原中國者隨命既獻也唯
律之不違此葦原中國者隨命既獻也

徐汪乃者加天神御子之天津日越乃知之登

绝流 此三字以音下致此

和銅五年正月八日五位上勳左大臣綱基高信撰

諏方社事

先代舊事本紀第三曰經津主武甕槌二神降
於出雲國而問大己貴神曰天神勅曰葦原中國者
我孫子之可知之國汝將此國奉天神歟大己貴命對
當問我子事代主神然後將報云事代主神謂其言

我父直當奉違吾亦不可違。今問大己貴神亦有
白之子乎對曰必白之且我子有建德名方神除紫雲
已如此白問建德名方神乎對曰之石指樣手末而
未言雖來我國而志如此言者然欲為力競故我
先欲取其律手故令取其手者即以此水亦取成
銅。到於神野園州羽海之特建德名方神白我
除此地者不行他處亦不違我父大國主神之命
不違元八重事代主神之言此事原中國者隨天
神律子命獻矣。

古事記上卷抄

第六拾六卷

又第四日建御名方神坐信濃國諏方郡諏方神社

先代舊事本紀聖德太子并馬子大臣所製也

而德也訓來故余同其天國主神令汝子奉代主神如昔也
 可白子平於是忽白之忽我子有建御名方神降此者無也如此
 間其建御名方神于引石等事未而余言誰來我國而忽如此
 物言然欲為力竟故我先欲取其御于故令取其御于者即取成
 立水也取成御于故令懼而退居余欲取其建御名方神之于也
 而取者如取名等極批而後離者即此云故退往而到料野國所
 羽傳將設時建御名方神自怒莫故我除此地者不行他處也
 我久天國主神之命不違公重奉代主神之言此善原中國為隨天

代主神 今昔本 トモミツカヒヌト申入次ノ子健御花
健御花 今昔本 神今昔本 今昔本 神今昔本 今昔本 神今昔本

攻ラシコカハ随ヒヌカフテ流ノ西神ツハツミナ 今昔本 ツロルシハ
大命ノ事魂ツ大物主ノ神ト申入今昔本 今昔本 神今昔本 今昔本 神今昔本
ホメテ天上ニテホリキニ込ラト申入大物主神 今昔本 神今昔本 今昔本 神今昔本
天ニ帝命トシハ下ニホメ給大物主ノ神ニ高望屋座並ニ下ニカシキ
給トミ北大物主ハ下ニ 今昔本 事代主神相共ニ八十百ノ神ツヒキキ
事代主神ノ事 今昔本 天ニツツ大ノ神ツトニホ入給キ且ツ八十百ノ神ツ領ニキ

